

国際公文書館会議



**ISDIAH**

アーカイブズ所蔵機関の記述に関する国際標準

第1版

ベストプラクティス及び標準に関する委員会作成  
英国、ロンドン、2008年3月10日-11日

本書は、国際公文書館会議ベストプラクティス及び標準に関する委員会によって作成された。  
(採択済み)

#### 配布

国際公文書館会議標準である「アーカイブズ所蔵機関の記述に関する国際標準」第1版は、国際公文書館会議（ICA）の全会員に無料で配布している。この標準は、ICAのウェブサイト [www.ica.org](http://www.ica.org) から入手可能である。

#### 著作権

© International Council on Archives, 60, rue des Francs-Bourgeois, 75003 Paris, France.

#### 複製及び翻訳

本書の全体又は一部を非営利目的で翻訳して複製、又は転載することは、ICAの正式な承認を得た場合に限り認められる。

[日本語への翻訳は、独立行政法人国立公文書館が行った（2010年）。]

#### ISBN

## 目次

1.	はじめに .....	8
2.	関連標準及びガイドライン .....	9
3.	用語と定義集 .....	10
4.	本標準の構成及び利用 .....	11
5.	記述項目 .....	13
5.1	固有性の領域 .....	13
5.1.1	識別子 .....	13
5.1.2	名称の典拠形 .....	13
5.1.3	名称の平行形式 .....	14
5.1.4	名称の他の形式 .....	14
5.1.5	アーカイブズ所蔵機関の種類 .....	15
5.2	連絡領域 .....	16
5.2.1	所在地及び住所 .....	16
5.2.2	電話、ファクス、Eメール .....	17
5.2.3	連絡窓口 .....	18
5.3	記述領域 .....	19
5.3.1	アーカイブズ所蔵機関の歴史 .....	19
5.3.2	地理的及び文化的背景 .....	21
5.3.3	指令／権限の根拠 .....	23
5.3.4	管理体制 .....	24
5.3.5	記録管理及び収集方針 .....	25
5.3.6	建物 .....	27
5.3.7	アーカイブズ及びその他の所蔵資料 .....	29
5.3.8	検索手段、手引書及び出版物 .....	30
5.4	アクセス領域 .....	31
5.4.1	開館時間 .....	31
5.4.2	アクセス及び利用の条件 .....	32
5.4.3	アクセシビリティ .....	34
5.5	サービス領域 .....	36
5.5.1	研究支援サービス .....	36
5.5.2	複製サービス .....	38
5.5.3	一般公開エリア .....	39
5.6	管理領域 .....	40
5.6.1	記述識別子 .....	40
5.6.2	機関の識別子 .....	41
5.6.3	規則及び／又は慣行 .....	42
5.6.4	状況 .....	43
5.6.5	詳細度 .....	43
5.6.6	作成、改訂又は抹消の年月日 .....	44
5.6.7	言語及び文字体系 .....	45
5.6.8	情報源 .....	45
5.6.9	記述管理上の注記 .....	46
6.	アーカイブズ所蔵機関の記述のアーカイブズ資料とその作成者への関連付け .....	48
6.1	関連するアーカイブズ資料のタイトル及び識別子 .....	48
6.2	関係の記述 .....	48

6.3	関係の年月日 .....	48
6.4	名称の典拠形及び関連する典拠レコードの識別子.....	49
付録:	完全事例 .....	53
	例1 - 記述言語: 英語 (英国) .....	53
	例2 - 記述言語: スペイン語 (スペイン) .....	60
	例3 - 記述言語: スペイン語 (スペイン) .....	68
	例4 - 記述言語: イタリア語 (イタリア) .....	75
	例5 - 記述言語: フランス語 (フランス) .....	84
	例6 - 記述言語: ドイツ語 (ドイツ).....	88
	例7 - 記述言語: ポルトガル語 (ブラジル) .....	92
	例8 - 記述言語: ポルトガル語 (ブラジル) .....	96

## 序文

- P1. ベストプラクティス及び標準に関する委員会(ICA/CBPS)(以前の名称は「ベストプラクティス及び標準に関する臨時セクション」)は、アーカイブズ業務のあらゆる分野の標準及びベストプラクティス・ガイドラインを作成・維持するために、2004年のウィーンICA大会後に創設された。2005年6月にスイスのベルンで開催された最初の臨時セクション会議において、かつての記述標準に関する委員会(ICA/CDS)によって確認された作業項目を進捗させる決定がなされた。これにより、国際的なアーカイブズ・コミュニティのメンバー数人による提案の通り、アーカイブズ資料を所蔵する機関及びその機関が利用者に提供するサービスに関する標準を起草するために、作業グループが設置された。
- P2. 最初の草案文書は、2006年1月にミラノで作成され、2007年5月にマドリードにおいて検討、修正され、適用の範囲が広げられた。この草案は、2007年7月から11月にかけて、コメントを求める目的で国際的なアーカイブズ・コミュニティに配布された。2008年3月、ロンドンにおける会議中に、作業グループは、この世界的な審査の間に寄せられたコメントを検討し、草案を適切に修正した。その後、ICA/CBPS 事務局は、ISDIAHの英語及びフランス語による最終版を作成した。この標準は、作成過程及び表明された意見の概略を添え、賛同を得るためにプログラム委員会(ICA/PCOM)に送付され、正式な承認を得るために執行委員会に提出された。この標準の最終版は、2008年、クアラルンプールのICA大会で発表された。
- P3. 従来の検索手段において述べられ言及されているように、アーカイブズ資料所蔵機関の情報は、利用者がアーカイブズ所蔵資料を利用する上で必要不可欠なものである。例えば、ICA/CDS\*によって作成された「検索手段の作成及び提示のためのガイドライン」に述べられているように、フォンドとコレクションに関する概略に加え、ガイドは一般に、文書を所蔵する機関とその機関が提供するサービスに関する一般的情報を含んでいる。
- P4. ワールドワイドウェブのおかげで、利用者は、多くの異なったアーカイブズ所蔵機関が所蔵するオンライン上の目録及び記録を記述したアーカイブズ情報システムを利用する機会が増えている。作成者及び所蔵者に関する情報を記録の記述に結び付けることは、利用者が記述されたアーカイブズ資料を総合的に理解する上で必要不可欠である。
- P5. ISAD(G) (国際標準：アーカイブズ記述の一般原則) は、フォンド及びその構成部分を記述するためのガイダンス、ISAAR(CPF) (国際標準：団体、個人、家族のためのアーカイブズ典拠レコード) は、アーカイブズ資料作成者に関する典拠レコード情報作成のためのガイダンスを提供している。ISDFは、記録作成者の機能を記述するためのガイダンスを提供している。アーカイブズ情報システムをより使いやすくするためには、アーカイブズ所蔵者に関する独立し標準化された記述が有用である。ISDIAHはこれを目的としている。

\*国際公文書館会議記述標準委員会による「検索手段の作成及び提示のための検索手段ガイドラインに関する小委員会報告書」を参照のこと。これは、<http://www.icacds.org.uk/eng/findingaids.htm> で閲覧可能。アクセス日：2008年5月14日

- P6. ICA/CBPSは、1990年代から作成されてきた4つの国際的な記述標準を調整し、調和させるために、将来、単一の参照モデルを作成すべきであるという認識を有している。

この標準を策定し、2004年から2008年に委員を務めたベストプラクティス及び標準に関するICA委員会の会員を以下に挙げる。

Nils Brübach (ドイツ、PCOM標準及びベストプラクティスの開発担当者、2007年～)  
 Blanca Desantes Fernandez (スペイン、ICA/CBPS副委員長)  
 Dick Sargent (英国)、2004年～2006年  
 Claire Sibille (フランス、ICA/CBPS共同書記)  
 Stefano Vitali (イタリア)  
 Amy Warner (英国)、2007年～

ベストプラクティス及び標準に関するICA委員会 (ICA/CBPS) は、更に以下の会員から構成されている。

Marion Beyea (カナダ、ICA/CBPS委員長)  
 Karen Cannell (米国、電子記録及びデジタル化分野のリーダー)  
 Virginia Castillo Sahun (アンドラ)  
 Rosine Cleyet-Michaud (フランス、評価選別分野のリーダー)  
 Howard Davies (英国)  
 Vincent Doom (フランス)  
 Cassandra Findlay (オーストラリア)  
 Bärbel Förster (スイス)  
 Michael Fox (米国)  
 Beatriz Franco (スペイン)  
 Padré Lydie Gnessougou Baroan-Dioumency (コートジボワール)  
 Torbjörn Hörnfeldt (スウェーデン)  
 Vitor Manoel Marques da Fonseca (ブラジル、ICA/CBPS副委員長)  
 Markku Leppanen (フィンランド)  
 Thomas Mills (米国)  
 John Martinez (米国、ICA/CBPS共同書記)  
 Catherine Nicholls (オーストラリア、保存分野のリーダー)  
 Per-Gunnar Ottosson (スウェーデン、アーカイブズ記述分野のリーダー)  
 Victoria Peters (英国)  
 Paola Tascini (イタリア)  
 Yolia Tortolero (メキシコ)

また、通信会員は以下の通り。

Eugenio Bustos Ruz (チリ)  
 Elvira Corbelles Sanjurjo (キューバ)  
 Adrian Cunningham (オーストラリア)  
 Leila Estephanio de Moura (ブラジル)  
 Ana Virginia Garcia de Benedictis (コスタリカ)  
 Marisol Mesa Leon (キューバ)  
 Miguel Rui Infante (ポルトガル)  
 Andras Sipos (ハンガリー)  
 Édouard Vasseur (フランス)

ベストプラクティス及び標準に関するICA委員会(ICA/CBPS)は、作業グループ会合への以下

の機関による支援に対し深く感謝の意を表する。

スイス連邦公文書館（スイス）  
国立ミラノ公文書館 ロンバルディア州 イタリア・アーカイブズ協会  
ロンバルディア州地域課（イタリア）  
文化省。国家アーカイブズ副総局（スペイン）  
国立公文書館（英国）

会合を開催する上で、財政及びロジスティクスの両面において上記機関の多大な貢献がなければ、この標準の策定は不可能であった。

## 1. はじめに

- 1.1 本標準は、アーカイブズ所蔵機関に関する記述の標準化のための通則を示し、それにより、以下を可能にする。
  - アーカイブズ所蔵機関を特定し連絡をとること並びに所蔵資料及び利用可能なサービスへアクセスすることについての実用的なガイダンスの提供
  - アーカイブズ所蔵機関要覧及び／又は典拠リストの作成
  - 図書館・美術館の典拠リストとの関係の構築及び／又は地域、国家及び国際のレベルにおける文化遺産関係機関の共通リストの作成
  - 地域、国家又は国際のレベルにおけるアーカイブズ所蔵機関に関する統計の作成
- 1.2 これらの記述は以下の目的で使用されることがある。
  - a. アーカイブズ記述システム内の構成単位として所蔵機関を記述する。
  - b. 要覧、アーカイブズ情報システム又はネットワーク内で、アーカイブズ所蔵機関のための標準化されたアクセスポイントとして用いる。
  - c. 機関相互の関係及び機関とその機関が所蔵するアーカイブズとの関係を記録する。
- 1.3 本標準の主な目的は、アーカイブズの保存及び一般公開を主要な機能とする機関の記述を容易にすることにある。しかし、文化的機関（図書館、美術館）、企業、家族又は個人等の他の実体がアーカイブズを所蔵していることもある。本標準又はその構成要素の適切な一部分は、所蔵記録へのアクセスを提供する全ての実体に適用することが可能である。
- 1.4 また、本標準は、機関の情報をその機関が所蔵する記録及び作成者の記述へ結びつけるための規定を設けている。それらの記述は、ISAD(G)（国際標準：アーカイブズ記述の一般原則）とISAAR(CPF)（国際標準：団体、個人、家族のためのアーカイブズ典拠レコード）に準拠すべきである。アーカイブズ資料への関連付けは、アーカイブズ所蔵機関によって適用された取り決めと分類体系に従って構築することができ、それによってフォンドに対する知的管理の維持が可能になる。
- 1.5 アーカイブズ資料の所蔵者は、法人、個人又は家族として、ISDIAHに示されているような適切な項目を含むISAAR(CPF) に準拠した典拠レコードにおいて記述できる。さもなければ、所蔵者の記述は、独立した典拠ファイルに加えることが可能である。この場合、関連する典拠レコード相互の関連付けがなされるべきである。

## 2. 関連標準及びガイドライン

注：本リストは、2008年に本標準第1版をまとめた時点で存在した関連標準の策定期期を含む。今後の読者は、各標準の最新版を参照すること。

ISAD(G) – 国際標準：アーカイブズ記述の一般原則、第2版、マドリッド：国際公文書館会議、2000年

ISAAR(CPF) – 国際標準：団体、個人、家族のためのアーカイブズ典拠レコード、第2版、ウィーン：国際公文書館会議、2004年

ISDF – 機能の記述に関する国際標準、第1版、国際公文書館会議、2008年

ISO 639-2 – 言語名の表示コード、3文字コード、ジュネーヴ：国際標準化機構、1998年

ISO 999 – 情報及びドキュメンテーション – 索引の内容、構成及び表示の指針、ジュネーヴ：国際標準化機構、1996年

ISO 2788 – ドキュメンテーション – 単一言語類語辞典の作成及び開発の指針、ジュネーヴ：国際標準化機構、1986年

ISO 3166 – 国名の表示基準、ジュネーヴ：国際標準化機構、2006年

ISO 5963 – ドキュメンテーション – 文書を検討し、テーマを決め、索引用語を選択する方法、ジュネーヴ：国際標準化機構、1985年

ISO 5964 – ドキュメンテーション – 多言語類語辞典の作成及び開発の指針、ジュネーヴ：国際標準化機構、1985年

ISO 8601 – データ要素及び交換形式 – 情報交換 – 日付及び時間の表現 第2版、ジュネーヴ：国際標準化機構、2004年

ISO 15489 – 情報及びドキュメンテーション – 記録管理、第1部、第2部、ジュネーヴ：国際標準化機構、2001年

ISO 15511 – 情報及びドキュメンテーション – 図書館及び関連組織のための国際標準識別子 (ISIL)、ジュネーヴ：国際標準化機構、2004年

ISO 15924 – 情報及びドキュメンテーション – スクリプト名の表現のためのコード、ジュネーヴ：国際標準化機構、2004年

ISO 21127 – CIDOC – 概念参照モデル、ジュネーヴ：国際標準化機構、2006年

### 3. 用語と定義集

以下の用語集は、本標準における必要不可欠な部分である。用語は、その規則のコンテキストにおいて定義されている。

**アーカイブズの記述**：記述の単位と、もしある場合は、その構成部分の正確な表現を作成すること。アーカイブズの記述は、アーカイブズ資料とそのコンテキスト、記録を作り出した記録システムを識別し、管理し、探し出し、説明するために役立つ情報を捉え、分析し、構成し、記録することによって行われる。この用語は、そのプロセスの成果物も表す。

**アーカイブズ所蔵機関**：アーカイブズ資料を保存し、一般公開している機関。

**典拠レコード**：名前を付けられた実体を識別し、記述し、また、他の関連した典拠レコードを指摘できる他の情報要素と結び付いた名称の典拠形。

**作成者**：個人又は団体活動を行う上で記録を作成、蓄積、維持管理及び／又は使用をした全ての実体（団体、家族、個人）。

**限定子**：典拠レコードの識別、理解及び／又は使用を支援する記述項目に付加される情報。

## 4. 本標準の構成及び利用

- 4.1 本標準は、アーカイブズ所蔵機関の記述に含まれる情報の種別を決定し、その記述がアーカイブズ情報システム内でどのように活用され得るかに関する手引きを提供する。記述に含まれる情報項目の内容は、アーカイブズ機関が従う慣行及び／又は規則により決定される。各国においては、アーカイブズ所蔵機関それぞれに対して固有の識別子を定め、維持することが望まれる。また、国際レベルで開発された文化機関を体系化する他のシステムと一貫していることが望ましい。
- 4.2 本標準は、各々、以下を含む情報要素から構成されている。
- a. 記述項目名
  - b. 記述項目の目的を記したステートメント
  - c. 記述項目に適用可能な一つ又は複数の規則及びとデータの制約に関するステートメント
  - d. 可能な場合は、規則の実施を例証する例
- 4.3 段落は番号を付され、その番号は引用の目的のためにだけ加えられる。これらの番号は、記述項目を指定するために使用したり、記述資源の順序又は構成を規定したりするために使用されるべきではない。
- 4.4 アーカイブズ所蔵機関の記述項目は、6つの情報領域に分類される。
1. 固有性の領域  
(一意的にアーカイブズ所蔵機関を識別し、標準化されたアクセスポイントを定義する情報が伝達される)
  2. 連絡領域  
(アーカイブズ所蔵機関に連絡を取る方法に関する情報が提供される)
  3. 記述領域  
(アーカイブズ所蔵機関の歴史、現在の構成及び収集方針に関する関連情報が伝達される)
  4. アクセス領域  
(アーカイブズ所蔵機関の利用方法、例えば、一般公開時間、利用制限等についての情報が与えられる)
  5. サービス領域  
(アーカイブズ所蔵機関が行う専門的業務に関する関連情報が伝達される)
  6. 管理領域  
(アーカイブズ所蔵機関の記述が一意的に識別され、記述がどのように、いつ、また、どの機関によって作成・管理されたかに関する情報が記録される)
- 4.5 また、本標準は、アーカイブズ所蔵機関の情報を ISAD(G)に準拠したマルチレベル記述及び ISAAR(CPF)に準拠したアーカイブズ資料の作成者としての団体・家族・個人の記述へ関連付けるための規程を第6章に設けている。ある機関の記述は、要求された数のアーカイブズ資料及び／又は典拠レコードに関連付けが可能であることに留意すること。
- 4.6 付録は、本標準に従ってまとめられたアーカイブズ所蔵機関の記述に関する完全事例

を提供している。4.11 も参照のこと。

- 4.7 これらの規則が対象とする全ての項目は利用可能であるが、以下の項目は必須である。
- 識別子 (項目 5.1.1)
  - 名称の一つ又は複数の典拠形 (項目 5.1.2)
  - 所在地及び住所 (項目 5.2.1)
- 4.8 アーカイブズ所蔵機関の記述において、記述の任意的な項目の利用及びフォーマットは、記述される機関の特質と特定の情報システム又はネットワーク内の記述の使用目的によって決定される。
- 4.9 アーカイブズを所蔵することが主な機能である機関以外の実体を記述するためにこの標準が適用される際は、記述項目の適切な一部分を使用すること。例えば、管理者が個人又は家族であるときには、プライバシー要件が考慮されなければならない。
- 4.10 現在の標準に従って設定されたアーカイブズ所蔵機関の記述における多くの項目は、アクセスポイントとして使用できる。アクセスポイントを標準化するための規則及び慣行は、各言語用に国全体又は個別に構築することができる。これらの項目のためのデータコンテンツを作成又は選択する際に使用される語彙及び慣行もまた各言語用に国全体又は個別に構築することができる。
- 4.11 本標準全体にわたって提供する例は、例証的であり規範的ではない。これらの例は、規則の規定を拡張するというよりは、その規定を明らかにするものである。例又は例が提示されている形式を指示として受け取ってはならない。コンテキストを明確にするために、各例の後に、それを提供した機関名を斜体字で示している。「注記」の後に、これも斜体字で補足説明が続く。
- 4.12 本標準は、ISAD(G) (国際標準：アーカイブズ記述の一般原則) 第2版、ISAAR(CPF) (国際標準：団体、個人、家族のためのアーカイブズ典拠レコード) 第2版及びISDF (機能の記述に関する国際標準) 第1版並びに国内のアーカイブズ記述標準と併用することを目的としている。これらの標準をアーカイブズ記述システム又はネットワークのコンテキスト内で一緒に使用すれば、アーカイブズ所蔵機関の記述はアーカイブズ資料記述及び典拠レコードに関連付けられることになる。逆の場合も同様である。これらの関連付けの作成方法に関するガイダンスは、第6章を参照のこと。
- 4.13 本標準は、アーカイブズ所蔵機関に関する情報の交換を支援するために必要な条件のほんの一部を扱うものである。コンピュータネットワーク上のアーカイブズ所蔵機関に関する自動情報交換の成功は、その交換に携わる所蔵機関による適切なコミュニケーション・フォーマットの採用に左右される。本標準は、コミュニケーション及び/又はデータ交換フォーマットの開発基盤として使用されることを目的としている。

## 5. 記述項目

### 5.1 固有性の領域

#### 5.1.1 識別子

目的：

アーカイブズ所蔵機関を識別する一意の数字コード又は文字数字コードを提供する。

規則：

関連する国際的及び国内の標準に従って、アーカイブズ所蔵機関を識別する数字コード又は文字数字コードを記録すること。

例：

GB0182

英国：国立公文書館

注記：所蔵機関「ウエストサセックス公文書館」の場合

ES.08019.ACA

スペイン：国家アーカイブズ副総局

注記：所蔵機関「アラゴン王国文書館」の場合

IT-ASMI

イタリア

注記：所蔵機関「国立ミラノ公文書館」の場合

FR/ANOM

フランス：フランス公文書管理局

注記：所蔵機関「国立海外文書館」の場合

BR AN

ブラジル：国立公文書館

注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

#### 5.1.2 名称の典拠形

目的：

アーカイブズ所蔵機関を一意的に識別する典拠形アクセスポイントを作成する。

規則：

必要であれば適切な限定子（例えば、日付、場所等）を加え、アーカイブズ所蔵機関の名称の標準形を記録すること。「使用される規則及び／又は慣行」項目(5.6.3)にどの規則がこの項目のために適用されたかを個別に明記すること。

**例：**

ウエストサセックス公文書館  
英国、国立公文書館

アラゴン王国文書館  
スペイン：国家アーカイブズ副総局

国立ミラノ公文書館  
イタリア

国立海外文書館  
フランス：フランス公文書管理局

国立公文書館（ブラジル）  
ブラジル：国立公文書館

**5.1.3 名称の平行形式**

目的：

他の言語又は文字体系においてアーカイブズ所蔵機関の名称の典拠形が成立する様々な形式を示す。

規則：

記述を作成した機関によって適用された全ての関連する国内の若しくは国際的な慣行又は規則に従って、アーカイブズ所蔵機関の名称の平行形式を記録すること。その中に、それらの慣行又は規則が求める全ての必要な下位項目及び／又は限定子が含まれる。「使用される規則及び／又は慣行」項目(5.6.3)に、どの規則が適用されたかを明記すること。

**例：**

モーガン公文書館 (Archifdy Morgannwg)  
英国、国立公文書館  
注記：所蔵機関「グラモーガン公文書館」の場合

アラゴン王国文書館 (Arxiu de la Corona d'Aragó)  
スペイン、国家アーカイブズ副総局  
注記：所蔵機関「アラゴン王国文書館」の場合

**5.1.4 名称の他の形式**

目的：

固有性の領域において他で使用されないアーカイブズ所蔵機関のその他の名称を示す。

規則：

アーカイブズ所蔵機関の知られているその他の名称を記録すること。これには、同じ名称のその他の形、頭字語、その他の制度上の名称、時を経て変わって

った名称と、可能であれば関連する日付が含まれる。

**例：**

公文書館(Public Record Office)  
英国、国立公文書館  
注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

国立公文書館  
国立歴史公文書館  
国立一般公文書館  
国立マドリード歴史公文書館  
A.H.N.  
スペイン、国家アーカイブズ副総局  
注記：所蔵機関「国立歴史公文書館」の場合

国立ミラノ公文書館 (1861年)  
ロンバルディア公文書局 (1874年～1892年)  
イタリア  
注記：所蔵機関「国立ミラノ公文書館」の場合

国立海外文書館センター (1966年～2006年)  
フランス：フランス公文書管理局  
注記：所蔵機関「国立海外文書館」の場合

ブラジル。国立公文書館 [cf. AACR2]  
帝国文書館 (1838-1890)  
帝国文書館  
国立公文書館 (1890-1911)  
国立公文書館  
国立公文書館 (1911-)  
国立公文書館  
ブラジル、国立公文書館  
注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

### 5.1.5 アーカイブズ所蔵機関の種類

目的：

アーカイブズ所蔵機関の種類を識別する。

規則：

アーカイブズ所蔵機関の種類を記録すること

注記：さまざまな整合的基準体系を、全ての関連する国内の若しくは国際的な慣行、規則又は統制用語に従って、アーカイブズ所蔵機関を分類するために利用及び/又は組み合わせることができる。

**例：**

ビジネス

英国、国立公文書館

注記：所蔵機関「イングランド銀行文書館」の場合

所有：国立公文書館

運営：自治／地域行政府

重要サイクル：歴史公文書館；中間公文書館

種類：県歴史公文書館

スペイン・イベロアメリカ・アーカイブズ便覧リスト

注記：所蔵機関「マラガ県歴史公文書館」の場合

国立公文書館

文化財文化活動省地方局 永久保存のための歴史公文書館 地方区域

イタリア

注記：所蔵機関「国立ミラノ公文書館」の場合

国所管の出先機関（文化コミュニケーション省）

フランス：フランス公文書管理局

注記：所蔵機関「国立海外文書館」の場合

連邦行政府の直接運営公的機関

ブラジル：国立公文書館

注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

**5.2 連絡領域****5.2.1 所在地及び住所**

目的：

アーカイブズ所蔵機関の全ての関連する住所を物理的及び電子的の両方において提供する。

規則：

アーカイブズ所蔵機関へ一般からアクセスするための所在地（所在地住所、郵便番号、市、地方(province)、郡(county)、州(state)、国名等）を記録すること。その他全ての関連する住所（例えば、他の施設の住所）を表すこと。また、その機関が使用している電子アドレス（例えば、ウェブサイトのURL）も記録すること。

**例：**

シャーバーン・ハウス

オーチャード・ストリート3番地

チチェスター

PO19 1RN

イギリス

連絡先:

州庁舎

チチェスター PO19 1RN

URL: <http://www.westsussex.gov.uk/ccm/navigation/libraries-and-archives/>

英国、国立公文書館

注記: 所蔵機関「ウエストサセックス公文書館」の場合

商品取引所の建物

ラ・コンステイトーション大通り3番

41071セビジャ市 (スペイン)

穀物倉の建物

サント・トマス通り5番

41071セビジャ市 (スペイン)

ウェブサイト: <http://www.mcu.es/archivos/MC/AGI/index.html>

スペイン: 国家アーカイブズ副総局

注記: 所蔵機関「インディアス文書館」の場合

セナート通り 10番

20121 ミラノ (イタリア)

ウェブサイト: <http://archivi.beniculturali.it/ASMI/indice.html>

イタリア

注記: 所蔵機関「国立ミラノ公文書館」の場合

ムラン・デテスタ通り29番

13090エクス・アン・プロバンス (フランス)

ウェブサイト: <http://www.archivesnationales.culture.gouv.fr/caom/fr/index.html>

フランス: フランス公文書管理局

注記: 所蔵機関「国立海外文書館」の場合

ブラジリア連邦区地方調整局 (COREG)

SIG-Q6 区画800- 国立印刷局庁舎の別館

70610-460- ブラジリア - 連邦区

ブラジル

[www.arquivonacional.gov.br](http://www.arquivonacional.gov.br)

ブラジル: 国立公文書館

注記: 所蔵機関「国立公文書館」の場合

## 5.2.2 電話、ファクス、Eメール

目的:

アーカイブズ所蔵機関に連絡をするために必要な詳細を提供する。

規則:

アーカイブズ所蔵機関に連絡及び/又は連絡を取り合うために利用することができる電話、ファクス及び/又はEメールアドレスとその他の電子ツールを記録すること。

**例：**

電話：01243 753600  
 ファクス：01243 533959  
 Eメール：[records.office@westsussex.gov.uk](mailto:records.office@westsussex.gov.uk)  
 英国、国立公文書館  
 注記：所蔵機関「ウエストサセックス公文書館」の場合

電話：+(34)954500528  
 ファクス：+(34)954219485  
 Eメール：[agil@mcu.es](mailto:agil@mcu.es)  
 スペイン：国家アーカイブズ副総局  
 注記：所蔵機関「インディアス文書館」の場合

電話：+39 02 7742161  
 ファクス：+39 02 774216230  
 Eメール：[as-mi@beniculturali.it](mailto:as-mi@beniculturali.it)  
 イタリア  
 注記：所蔵機関「国立ミラノ公文書館」の場合

電話：+33 (0)4 42 93 38 50  
 ファクス：+33 (0)4 42 93 38 99  
 Eメール：[caom.aix@culture.gouv.fr](mailto:caom.aix@culture.gouv.fr)  
 フランス：フランス公文書管理局  
 注記：所蔵機関「国立海外文書館」の場合

本部：  
 電話：XX (55) (21) 2179-1275  
 ファクス：XX (55) (21) 2179-1297  
 Eメール：[diretoriageral@arquivonacional.gov.br](mailto:diretoriageral@arquivonacional.gov.br)

COREG:  
 電話：XX (55) (61) 3344-8242  
 ファクス：XX (55) (61) 3344-1038  
 Eメール：[ancrdf@in.gov.br](mailto:ancrdf@in.gov.br)  
 ブラジル：国立公文書館  
 注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

**5.2.3 連絡窓口**

目的：  
 職員に連絡を取るために必要な全ての情報を利用者に提供する。  
 規則：  
 職員の名前、詳細な連絡先及び地位（氏名、責任範囲、Eメール等）を記録すること。この情報は「管理組織」項目(5.3.4)に関連付けることができる。

例：

州公文書館長：RJ チャイルズ氏  
Email: [records.office@westsussex.gov.uk](mailto:records.office@westsussex.gov.uk)  
英国、国立公文書館  
注記：所蔵機関「ウエストサセックス公文書館」の場合

<http://www.mcu.es/archivos/MC/AGI/index.html>  
スペイン：国家アーカイブズ副総局  
注記：所蔵機関「インディアス文書館」の場合

館長：マリア・バルバラ・ベルティニーニ  
Email: [mariabarbara.bertini@beniculturali.it](mailto:mariabarbara.bertini@beniculturali.it)  
広報局（URP）：マリア・ピア・ボルトロッティ  
Email: [as-mi@beniculturali.it](mailto:as-mi@beniculturali.it)  
イタリア  
注記：所蔵機関「国立ミラノ公文書館」の場合

局長：マルティヌ・コルネド  
Email: [caom.aix@culture.gouv.fr](mailto:caom.aix@culture.gouv.fr)  
事務総長：ミシェル・ブルノンビル  
Email: [michele.bournonville@culture.gouv.fr](mailto:michele.bournonville@culture.gouv.fr)  
フランス：フランス公文書管理局  
注記：所蔵機関「国立海外文書館」の場合

館長：ジャイメ・アントゥネス・ダ・シウバ  
館長補佐：マリア・エリザ・ブスタマンテ  
Eメール: [diretoriageral@arquivonacional.gov.br](mailto:diretoriageral@arquivonacional.gov.br)  
ブラジル：国立公文書館  
注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

## 5.3 記述領域

### 5.3.1 アーカイブズ所蔵機関の歴史

目的：

アーカイブズ所蔵機関の歴史を簡潔に提供する。

規則：

アーカイブズ所蔵機関の歴史について全ての関連情報を記録すること。この項目には、設立年月日、名称変更、法令上の権能又はアーカイブズ所蔵機関の権限のその他の由来の変更に関する情報が含まれる。

例：

シュロップシャー公文書館は、テルフォード・リーキン自治区を含む歴史的に有名な州であるシュロップシャーのアーカイブズ及び郷土研究のための機関である。1995年に州公文書館と郷土研究図書館が、タウンセンターの特別施設内で一つにまとめられた。1995年から2003年に、その建物は、シュロップシャー記録調査セ

ンターとして知られていた。協議の上、2003年にシュロップシャー公文書館—シュロップシャーとテルフォードの歴史への入り口と名称変更された。

英国、国立公文書館

注記：所蔵機関「シュロップシャー公文書館」の場合

(<http://www.shropshire.gov.uk/archives.nsf/open/9068325BC9965A4780256EFB004D5000>; 2007年7月3日にアクセス)

15世紀末期、貴族集団の戦いの只中において、勢力のある一族のひとつアルミランテス・デ・カステージャ家は、バジャドリッド近郊に位置する、歴史のあるシマンカス村に城を建設した。カトリック両王は、その貴族管理政策として、エンリケス家に対して城の引き渡しを要求し、こうしてその城は王家の手に渡った。市民蜂起運動を鎮圧し、王家の権力を強化して、君主制の行政組織を確立させ、1540年9月16日に、円塔のひとつを整備して、全ての重要書類をそこへ保管するように命じたのがカルロス5世である。しかし、シマンカス公文書館の本当の実現者で、その文書保管プロジェクトの重要性と意味を完全に意識していたのはフェリペ2世である。彼は、帝国の行政が情報収受及び命令発出の唯一の媒体である文書の管理に支えられていることを明確に認識していた。この目的を達成するため、彼は、ひとつの建物を建設し、法規を公布した。1572年には、ファン・デ・エレラに対し、設計図を作成するように命じたが、これは、文書保管のために建設された近代の最初の建物になった。また1588年には、世界で最初の文書保管規則と考えられる訓令に署名している。

この時から、新しいシマンカス公文書館は、君主制スペインの中央機関、つまりハプスブルク家時代（16～17世紀）の諮問会議、そしてブルボン家時代（18世紀）の書記局から（一部例外はあるが）定期的に発送される文書を受け取るようになった。1785年には、インディアス諮問会議がセビジャへ移り、19世紀の中頃にはアラゴン王国文書館へアラゴン評議会文書が、また今世紀初頭には国立歴史公文書館へ異端審問所文書が移された。行政に仕える文書保管所の時代は1844年に終わり、自由主義体制の到来と共に、シマンカス公文書館は、歴史研究に利用されるようになった。この1844年以降、同公文書館は歴史公文書館へとその姿を変えた。シマンカス公文書館のこの歴史的な歩みは、本当に例外的なものであり、現在同公文書館は、近代研究にとって最も重要な公文書館のひとつとして機能している。

スペイン：国家アーカイブズ副総局

注記：所蔵機関「シマンカス一般公文書館」の場合

イタリアの統一とともに、国立ミラノ公文書館の本拠として上院議事堂（元 Collegio Elvetico）が選ばれ、サン・フェデーレ公文書館に所蔵されていた文書が初めに移された。1851年から「ロンバルディア州公文書館長」を務めたLuigi Osio氏が、1861年から引き続き館長となった。ミラノに点在していたその他の公文書を上院議事堂に集める作業は、1874年のロンバルディア公文書局の設立とともに局長に任命されたCesare Cantù（1873年～1895年）による運営期に、徐々に進められ完成していった。Giovanni Vittani館長（1920年～1983年）の指揮の下、国立ミラノ公文書館の独立の課がサンテウストルジョ兵舎跡地に設立され、司法文書が移管された。1940年から1943年の間、公文書の一部がブリアンツァに移された。1943年8月13日、爆撃により上院議事堂がほぼ全壊し、それとともに「アルキヴィエット」（ASMIの行政文書）及び多くの文書が安全な場所へ退避されず、失われた。8月15日には、サンテウストルジョの局が灰と化し、ASMIの司法文書が失われた。イタリアの政治的統一（1861年）から、国立ミラノ公文書館は地方行政の一部をなしており、1975年までは内務省、その後は文化財文化活動省に属している。

イタリア

注記：所蔵機関「国立ミラノ公文書館」の場合

国立文書館の海外業務を行う海外文書館センター（CAOM）は、フランスの植民地拡大を跡づける文書を保存するために1966年に創設された。CAOMは、2007年1月2日から「国立海外文書館」局となった。この新名称は、地理的及びテーマ的に組織された国が所管する3つの局において、国立文書館をフランス公文書管理局に統合するという行政再編成の枠組みにおいて変更された。

フランス：フランス公文書管理局

注記：所蔵機関「国立海外文書館」の場合

1824年の憲法で規定されているように、帝国文書館は、1838年1月2日の実施規則第2号により帝国内務局に設置された。同文書館は、立法府、司法府、行政府及び教会総会議長の法的証書、教会関係の文書、皇族関係の文書及び外交関係文書の保管を管轄する権能を有していた。1860年3月3日に、指令2541号によって、ブラジルの公法、立法、行政、歴史及び地理に関する文書を保管・分類することになる機関に再編された。

1890年11月21日の指令10号によって、帝国文書館は、国立公文書館に名称を変更し、内務局の中に設置されることになった。1892年12月3日には、指令1160号により、同公文書館は司法内務省へ移管された。

1958年11月21日の指令44862号によって、この機関の新たな権限が承認された。つまり、連邦機関及び私法により設立された機関に由来する行政・歴史上の価値を有する文書のほか、公共機関又は民間機関に由来する歴史的価値を有する文書を保管し、それらの文書の使用を政府機関及び民間機関に対して許可し、歴史調査を推進し、同調査を実施し、祖国の歴史を普及させ、ブラジル人の公民教育を目指す権限である。

1975年10月15日の司法省令600-B号は、この機関が、科学・文化を普及させ、国家発展の土台と展望に関する調査を奨励するため国の文書遺産の収集・保管を目的とすることを定めた。

1991年7月12日の法務省令384号により、国立公文書館の新たな内部規定が承認され、同公文書館は、全国文書保管システムの中心機関となった。その目的は、当初から、連邦行政府の大量のアーカイブズのほか、連邦行政府の管理下に置かれる、公益性のある私文書の管理、収集、保管、保存及び復元を行うことであり、政策一行政上の決定において政府を、また権利擁護において市民を支援するため、一般的にそれらの文書に記されている情報にアクセスできることを保証し、技術、科学及び文化を普及させ、調査を奨励し、連邦政府のアーカイブズ政策を実行し、公的コストの合理化及び削減を目指している。

2000年6月に、ブラジル社会における暴力との闘いに、より有利な条件をもたらすことを目的として、複数の暫定的な措置が、省庁再編も含め、講じられた。それらの変化の中で、国立公文書館は、司法省から共和国大統領府公民局の管理下へ移され、2001年8月31日の暫定措置2216-37号によって、その移管が最終的に決定された。

ブラジル：国立公文書館

注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

### 5.3.2 地理的及び文化的背景

目的：

アーカイブズ所蔵機関の地理的及び文化的背景に関する情報を提供する。

規則：

アーカイブズ所蔵機関が属している地理的エリアを特定すること。アーカイブズ所蔵機関の文化的背景に関するその他の関連情報を記録すること。

例：

ウエストサセックスは、イングランド南部の州であり、イーストサセックス（ブライトンとホーブを含む）、ハンプシャー、サリーと州境を接している。サセックス州は12世紀以来、東西に分かれており、1888年には独立した州議会が設置されたが、1972年の地方政府法が施行された1974年まで単一の形式的な州であった。また、この時、ミッドサセックス地域（ヘイワーズ・ヒース、バージェス・ヒル、イースト・グリンステッドを含む）が、イーストサセックスから編入された。ウエストサセックスの地方自治は、ウエストサセックス州議会によって支えられ、チチェスターに本部があり、7つの自治区議会及び郡議会を置いている。加えて、161の町議会及び教区議会がある。

英国、国立公文書館

注記：所蔵機関「ウエストサセックス公文書館」の場合

セビジャに位置するインディアス文書館は、歴史と言語を共有するスペイン及びイベロアメリカの地理・文化的分野のアーカイブズ機関を含む、インターネットでアクセスできる情報処理プラットフォームであるスペイン・イベロアメリカ・アーカイブズ便覧リストに含まれている。

スペイン：スペイン・イベロアメリカ・アーカイブズ便覧リスト

注記：所蔵機関「インディアス文書館」の場合

1861年のイタリア統一以前、中世においてすでに自由自治体であり、したがってヴィスコンティ家による統治を受けていたミラノは、ミラノ公国（1395年～1535年）、その後ミラノ国（1535年～1796年）の首都であったが、18世紀にピエモンテ州、およびグラウビュンデン州を始めとするスイスの州に配分するための領域の解体を幾度も経験した。旧体制の終了とともに、ミラノは州を越えた土地を基盤として、統一前のイタリアの初期の首都となった。つまり、チザルピーナ共和国（1797年～1799年、1800年～1802年）、イタリア共和国（1802年～1805年）、イタリア国（1805年～1814年）の首都である。ウィーン会議とともに、ミラノはスイス帝国の一部であるロンバルド・ヴェネト国の同名政府の首都となったが、1859年、ロンバルディアはサルディニア国に併合された。

イタリア

注記：所蔵機関「国立ミラノ公文書館」の場合

フランス文書館の館長であるアンドレ・シャンソン氏は、非植民地化が終了し、エクス・アン・プロバンスに大学の中核が築かれた時、エクス・アン・プロバンスに海外文書館を設置することを決めた。

フランス：フランス公文書管理局

注記：所蔵機関「国立海外文書館」の場合

この機関は、国民国家形成の流れの中で設立され、独立宣言の2年後（1824年）の最初の憲法の中ですでに規定されている。帝政時代においては、中央集権の君主制国家として、地方で作成された文書も集めていた。共和国になると、その連邦的な性格から、主に連邦行政政府の範囲内で活動することになった。

ブラジル：国立公文書館

注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

### 5.3.3 指令／権限の根拠

目的：

地域的なものを含む権威、機能、責任又は活動範囲の観点からアーカイブズ所蔵機関の権限の根拠を示す。

規則：

アーカイブズ所蔵機関の権威、機能、責任の権限の根拠となる文書、法律、指令又は憲章を、法域に関する情報及び権能が適用又は変更されたときの日付と共に記録すること。

例：

公文書法 (北アイルランド)、1923年

英国、国立公文書館

注記：所蔵機関「北アイルランド公文書館」の場合

行政一般公文書館（AGA）は、スペインの文書保管システムを全面的に形成し、同システムの様々なアーカイブズの間における移管条件を管理する1969年5月8日の指令914号によって設立された。様々な省庁がその文書をAGAへ移管するのに15年という条件が、また、文書が行政上の価値を失い歴史的な性格を帯びて国立歴史公文書館へ移管されるのに25年の期間が定められた。AGAは、中間文書保管所として、どの資料を国立歴史公文書館へ移して永久保存すべきか、また行政文書審査上級委員会に対し、どの文書の除外を提案すればよいか決定を下すことも、その使命としている。他の国立公文書館と同様に、その文書の保管、整理、記述及び普及に関する機能を有し、市民そして様々な行政機関からの要求に応えている。

スペイン：国家アーカイブズ副総局

注記：所蔵機関「行政一般公文書館」の場合

2004年1月22日政令第42号 文化財及び景観保全法典 2007年11月26日共和国大統領令第233号 文化財文化活動省の再編成に関する規制 今後の規定に関しては、文化財文化活動省のウェブサイトを参照のこと。

<http://www.archivi.beniculturali.it/serviziol/normativa.htm>

イタリア

注記：所蔵機関「国立ミラノ公文書館」の場合

海外文書館を国の所管に格上げする2006年12月24日付条例

フランス：フランス公文書管理局

注記：所蔵機関「国立海外文書館」の場合

ブラジル。連邦行政政府の記録管理システム（SIGA）に関する規定を定め、その他の措置を講じる2003年12月12日の指令4915号。

ブラジル。国立公文書館の内部規定を定める共和国大統領府公民局の2002年11月8日の指令42号。

ブラジル。公共・私有の記録に関する国家政策の規定を定める1991年1月8日の法律8159号の実施規則を定める2002年1月3日の指令4073号。

ブラジル。共和国大統領府および省庁の編成に関する規定を定め、（共和国大統領府公民局の組織への国立公文書館の移管を含む）その他の措置を講じる1998年5月27日の法律9649号の規定を変更する2000年6月29日の暫定措置2049-2号。

ブラジル。記録に関する国家政策の規定を定め、その他の措置を講じる1991年1月

8日の法律8159号（記録法）。

ブラジル：国立公文書館

注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

### 5.3.4 管理体制

目的：

アーカイブズ所蔵機関の現在の管理体制を示す。

規則：

説明形式又は組織図を使い、アーカイブズ所蔵機関の現在の管理体制を記述すること。

例：

西ヨークシャー公文書館は、西ヨークシャーの5つの都市部議会が資金を提供し、西ヨークシャー合同事業の一部を形成している。この事業は、本部をウェイクフィールドに置き、ブラッドフォード、カルダーデイル（ハリファクス）、カークリーズ（ハダースフィールド）、リーズに事務所がある。また、ヨークシャー考古学協会とリーズにある同協会へ専門的助言及び支援を行なっている。

英国、国立公文書館

注記：所蔵機関「西ヨークシャー公文書館」の場合  
(<http://www.archives.wyjs.org.uk/>; 2007年7月2日にアクセス)

役員会

副役員会

情報処理分析課

プログラム課

レファレンス・普及課:

情報係

レファレンス係

文書複写係

図書係

調整・標準課:

調整・標準係

修復課

所蔵資料課:

修道司祭・在俗司祭資料係

軍指令資料係

廃止諮問会議資料係

異端審問資料係

国務資料係

現代資料係

海外資料係

大学・印章資料係

雑文書・コレクション係

スペイン：国家アーカイブズ副総局

注記：所蔵機関「国立歴史公文書館」の場合

国立ミラノ公文書館は、以下の局及び課等によって組織されている。

運営

事務局

人事課  
会計課  
施設安全管理課  
広報課 (URP)  
閲覧課  
情報システム・アーカイブズ記述課  
書庫管理課  
複写課  
修復課  
図書課  
教育サービス・ガイド課  
普及課  
アーカイブズ保存学・古文書学学校  
売店

イタリア

注記：所蔵機関「国立ミラノ公文書館」の場合

国防省歴史局は行政部及び財政部により支えられる2つの文書館センターを含む。バンセンヌの歴史文書センターとシャテルロール（ウィーン）の装備・人事文書センターである。現代の紛争の犠牲者の資料館事務室を持つカーン支部並びにブレスト、トゥーロン、シェルブール、ロリアン及びロシュフォル港の海軍部の支部がある。

フランス：フランス公文書管理局

注記：所蔵機関「国防省歴史局」の場合

総局長を直接かつ迅速に補佐する機関として、理事会事務室及び国家アーカイブズ審議会の調整局がある。特殊な専門機関としては、文書管理調整局、（記述資料調整局、視聴覚資料・地図作成資料調整局及び所蔵資料保管調整局によって構成される）所蔵資料加工保存総調整局、（調査・文化普及調整局及び利用者対応調整局によって構成される）文書情報普及利用総調整局、行政総調整局及び連邦区地方調整局がある。

ブラジル：国立公文書館

注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

### 5.3.5 記録管理及び収集方針

目的：

アーカイブズ所蔵機関の記録管理及び収集方針に関する情報を提供する。

規則：

アーカイブズ所蔵機関の記録管理及び収集方針に関する情報を記録すること。アーカイブズ所蔵機関が取得した資料の範囲及び特質を定義すること。所蔵機関が、譲渡、贈与、購入及び／又は借入によってアーカイブズ資料を入手しようとしているのかどうかを示すこと。その方針に調査の実施及び／又は資料の救済活動が含まれているときは、それを明示すること。

例：

グロスターシャー公文書館は、グロスターシャー州のためのアーカイブズ及び郷土史に関する業務、南グロスターシャー州のためのアーカイブズ業務を行っている。国立公文書館はこの公文書館を地域に関連する公文書の収蔵場所として位置

付けている。また、グロスター教区の記録保管所として指定されている。このような役割を遂行するため、グロスターシャー公文書館は、グロスターシャー州議会、南グロスターシャー議会及びグロスター教区によって管理されている地域に関連するアーカイブズの保存及びグロスターシャーの歴史に関連する出版物の入手に努めている。

英国、国立公文書館

注記：所蔵機関「グロスターシャー公文書館」の場合

([http://www.gloucestershire.gov.uk/media/adobe\\_acrobat/j/e/Collecting%20policy%20for%20Gloucestershire%20Archives.pdf](http://www.gloucestershire.gov.uk/media/adobe_acrobat/j/e/Collecting%20policy%20for%20Gloucestershire%20Archives.pdf); 2007年7月2日にアクセス)

国立歴史公文書館の貴族係は、民間所有者の手にアーカイブズの所有権を残したまま使用貸借又は寄託により文書保管室に入る貴族等に関する新たな文書を積極的に受け入れている。

事前に評価が行われた上での文書の売買、国が受けた寄贈、相続又は遺贈による文書保管室への入庫も行っている。この場合、文書は公共所有物となる。

またアーカイブズのデジタル複写も行っている。この場合、アーカイブズ自体は個人の手元に残されるが、毎年国から付与される民間非営利団体のための文書保管援助補助金により、研究を目的としたそれらのデジタル文書の普及が許可される。

文書保管室は、文書の最良の環境条件のほか、その正しい設置を保証するため、最先端の近代システムを備え、また復元作業場も設置している。公文書館は、そこに保管されている文書の整理、記述、修復及び普及に関する機能を託されている。

スペイン：国家アーカイブズ副総局

注記：所蔵機関「国立歴史公文書館の貴族係」の場合

イタリアの統一以降、国立ミラノ公文書館は、その基本的な活動領域に関する国家行政府の地方部局の資料、100年以上も活動を停止している公証人の証書並びに購入、寄贈又は自発的若しくは強制的な寄託・譲渡により届けられた国家アーカイブズ以外の文書を、現行規定に定められた期間に基づいて、移管による入庫として受け入れている。国家行政府の部局から発生した文書の移管は、文書作成機関の代表者、内務省の代表者及び国立公文書館の代表者の間で、監視委員会の活動の範囲内で、合意される。

イタリア

注記：所蔵機関「国立ミラノ公文書館」の場合

国立海外文書館に保存されている文書で最も多いものは完結された資料群から構成される公文書である。同館は、例外的に、(フォンテンブローにある)国立公文書管理局の管轄範囲である公文書の収集を行うことがある。

フランスの国立文書館の他の部局のように、国立海外文書館は、研究者が扱えるようにするため、自然人、法人、企業、協会又は職業組織から生じた私文書のほか、寄贈、遺贈、委託又は預託による私文書も引き受けることができる(1979年1月3日付法、第III編)。

フランス：フランス公文書管理局

注記：所蔵機関「国立海外文書館」の場合

あらゆる記録媒体に記録されている文書の管理プログラムの実行において、連邦行政機関等に技術的指導を行う。収集活動、移管、寄贈及び使用貸借によって文書を受け取る。

ブラジル：国立公文書館

注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

### 5.3.6 建物

目的：

アーカイブズ所蔵機関の建物に関する情報を提供する。

規則：

アーカイブズ所蔵機関の建物に関する情報（建物の全般的及び建築上の特徴、保管場所の収蔵能力など）を記録すること。可能であれば、統計を作成する際に使用できる情報を提供すること。

例：

サリー歴史センターは、1998年に開館し、保存及び一般利用のために可能な限り最適な環境を提供するため、また、サリーの歴史に対する意識向上及び理解を促すための中心となるように設計された。この建築は、WSアトキンスコンサルタンツ会社による設計である。

サリー歴史センターの収蔵庫は、外断熱の非常に重厚な構造になっている。これは、外部の条件に対しての「安定器」となっており、空調システムへの依存度を低く抑えている。収蔵庫には火災に対して4時間耐え得る防火設備とアルゴナイト（不活性ガス）による消火システムが備え付けられている。この建物には、収蔵庫の屋根を保護するため、換気機能付きの日除けが組み込まれている。

この建物は、長く比較的狭い。一般公開エリアは公道に面しており、収蔵庫が中央にあり、後方には文書受入れ、目録作成及び修復用の部屋がある。

サリー歴史センターには、音響遮蔽幕を使って2分割できる大きな会議室があり、最新の視聴覚・コンピュータ技術を活用した設備が十分に整えられている。

閲覧室には、サリーの歴史のあらゆる面に関する書籍、雑誌及びパンフレットが利用できるガラス戸付きの書棚が設置されている。陸地測量図の主なシリーズもこの部屋に保管されている。24名分の座席とテーブルスペースがあり、地図閲覧用の大型テーブルも用意されている。この部屋は北に面しており、直射日光の眩しさや熱を感じることなく、自然光を楽しめるようになっている。マイクロフォーム・リーダは30台あり、窓から一番離れた部屋の側面に置かれている。

英国、国立公文書館

注記：所蔵機関「サリー歴史センター」の場合

([http://www.surreycc.gov.uk/sccwebsite/sccwspages.nsf/LookupWebPagesByTITLE\\_RTf/Surrey+History+Centre+building?opendocument](http://www.surreycc.gov.uk/sccwebsite/sccwspages.nsf/LookupWebPagesByTITLE_RTf/Surrey+History+Centre+building?opendocument); 2007年7月2日にアクセス)

三角形のフロアを有する建物が、16416 m<sup>2</sup>の敷地に建てられている。総建築面積は42269 m<sup>2</sup>であり、9階建てである。文書保管に充てられた場所（二等辺三角形のフロア）は、28249 m<sup>2</sup>の面積を占め、（大半のケースでは地下フロアとなるのであるが）地下から遠く離れて、宮殿のように柱形の上に建てられており、このことが建物の特に際立った特徴となっている。文書の収蔵に関して、この建物は、書架延長約200 kmの収蔵能力を誇る。中間文書保管用の特殊な機能を持つ新館を建設する決定は、当時のアーカイブズ・図書総局長ルイス・サンチェス・ベルダ氏の責務であった。同氏は、2つの基本的な前提、つまり、建物固有の構造を新たな文書保管所の機能に適合させること、アーキビストと建築家の協力を設計

の基本としたが、このことは、アーカイブズの歴史において本当に画期的な出来事であった。新たな建物の設計は、建築家ファン・セグラ・デ・ラゴ氏が行い、工事は1969年末の数ヶ月の間に開始された。

スペイン：国家アーカイブズ副総局

注記：所蔵機関「行政一般公文書館」の場合

国立ミラノ公文書館の本拠である上院議事堂は、大聖堂から歩いて数分の中心部に位置している。公文書館はモード区域（モンテナポレオーネ通り、サンタンドレア通り、デッラ・スピーガ通り）のすぐ近くにあり、元エルヴェティコ学校の本拠地であった。エルヴェティコ学校は、1579年にカルロ・ボロメオ大司教によって、スイスの州に統治されるミラノ教区出身の神学生の養成のため設立された学校である。議事堂は、ポルタ・ノーヴァにあるヴィジェヴァーノの聖マリアのウミリアーティ会修道院の跡地に設置された。熱心な活動は17世紀初期から18世紀後期中頃まで続き、1786年にエルヴェティコ学校が廃校になり神学生の退去が終わると、建物は様々に異なる用途に利用されることとなった。（そのうちの1つが、イタリア王国（1809年～1814年）の上院の本部、現在でも有名な名前の由来となっている組織である。）イタリアの政治的統一後、上院議事堂を文化及び研究目的で利用することが明言され、1886年から国立ミラノ公文書館が、上院議事堂をしっかりと占拠している。1943年8月のミラノ爆撃の際、建物は大打撃を受け、建物自体も、またそこに保管されていた文書も多大な被害を被った。戦後の再建では、建物の記念碑的な面と、事務局や書庫としての役割の両面が配慮された。現在では、国立公文書館は、さらに40kmの書架を設置するため書庫を拡大し、また緊急時の安全に関する最近の規定に適合した建物にするため、修復中である。2006年1月30日には、新しく完成した科学技術センターと小規模な地下書庫2庫が公式に始動した。

イタリア

注記：所蔵機関「国立ミラノ公文書館」の場合

クルーズの県会が、県文書館を設立するため、クルーズ県協力者の古い事務所と倉庫を買取ったのは1988年であった。

ジェラルド・ビュフィエールとジェラルド・ペイテの構想によって、フランクリン・ルーズベルト通りにある新文書館は、完全に機能的な内部を持った断固として現代的な建築を、20世紀前半の企業の建物や敷地の復興に結びつけるというオリジナリティーを示している。

フランス：フランス公文書管理局

注記：所蔵機関「クルーズ県文書館」の場合

リオデジャネイロの拠点は、その建築・歴史的な特徴から歴史芸術国家遺産に指定された19世紀後半の建造物の一部である旧造幣局の建物内部に位置している。この建物は、長さ56000 mの書架、地図収納室及び写真・フィルム用の特別保管室を備えている。

ブラジルでは、専用の建物が建設されるまでの間、所蔵資料保管用の長さ18000 mの書架を備えた国家印刷局の設備の一部を使用する。

ブラジル：国立公文書館

注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

### 5.3.7 アーカイブズ及びその他の所蔵資料

目的：

当該機関が所蔵する資料の概要を提供する。

規則：

アーカイブズ所蔵機関が所蔵する資料が、どのように、そしていつ形成されたかを簡潔に記述し記録すること。所蔵資料の量、メディア形式、主題範囲などに関する情報を提供すること。アーカイブズデータベース及び／又は所蔵資料の詳細な記述へ関連付ける方法についてのガイダンスは第6章を参照のこと。

例：

ハンプシャー公文書館は以下の記録を所蔵している。

- 地方政府：ハンプシャー州議会、自治区議会、郡議会及び教区会
- ウィンチェスター教区及び英国国教会教区
- その他の教会及びプロテスタント教会
- 私人及び家族
- 企業、団体、学校、慈善団体とその他多くの組織

英国、国立公文書館

注記：所蔵機関「ハンプシャー公文書館」の場合

(<http://www.hants.gov.uk/record-office/collections.html>; 2007年7月3日にアクセス)

カスティジャ諮問会議司法室の権限とは別に、バジャドリッド王立大法院の文書保管室には、タホ川北部に位置する地域の旧体制下のカスティジャ王国の最上級審に当たるバジャドリッド王立司法院・大法院（1371年～1834年）で作成された文書が保管されている。

また、大法院の廃止後に、これに代わった裁判所であるバジャドリッド地方司法院（1834年～1988年）のほか、バジャドリッド県裁判所、カスティジャ・レオン上級司法裁判所の社会事件法廷、バジャドリッド社会事件裁判所など、現在も機能し、同文書保管室へ文書を送付し続けている機関の文書も保管している。

この文書保管室には、バジャドリッド軍法会議（18世紀）など、司法機能を有する他機関の文書も保管されている。

保管されている文書の総量は、書架延長にして17 kmに相当する。また、1100点以上の地図、平面図及び図面の重要なコレクションも保管されている。

スペイン：国家アーカイブズ副総局

注記：所蔵機関「バジャドリッド王立大法院アーカイブズ」の場合

国立ミラノ公文書館の本来核となる部分は、ミラノ市内に現存する様々な文書保管所から来た文書群によって構成された。サン・フェデーレ（国家公文書—財務文書及び政府文書）では、文書は「素材別」に分解され、「主題別」に再編成された。他にも古文書（羊皮紙写本によって得られた、廃会となった教会団体文書から収集された）、宗教関係の一般アーカイブズ、司法文書、財務文書（国家公文書に分類されない財務関係資料）などがある。19世紀の間に、古文書から選出された文書群をもとに、特別コレクション・セクション（歴史セクション）が作られた。財政セクション及び司法文書を始めとする多くの所蔵資料が、1943年の戦争によってほぼ全滅した。その後の数年間、上院議事堂に公証文書や土地台帳文書を含む充実した文書が新たに入った。現在、国立ミラノ公文書館に保管される総財産は、書架延長にして40kmを超え、合計で180,000件の公文書（封書、分冊、記録簿）、イタリアの国立公文書館に保管されている「Cartola de accepto mundio」として有名な721年5月12日の最古の羊皮紙写本を始めとする150,000件の羊皮紙写

本、76,000件以上の地図となる。最古の資料は中世までさかのぼり、18世紀末の数十年前及び19世紀初めの10年に廃会した教会団体の文書保管所に由来するものである。核となる主要な資料は、政府法、ヴィスコンテオ・スフォルツェスコアーカイブズ、法王庁文書保管局アーカイブズ、ナポレオン・アーカイブズ、復興アーカイブズ、統一後アーカイブズ、土地台帳文書、公証文書、雑録からなり、歴史セクション、古文書セクション及び宗教関係文書、民間から収集された文書である。本施設は公開図書室を備えており、公文書と古文書に関する郷土史及び主題史の約3万巻が収容されている。貸し出しは不可。

イタリア

注記：所蔵機関「国立ミラノ公文書館」の場合

国立海外文書館は、以下の2つの行政アーカイブズ群を保存している。

- ・17世紀から20世紀にかけてのフランスの植民地担当省の文書
- ・関係国に残された管理文書を除き、旧植民地及び1954年～1962年の独立期アルジェリアから移管された文書

海外に関する私文書、企業文書並びに叢書、地図及び図像の特別ライブラリーも、ここに加えられる。

フランス：フランス公文書管理局

注記：所蔵機関「国立海外文書館」の場合

国立公文書館には、中央行政府と地方行政府の一部（帝政時代）、連邦行政府（共和国時代）のリオデジャネイロ行政区及び副王統治領（植民地）から生じた16世紀～21世紀の文書が保管されている。また、立法府（憲法と修正憲法）及び司法府（リオデジャネイロ市の上級裁判所、治安裁判所のほか、民事裁判所、刑事裁判所、公証役場）で作成された文書も保管している。私文書は、個人、家庭及び民間団体で作成されたものである。

古文書、歴史学及び法学に関する専門ライブラリーを有し、珍しい作品が保管されている。

ブラジル：国立公文書館

注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

### 5.3.8 検索手段、手引書及び出版物

目的：

アーカイブズ所蔵機関によって作成された公表及び／又は非公表の検索手段と手引書、その他関連公表物に関する概略を提供する。

規則：

アーカイブズ所蔵機関によって作成された公表及び／又は非公表の検索手段、手引書とその他関連公表物のタイトル及び関連する詳細事項を記録すること。

「ISO690 情報及びドキュメンテーション－参考文献」及びその他国内又は国際の目録作成規則を利用すること。オンライン上のアーカイブズ目録及び／又は検索手段へ関連付ける方法についてのガイダンスは第6章を参照のこと。

例：

D. マンダー著「ロンドン地域史リソースへの手引：ロンドンのハクニー自治区」（ハクニー・アーカイブズ部、ロンドン、2000年）136ページ

英国、国立公文書館

注記：所蔵機関「ハクニー・アーカイブズ部」の場合

アーカイブズの便覧:

アラゴン王国文書館、マドリード、教育文化スポーツ省、1999年。

ウディナ・マルトレル・フェデリコ（館長）：アラゴン王国文書館。マドリード、1986年。

ゴンサレス・ウルテビセ・E.。バルセロナに所在するアラゴン王国文書館の歴史・記述便覧、マドリード、1929年。

スペイン：国家アーカイブズ副総局

注記：所蔵機関「アラゴン王国文書館」の場合

国立ミラノ公文書館によるイタリアの国家公文書に関する一般ガイド、ローマ、文化財環境財省 公文書資産中央局、1981年第2巻891ページ～988ページ、オンライン版：[http://www.maas.ccr.it/h3/h3.exe/aguida/findex\\_guida](http://www.maas.ccr.it/h3/h3.exe/aguida/findex_guida)。

国立ミラノ公文書館、M.B.ベルティエーニ M.ヴァローリーイタリア公文書集、ローマ

文化財文化活動省の公文書のための一般指示書—チッタヴェッキヤ、ベータ・ガンマ編集、2001年

アーカイブズに関する記述のほかに、関連する調査手段や歴史及びアーカイブズ資源のための地方ポータルにおける発行など ロンバルディア・ストーリカ

<http://www.lombardiastorica.it/> 特にロンバルディアの歴史公文書セクション内

—PLAINおよび国立ミラノ公文書館のサイト内：

<http://archivi.beniculturali.it/ASMI/indice.html>

本施設は、保存されている所蔵資料の出版を監修している。

イタリア

注記：所蔵機関「国立ミラノ公文書館」の場合

アプリケーションIREL（オンライン検索ツール）に対応する検索ツールの記載事項や所蔵資料の記述

[http://www.archivesnationales.culture.gouv.fr/caom/fr/index\\_irel.html](http://www.archivesnationales.culture.gouv.fr/caom/fr/index_irel.html)

フランス：フランス公文書管理局

注記：所蔵機関「国立海外文書館」の場合

便覧：国立公文書館（ブラジル）。SIAN：国立公文書館の情報システム。リオデジャネイロ：国立公文書館、番地なし。次のURLで入手可能：

<<http://www.portalan.arquivonacional.gov.br/cgi/cgilua.exe/sys/start.htm>>。2008年5月9日現在のアクセス。

週刊誌、所蔵資料及び国立公文書館賞コンクールで毎年選出される図書並びに歴史刊行物、技術刊行物、労働文書及びちらし刊行物などの定期刊行物を発行する。

ブラジル：国立公文書館

注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

## 5.4 アクセス領域

### 5.4.1 開館時間

目的：

開館時間と年間の休館日に関する情報を提供する。

規則：

アーカイブズ所蔵機関の開館時間と年間、季節毎、祝祭日の休館日及びその他予定されている休館日を記録すること。サービス利用の可・不可及び／又はサ

ービスの提供（例えば、展示スペース、レファレンス・サービスなど）に関連する時間を記録すること。

**例：**

開館時間: 月曜から金曜:9時15分から4時45分、土曜：9時15分から12時30分及び1時30分から4時30分、夜間開館時間：木曜、7時30分閉館  
 休館日：12月初旬の1週間  
 英国、国立公文書館  
 注記：所蔵機関「ウエストサセックス公文書館」の場合

一般公開日：月曜日～金曜日の午前8時～午後3時。  
 週公開時間：35時間  
 閉館日：土曜日、日曜日、次の祝祭日：1月1～6日、2月28日、聖木曜日と聖土曜日、5月1日、5月30日、キリストの聖体の主日、8月15日、11月1日、12月6日、8日、24日、25日、31日。  
 スペイン：国家アーカイブズ副総局  
 注記：所蔵機関「インディアス文書館」の場合

国立ミラノ公文書館は、月曜日から木曜日は8時から18時まで、金曜日は8時から15時まで、土曜日は8時から14時まで開館。  
 8月中は短縮スケジュール。  
 1月1日から6日まで並びに復活祭前日の土曜日及び後日の月曜日、4月25日、5月1日、6月2日、8月15日、8月の全土曜日、11月1日、12月7日、8日、12月25日から31日までは閉館。  
 イタリア  
 注記：所蔵機関「国立ミラノ公文書館」の場合

月曜～金曜：9時～17時開館（休憩なし）、ただし第1木曜は13時開館  
 休館：クリスマスから新年にかけての週、7月の第1週（7月の第1月曜から1週間）  
 フランス：フランス公文書管理局  
 注記：所蔵機関「国立海外文書館」の場合

月曜日～金曜日の8時30分～18時。ただし国の祝祭日（カーニバル、聖金曜日、9月7日、10月12日、11月2日と15日、クリスマス）、市町村の祝祭日、州の祝祭日（1月20日と11月20日）は休館する。  
 ブラジル：国立公文書館  
 注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

#### 5.4.2 アクセス及び利用の条件

目的：

所蔵機関のサービスを利用するための前提、必要条件及び手続きに関する情報を提供する。

規則：

資料及び施設を利用するための制限事項及び／又は規則を含むアクセス方針を記述すること。登録、予約、入館証、紹介状、入館料などに関する情報を記録すること。必要に応じて、関連する法律に言及すること。

例：

#### 入館証が必要ですか？

資料閲覧室又は地図・大型資料閲覧室で原本を閲覧する場合に入館証が必要です。開架閲覧室で資料のコピーを閲覧する場合、またレストラン、サイバーカフェ、売店やミュージアムを利用する場合には、入館証は必要ありません。開架閲覧室には、最も利用頻度の高い多くの記録と、特に家系に関する広範囲にわたるその他の資料のオンラインとマイクロフィルム／マイクロフィッシュのコピーが備えられているので、多くの来館者のニーズに応えるものとなっています。入館証が必要な場合には、来館する際、住所及び身分を証明する書類を持参のこと。

#### 入館証の発行を受けられるのは、誰ですか？

身分及び住所を証明する書類の提示を条件に、14才以上であれば誰でも、発行します。

#### 入館証を入手（更新）するには？

住所及び身分を証明する書類を持参してください。入館証は、キューにある開架閲覧室の登録受付で入手できます。手続きは数分で済みます。入館証は写真付きカードなので、写真の撮影を行います。顔を被わず（宗教的又は医療目的の場合を除く）、顔を隠さずに頭部全体を写す必要があります。

#### 入館証は事前登録ができますか？

以下のリンクの一つを使って国立公文書館へ来館する4週間前まで事前登録ができます。あなたの詳細情報は、およそ1時間後に開架閲覧室の登録受付で入手でき、4週間は我々のシステム上に残され、その後削除されます。この間に身分及び住所を証明する書類を持参して来館すれば登録手続きを完了することができます。

#### 身分及び住所を証明する書類

入館証を入手するには、身分及び住所を証明する2種類の証明書を持参し、登録受付職員に提示しなければなりません。

*英国、国立公文書館*

*注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合*

EU市民については、有効期限内の国民身分証明書、またEU以外の国民についてはパスポート、又はこれと同等の証明書を提示すれば、公文書館へ自由に無料で入ることができる。

文書は、次の場合を除き、全て自由に閲覧することができる。

利用に関して現行法で規制されている文書（スペイン歴史遺産に関する1985年の法律16号の第57条）。

保存・復元状態の悪い文書（スペイン歴史遺産に関する1985年の法律16号の第62条）。

整理作業中の文書。

特別文書（羊皮紙の文書、ガラスプレートの文書など）。

上記2番目以降の場合、文書を閲覧するにはセンター事務局の明確な許可が必要となる。

ガイド付き見学：公文書館は、その設備、機能及び業務を理解してもらうため、教育的な見学を提供することもできる。この見学は、前もって電話又は書面で申し込むものとする。公文書館から日時を指定して回答する。見学者の人数は、20人を超えないことが望ましい。

*スペイン：国家アーカイブズ副総局*

*注記：所蔵機関「行政一般公文書館」の場合*

イタリア国内居住者及び成人の外国人は自由に入館できる。学位論文作成の学生は教授の紹介状が必要。本施設を利用する際には、利用者は所定の用紙に入館請求を書き込み、身分証明書のコピーを添えること。登録時に1年間有効の利用証を交付する。資料の利用は自由であるが、現行の規定により、センシティブな情報を含む作成後70年以内の文書の閲覧には、内務省の許可が必要。利用者は内部規則及び倫理綱領並びに歴史的目的のための個人データの取扱いに関する善良な行動に関する法律に従うことが義務付けられている。(2001年4月5日 官報第80号)

イタリア

注記：所蔵機関「国立ミラノ公文書館」の場合

#### 入館条件

国立海外文書館は、有効な写真付きの公的身分証明書を携帯する全てのフランス人の閲覧者及び外国人の閲覧者が利用できる。

#### 登録

閲覧者は受付に出向き、登録用紙に記入する。すると磁気カードが交付される。このカードは閲覧室で資料を請求する時に必要となる。

このカードには3種類ある。

- ・1日限りの仮パス
- ・これは年に1度更新される
- ・連続して7日間使用できる臨時カード (5ユーロ)
- ・年カード (20ユーロ)

以下の利用者に対する公的証明書が提出されたときは、無料登録が認められている。

- ・文化コミュニケーション省の職員
- ・古文書学校及び国立文化遺産学校の教員・学生
- ・フランス国内及びフランス領土の文化局の職員

全ての学生に対して、公的証明書が提出されたときは、登録料の50%減免が認められている。つまり、

- ・年カード (10ユーロ)

フランス：フランス公文書管理局

注記：所蔵機関「国立海外文書館」の場合

文書を閲覧するには、写真付きの身分証明書を提示する必要がある。外国人は、パスポートの提示が求められる。展示観覧は自由である。

ブラジル. 国立公文書館

注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

### 5.4.3 アクセシビリティ

目的：

アーカイブズ所蔵機関とそのサービスに関するアクセシビリティ情報を提供する。

規則：

アーカイブズ所蔵機関への来館方法に関する情報のほか、身障者向けに、建物の特徴、サポートのための装置・器具、駐車場又はリフトなどの障がいのある利用者向けの詳細を記録すること。

例：

### 案内図

公文書館の場所を探すための地図は、オンライン上の案内図を利用されたい。

### 鉄道

ロンドンビクトリア駅からの定期列車が停車する駅から歩いて12分のところにある。ブライトン駅とポーツマス駅からの路線も利用できる。

### 道路

A27号線は、チチェスターを横断しているが、ロンドン方面への接続は、ブライトン経由のA23号線、ポーツマスからのA3号線とA24号線が利用できる。チチェスターには、ミッドハーストからA286号線を通して北から、ペトワースからはA285号線を通して入ることができる。駐車場の利用は、収容能力に限りがあるので、事前に予約しなければならない。

### 障がいのある方へ

建物の全ての場所へのアクセスが可能。公文書館のすぐ裏手に障がいのあるドライバー用に割り当てられた駐車スペースが一つあるが、公文書館に来館する前に電話で事前予約をする必要がある。大活字版の閲覧室案内リーフレットと、マイクロフィルムとマイクロフィッシュ用の高倍率リーダが閲覧室で利用できる。携帯補聴器は受付エリアと閲覧室で入手可能。閲覧室の全ての椅子の高さは調節が可能である。

英国、国立公文書館

注記：所蔵機関「ウエストサセックス公文書館」の場合

(<http://www.westsussex.gov.uk/ccm/content/libraries-and-archives/record-office/about-us.en?page=3>; 2007年7月3日にアクセス)

RENFE (スペイン国鉄) の情報：電話番号：902240208

アトーチ駅からアルカラ・デ・エナレス駅までは、20分間隔で近郊列車が運行している。

バス会社：La Continental社。電話番号：917456300

マドリード空港：電話番号：913058343

都市バス：1、8、13A、18、C2の各路線。

アルカラ・デ・エナレス駅から公文書館までは、バス路線1及び7を利用できる。公文書館は、車椅子用のスロープを備え、閲覧室までエレベーターで行くことができる。

スペイン：アーカイブズ副総局

注記：所蔵機関「行政一般公文書館」の場合

閲覧室、複製サービス、情報室及び管理局は2階にある。障がいのある利用者の入館には、1階からエレベーターが利用可能。

イタリア

注記：所蔵機関「国立ミラノ公文書館」の場合

**国立海外文書館へ行くには**

国道：ボン・ドゥ・ラーク・レ・フヌイエールで降りる

バス：ロトンド広場（中心街）発6番

オンラインのアクセスマップを参照のこと。

(<http://www.archivesnationales.culture.gouv.fr/caom/fr/> --リユブリック提供 -アクセスマップ)

**利用者向けのサービス**

国立海外文書館の閲覧者用に無料の駐車場が用意されている。ゲートの中にあるインターフォンを使えば8時50分から利用可能。

閲覧室は全て2階にある。障がいのある利用者はエレベーターで閲覧室に行くことができる。

フランス：フランス公文書管理局

注記：所蔵機関「国立海外文書館」の場合

リオデジャネイロの本部へは、バス路線、地下鉄（中央駅）、そして列車（Supervia社、ブラジル中央駅）の便がある。

ブラジリアの地域調整局へは、都市バス網の便がある。

本部には、特別な支援を必要とする障がいのある方等に配慮したエレベーター及び洗面所が設置されている。

ブラジル：国立公文書館

注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

**5.5 サービス領域****5.5.1 研究支援サービス**

目的：

アーカイブズ所蔵機関によって提供される研究支援サービスを記述する。

規則：

アーカイブズ所蔵機関によって提供される施設内のサービスに関する情報を記録すること。例えば、外国語を話す職員、閲覧室、質問受付サービス、館内の図書室、地図、マイクロフィッシュ、視聴覚、コンピュータ室など。アーカイブズ所蔵機関が実施する調査などの研究支援サービス、該当する場合は手数料等についての関連情報も同様に記録すること。

例：

サリー歴史センターの閲覧室には、24人分の座席とテーブルスペース、30人分のマイクロフォーム・リーダー、地図閲覧用の大きなテーブルを備えた郷土研究図書室がある。このセンターは、音響遮蔽幕を使って2つに分けることができる大きな会議室があり、ビデオおよびコンピュータ処理されたリソースの視聴のため、最新の視聴覚技術による設備が十分に整えられている。

サリー歴史センターは、歴史センターが作成した目録や検索手段からのコピーの提供を含め、アーカイブズと郷土研究コレクションに関する助言と情報を無料で提供している。

この歴史センターは、利用者に代わって特定の名称、財産又はトピックを調べるためにサリー歴史センターが所蔵する記録から様々な特定の歴史文書や郷土研究

コレクションを検索する有料の研究支援サービスも提供している。

英国、国立公文書館

注記：所蔵機関「サリー歴史センター」の場合

([http://www.surreycc.gov.uk/sccwebsite/sccwspages.nsf/LookupWebPagesByTITLE\\_RTF/Surrey+History+Centre+building?opendocumentand](http://www.surreycc.gov.uk/sccwebsite/sccwspages.nsf/LookupWebPagesByTITLE_RTF/Surrey+History+Centre+building?opendocumentand)  
[http://www.surreycc.gov.uk/sccwebsite/sccwspages.nsf/LookupWebPagesByTITLE\\_RTF/Research+service?opendocument](http://www.surreycc.gov.uk/sccwebsite/sccwspages.nsf/LookupWebPagesByTITLE_RTF/Research+service?opendocument); 2007年7月3日にアクセス)

公文書館には、レファレンス課のほか、情報処理端末を24台用意した閲覧室、参考図書室及びマイクロフォーム・リーダーがある。

レファレンス課は、文書の検索・所在確認に関して利用者に案内を行う。公文書館の専門職員は、スペイン語以外に、英語及びフランス語で利用者の相談に対応する。

保管文書を6点まで最長5日間リザーブすることができる。

行政に関する市民の権利を証明する証明書を発行する。

特別な検索サービスについて：公文書館は、研究者、市民及び公共機関に対して、保存文書に関する情報の検索・案内サービスを提供する。利用者は、郵便、Eメール又はファクスで、関心のある文書とその具体的な内容を明確・簡潔に説明し、公文書館と連絡を取ることができる。専門職員が、アーカイブズ記述情報ツールを使用して検索を行い、相談を受けた時と同じ手段で回答を送付する。

スペイン：国家アーカイブズ副総局

注記：所蔵機関「行政一般公文書館」の場合

閲覧室には利用者席が44席あり、目録室に隣接している。目録室には国の文書館員がおり、研究者に専門的な助言をしている。マイクロフィルム又はデジタル媒体に複製された文書は、メディア室の一般用機器4台を利用することができる。その他の2台は、国立ミラノ公文書館のサイトや、調査に必要なサイト及びデジタル検索システムなどを閲覧することができる。更なる依頼に関し本施設の館長宛に郵送、ファクス、Eメールをお送りいただくと、問い合わせに対する調査を無料で実施する。

イタリア

注記：所蔵機関「国立ミラノ公文書館」の場合

### 閲覧室

- ・74席の閲覧室が1室
- ・12席のマルチメディア室が1室
- ・14席のマイクロフィルム室が1室
- ・5席のインターネットスペースが1つ

### 資料の閲覧

閲覧及び予約申込は、閲覧者自身が情報端末によって行う。職員は、閲覧室で明示された名称をもとに、定められた時間に資料を探しに行く。閲覧者が閲覧・延長・予約できる資料の件数は、年間で決まっている。現在、閲覧者は、文書資料8件、図書資料8件、地図及び図面8件、マイクロフィルム8本を閲覧することができる。閲覧は、古文書の閲覧は、一度に1ファイル又は1冊だけである。閲覧は厳密に一人一人で行う。

古文書に関する法の適用により、幾つかの資料は文化省の例外措置による場合にしか利用できない。

フランス：フランス公文書管理局

注記：所蔵機関「国立海外文書館」の場合

館内のデータベースへアクセスするためのコンピュータを備えた閲覧室、持込みパソコン接続用の電源、グループ閲覧室、マイクロフィルム・リーダー、（郵便による）遠隔地向けサービス。

ブラジル：国立公文書館

注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

## 5.5.2 複製サービス

目的：

複製サービスに関する情報を提供する。

規則：

一般の人々が利用可能な複製サービス（マイクロフィルム、コピー、写真、デジタルコピー）に関する情報を記録すること。適用される手数料、公開規則を含むサービスの一般条件及び制約条件を明示すること。

例：

ハル大学アーカイブズは、アーカイブズと特別コレクションのための限定的な複製サービスを提供している。原本の状態が良好で、著作権法を遵守していれば、個人的な研究又は非営利目的の調査を行う個人に対し、複写を提供できる。利用者は、ファイル全体や一連の資料の複写を申し込むよりは、調査対象の最も重要な資料を選ぶべきである。その資料がひどく傷み易かったり、複写しにくかったりする場合は、代わりに、デジタル写真が提供される。詳細は職員に相談すること。

現在のコピー代は、A4サイズ1枚20ペンス、A3サイズ1枚30ペンスで郵送料及び包装料は別である。

英国、国立公文書館

注記：所蔵機関「ハル大学アーカイブズ」の場合

(<http://www.hull.ac.uk/arc/visit/Facilities.html>; 2007年7月3日にアクセス)

公文書館は、利用者から申し込まれた文書の複製サービスを提供する。ただし、文書の状態（保存状態、製本状態、フォーマットなど）により可能な場合に限られる。

複写は、閲覧室備え付けの申込み用紙又は郵便若しくはEメールにより、書面で申し込む。

レファレンス課の中にあるAGAの複写係は、次のフォーマットの複写を提供することができる。

製本されていない文書では、A4及びA3のコピー。

製本されていない平面図では、幅870 mm未満のコピー。

マイクロフィルムのコマのコピー（マイクロ紙）。

35 mmの白黒マイクロフィルム。

白黒（紙）及び原色（スライド）のアナログ写真。

デジタル写真。

デジタル化画像。

博物館等の文化施設のスペースの利用を規制し、文化省の特定独立機関の公共料金を定める1995年1月20日の省令に、複写料金が定められている。

一連の文書全体を複写するには、書籍・アーカイブズ・図書総局の特別許可及び

合意書への署名が必要である。

研究論文中で複写文書の発表を希望する場合は、文化省との事前合意の署名が必要である。この条件は、テレビ放映のための商業的利用又は編集若しくはその他の一般的流布により、公文書館の複写文書を発表したい場合にも必要である。

スペイン：国家アーカイブズ副総局

注記：所蔵機関「行政一般公文書館」の場合

複写係又は利用者自身による複写は、劣化資料及び劣化のおそれのある資料の複写を除外するか、制限が設けられている。

規則及び料金表は内部に表示。

国立ミラノ公文書館は、利用者自身による複写のコピーを一部要求する権利を留保している。

イタリア

注記：所蔵機関「国立ミラノ公文書館」の場合

### 複写

・コピー：オリジナルの資料の状態が良ければコピーすることができる。マイクロフィルムやデジタル化された資料からのコピーはできる。これらのコピーは、再チャージできるカード（1ユーロ）を買って手に入れることができる（コピーは30センチメートル）。

・写真：閲覧者は、閲覧室長に前もって許可を得るという条件で、自分でカメラやデジカメを使って、フラッシュや三脚は用いずに、写真を撮ることができる。

フランス：フランス公文書管理局

注記：所蔵機関「国立海外文書館」の場合

サービス一覧表に示されている通りの料金支払いによる、紙及びマイクロフィルムへのデジタルコピー。商用に使用する場合は画像コピーの使用手数料が徴収される。様々な期間で証明書（保証証明書、宣言証明書、全事項証明書）を発行する。

ブラジル：国立公文書館

注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

## 5.5.3 一般公開エリア

目的：

所蔵機関の一般利用が可能であるエリアに関する情報を提供する。

規則：

一般利用が可能なスペース（常設展又は特別展、無料又は有料のインターネット接続、現金自動預払機、カフェテリア、レストラン、売店など）に関する情報を記録すること。

例：

国立公文書館には以下の施設がある。

- ・常設展示と定期的なプログラムによる展示を行うミュージアム
- ・様々な歴史書、カードやギフトを販売する売店
- ・施設内のレストラン
- ・無線を利用した無料のインターネット接続

英国、国立公文書館

注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

([http://www.nationalarchives.gov.uk/visit/?source=ddmenu\\_visit0](http://www.nationalarchives.gov.uk/visit/?source=ddmenu_visit0);2007年7月3日にアクセス)

公文書館では、定期的に、文書の複製による展示を行っている。観覧は無料。公文書館は、国内外の他の機関と協力して、文化的行事、講座及び講演会を開催している。

公文書館では、閲覧室でインターネットに無料でアクセスできる。

公文書館には、冷たい飲み物と温かい飲み物の自動販売機が設置されている。

スペイン. 国家アーカイブズ副総局

注記：所蔵機関「行政一般公文書館」の場合

公文書館には、臨時展示会用のスペースがある。

会議室では会議、セミナー、その他の企画が当館及び他機関との共同により開催される。

教育部門により、文書学古文書学学校が運営されており、要望によって公文書館のガイド付き見学、その他の教育企画が実施されている。

1階には飲み物の自動販売機、2階には食べ物及び飲み物の自動販売機が設置されている。

イタリア

注記：所蔵機関「国立ミラノ公文書館」の場合

その他のスペース

- ・小会議室
- ・展示室
- ・休憩室：飲料販売機あり、食事持込及び飲食可
- ・文書館売店：出版物等の販売（検索ツール、展覧会のカタログ、絵葉書）

フランス：フランス公文書管理局

注記：所蔵機関「オーブ県文書館」の場合

本部には、ブラジル銀行のATM及びコーヒー自動販売機が設置されている。

臨時展示用の部屋、イベント開催用のホール、映画上映と音楽演奏が行われる中庭がある。

公文書館の建物、所蔵資料及び組織を理解するためのガイド付き見学を申込みすることもできる。

ブラジル. 国立公文書館

注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

## 5.6 管理領域

### 5.6.1 記述識別子

目的：

アーカイブズ所蔵機関の記述が使用される文脈において、その記述を一意的に識別する。

規則：

地域及び／又は国内の慣行に従って一意の記述識別子を記録すること。記述が国際的に使用される場合は、「ISO3166：国名の表示基準」最新版に従って記

述が作成された国別コードを記録すること。記述作成者が国際組織である場合は、国別コードの代わりにその組織の識別子を用いること。

例：

ARCHON コード GB0182

英国、国立公文書館

注記：所蔵機関「ウエストサセックス公文書館」の場合

ES/09010889802e7231.xml

スペイン：スペイン・イベロアメリカ・アーカイブズ便覧リスト

注記：所蔵機関「マラソン市立公文書館」の場合

IT-ASMI / plain.lombardiastorica.it/soggetti-conservatori/MIAA00017D

イタリア

注記：所蔵機関「国立ミラノ公文書館」の場合

FR/DAF/00000000050

フランス：フランス公文書管理局

注記：所蔵機関「国立海外文書館」の場合

BR AN ARQ 1

ブラジル：国立公文書館

注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

### 国別コードの例

AU	オーストラリア
CA	カナダ
ES	スペイン
FR	フランス
GB	英国
MY	マレーシア
SE	スウェーデン
US	米国

### 5.6.2 機関の識別子

目的：

記述に対して責任を有する機関を識別する。

規則：

記述の作成、修正又は普及に対して責任を有する機関の名称の完全な典拠形を記録すること。または、別の方法として、国内又は国際機関コード基準に従って機関コードを記録すること。

例：

国立公文書館：ARCHON名簿  
 英国、国立公文書館  
 注記：所蔵機関「ウエストサセックス公文書館」の場合

ES.30030.AGRM  
 スペイン：国家アーカイブズ副総局  
 注記：所蔵機関「マラソン市立公文書館」の場合

IT-ASMI  
 イタリア  
 注記：所蔵機関「国立ミラノ公文書館」の場合

FR/DAF  
 フランス：フランス公文書管理局  
 注記：所蔵機関「国立海外文書館」の場合

BR AN  
 国立公文書館（ブラジル）  
 ブラジル：国立公文書館  
 注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

### 5.6.3 規則及び／又は慣行

目的：

記述の作成に適用された国内若しくは国際的な慣行又は規則を識別する。

規則：

名称と、有用であれば、適用された慣行や規則の版又は出版年月日を記録すること。名称の典拠形を作成するために、どの規則が適用されたのかを個別に明記すること。この記述における時期を識別するために使用された全ての日付表記方式に関する参考資料を含めること。（例えば、ISO 8601）

例：

記述はISDIAH標準に従って作成されている。

ISO 8601

スペイン：国家アーカイブズ副総局

注記：所蔵機関「インディアス文書館」の場合

記載情報はISDIAH（アーカイブズ所蔵機関の記述に関する国際標準）に適合している。

イタリア

注記：所蔵機関「国立ミラノ公文書館」の場合

ISDIAH（アーカイブズ所蔵機関の記述に関する国際標準）2008年初版に則って作成された記述

フランス：フランス公文書管理局

注記：所蔵機関「国立海外文書館」の場合

国際公文書館会議、ISDIAH（アーカイブズ所蔵機関の記述に関する国際標準）、  
パリ、国際公文書館会議、2008年  
ブラジル：国立公文書館  
注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

#### 5.6.4 状況

目的：  
ユーザが記述に関する現在の状況を理解できるように記述の作成状況を示す。  
規則：  
記述が原案であるのか、完了、改訂又は抹消されたのかを示し、現在の状況を記録すること。

##### 例：

完了  
英国、国立公文書館  
注記：所蔵機関「ウエストサセックス公文書館」の場合

終了した記述  
スペイン：国家アーカイブズ副総局  
注記：所蔵機関「マラソン市立公文書館」の場合

最終版  
イタリア  
注記：所蔵機関「国立ミラノ公文書館」の場合

有効な記述  
フランス：フランス公文書管理局  
注記：所蔵機関「国立海外文書館」の場合

予備段階  
ブラジル：国立公文書館  
注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

#### 5.6.5 詳細度

目的：  
記述が、最低限、部分的、完全等のどの詳細度に当てはまるのかを示す。  
規則：  
記述が、関連する国際的及び／又は国内のガイドライン及び／又は規則に従って、最低限、部分的、完全等のどの詳細度になっているかを示す。国内のガイドラインや規則がない場合、最低限の記述とは、ISDIAHに準拠する記述（4.7を参照）の3つの必須項目だけから構成されるものであり、一方、完全な記述とは、ISDIAHの全ての記述項目についての情報を伝えているものである。

##### 例：

部分的

英国、国立公文書館

注記：所蔵機関「ウエストサセックス公文書館」の場合

完全な記述

スペイン：国家アーカイブズ副総局

注記：所蔵機関「マラソン市立公文書館」の場合

記載情報完成

イタリア

注記：所蔵機関「国立ミラノ公文書館」の場合

完全記述

フランス：フランス公文書管理局

注記：所蔵機関「国立海外文書館」の場合

完全

ブラジル：国立公文書館

注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

#### 5.6.6 作成、改訂又は抹消の年月日

目的：

記述が作成、改訂又は抹消された年月日を示す。

規則：

記述が作成された年月日及び記述に対する全ての改訂年月日を記録すること。

使用した日付表記方式、例えば、ISO8601を「規則及び／又は慣行」項目(5.6.3)

に明記すること。

例：

2007-07-03 [ISO 8601]

英国、国立公文書館

注記：所蔵機関「ウエストサセックス公文書館」の場合

2003-02-26 [ISO 8601]

記述作成日

スペイン：スペイン・イベロアメリカ・アーカイブズ便覧リスト

注記：所蔵機関「マラソン市立公文書館」の場合

2007-07-01 [ISO 8601] 初版

2008-04-02 [ISO 8601] 最終改定

イタリア

注記：所蔵機関「国立ミラノ公文書館」の場合

2007-06-20 [ISO 8601] 初稿

2008-04-07 [ISO 8601] 最新版  
フランス：フランス公文書管理局  
注記：所蔵機関「国立海外文書館」の場合

9/5/2008 (作成)  
2008-05-09 (ISO 8601)  
ブラジル：国立公文書館  
注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

### 5.6.7 言語及び文字体系

目的：  
アーカイブズ所蔵機関の記述を作成するために使用された言語及び／又は文字体系を示す。

規則：  
記述の言語及び／又は文字体系を記録すること。言語のための適切なISOコード（ISO 639-2 - 言語名の表示コード）及び／又は文字体系（ISO 15924 - スクリプト名の表現のためのコード）が含まれること。

例：

英語: eng  
英国、国立公文書館  
注記：所蔵機関「ウエストサセックス公文書館」の場合

スペイン語：spa [ISO 639-2]  
表記法：latn [ISO 15924]  
スペイン：スペイン・イベロアメリカ・アーカイブズ便覧リスト  
注記：所蔵機関「マラソン市立公文書館」の場合

イタリア語：ita  
イタリア  
注記：所蔵機関「国立ミラノ公文書館」の場合

フランス語：fre  
フランス：フランス公文書管理局  
注記：所蔵機関「国立海外文書館」の場合

ポルトガル語  
ブラジル：国立公文書館  
注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

### 5.6.8 情報源

目的：  
アーカイブズ所蔵機関の記述を作成する上で参照した情報源を示す。

規則：

アーカイブズ所蔵機関の記述を行う上で参照した情報源を記録すること。

例：

ウエストサセックス公文書館のウェブサイト：

<http://www.westsussex.gov.uk/ccm/navigation/librariesand-archives/record-office/>, 2007年7月2日にアクセス

英国、国立公文書館

注記：所蔵機関「ウエストサセックス公文書館」の場合

アーカイブズ専門職員のマグダレナ・カンピージョ・メンデスへのインタビューが、ロレナ・ビバンコス・サウラとマリア・カルメン・ソト・ロドリゲスによって行われた。

スペイン：スペイン・イベロアメリカ・アーカイブズ便覧リスト

注記：所蔵機関「マラソン市立公文書館」の場合

国立ミラノ公文書館ウェブサイト：<http://archivi.beniculturali.it/ASMI/indice.html>

ロンバルディア歴史公文書ウェブサイト：<http://plain.lombardiastorica.it>

イタリア

注記：所蔵機関「国立ミラノ公文書館」の場合

国立海外文書館のサイト：<http://www.archivesnationales.culture.gouv.fr> (2008年4月7日時点)

フランス：フランス公文書管理局

注記：所蔵機関「国立海外文書館」の場合

国立公文書館（ブラジル）。国立公文書館。リオデジャネイロ、2002年。51ページ。

カステロ・ブランコ、パンディア・H. デ・タウトフォネウス。国立公文書館の100周年（1838年～1938年）を記念する同文書館の史書に関する補助：「帝国公文書館」。リオデジャネイロ：国立公文書館、1937年。356ページ。（国立公文書館の出版物、35）

ブラジル：国立公文書館

注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

### 5.6.9 記述管理上の注記

目的：

記述の作成及び変更に関する付加情報を記録する。

規則：

記述の作成及び維持管理に関する注記を記録すること。例えば、記述の作成及び／又は改訂に責任を有する担当者の名前も、ここに記録してよい。

例：

2007年7月4日にエイミー・ワーナーによって作成された記録

英国、国立公文書館

注記：所蔵機関「ウエストサセックス公文書館」の場合

責任者：サルバドール・セルバンテス・ゴメス、ムルシア州アーカイブズ便覧リストコーディネーター。文書遺産の調査を実施するため、2002年11月26日に文化省とムルシア州自治政府との間で結ばれた協力協定。

スペイン：スペイン・イベロアメリカ・アーカイブズ便覧リスト

注記：所蔵機関「マラソン市立公文書館」の場合

サヴェリオ・アルミーニ（パヴィア大学）及びカルメーラ・サントーロ(国立ミラノ公文書館)による監修

イタリア

注記：所蔵機関「国立ミラノ公文書館」の場合

クレール・シビルにより作成された注記（フランス公文書管理局）

フランス：フランス公文書管理局

注記：所蔵機関「国立海外文書館」の場合

著者：ヴィトル・マノエル・マルケス・ダ・フォンセカ。

ブラジル：国立公文書館

注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

## 6. アーカイブズ所蔵機関の記述のアーカイブズ資料とその作成者への関連付け

アーカイブズ所蔵機関の記述は、主として、アーカイブズ資料所蔵者に関する詳細を提供し、その資料を利用するために必要な情報を与える目的で作成される。このドキュメンテーションをより有益なものにするため、アーカイブズ所蔵機関の記述をアーカイブズ資料の記述に関連付ける必要がある。この関連付けがなされるときには、アーカイブズ所蔵機関と関連付けられるアーカイブズ資料の関係の特質を記述することが重要である。これらの機関によって所蔵されている記録の作成者に関する典拠レコードは、同様に関連付けができ、付加的なアクセスポイントとして利用できる。本セクションでは、アーカイブズ記述システムに即したそのような関連付けの作成方法に関するガイダンスを提供する。

**注記：**アーカイブズ所蔵機関とアーカイブズ資料の関連付けは、所蔵するフォンドに対して意義ある秩序を与えるために、アーカイブズ所蔵機関により適用された分類体系及び／又は整理基準に従って行うことができる。通常、その分類体系又は整理基準は、国家構造、一連の政治体制及び／又はアーカイブズ資料の類型及び／又はその作成者（政府、個人、企業など）の類型を表すことを目的としている。

### 6.1 関連するアーカイブズ資料のタイトル及び識別子

目的：

関連するアーカイブズ資料を識別すること、及び／又はアーカイブズ所蔵機関の記述を関連するアーカイブズ資料の記述へ関連付けることを、そういった記述が存在する場合に可能にする。

規則：

関連するアーカイブズ資料に対してタイトル及び識別子を提供すること。

### 6.2 関係の記述

目的：

分類体系及び／又は整理基準に従って、アーカイブズ所蔵機関とフォンド又はコレクションの関係を定義する。

規則：

アーカイブズ所蔵機関によって採用された分類体系及び／又は整理基準を適用し、アーカイブズ所蔵機関とフォンド又はコレクションの関係を適切なものにする。 「規則及び／又は慣行」項目 (5.6.3)において、分類体系及び／又は整理基準を記述すること。

### 6.3 関係の年月日

目的：

アーカイブズ所蔵機関と関連するアーカイブズ資料との関係の年月日を示す。

規則：

アーカイブズ所蔵機関と関連するアーカイブズ資料との関係について全ての関連する年月日を記録すること。

#### 6.4 名称の典拠形及び関連する典拠レコードの識別子

目的：

アーカイブズ所蔵機関の記述を関連する記録作成者の記述に関連付けることにより、そういった記述が存在する場合に、関連する記録作成者を識別する。

規則：

関連する記録作成者のための名称の典拠形及び典拠レコードの識別子を示すこと。

例：

関係1		
6.1 関連するアーカイブズ資料のタイトル及び識別子	タイトル	枢密院
	識別子	ES.47161.AGS/1.25
6.2 関係の記述		1-旧体制の機関の資料
6.3 関係の年月日		1540年～
6.4. 名称の典拠形及び関連する典拠レコードの識別子		枢密院 ES47161AGS/RA00007
関係2		
6.1 関連するアーカイブズ資料のタイトル及び識別子	タイトル	スペイン・インディアス王室諮問院
	識別子	ES.47161.AGS/2.1
6.2 関係の記述		2-現代機関の資料
6.3 関係の年月日		1914年～
6.4. 名称の典拠形及び関連する典拠レコードの識別子		
関係3		
6.1 関連するアーカイブズ資料のタイトル及び識別子	タイトル	地図、平面図、設計図
	識別子	ES.47161.AGS/3.3
6.2 関係の記述		3-コレクション
6.3 関係の年月日		16世紀～

6.4. 名称の典拠形及び関連する典拠レコードの識別子		
-----------------------------	--	--

スペイン：国家アーカイブズ副総局

注記：所蔵機関「シマンカス一般公文書館」の場合

関係1		
6.1 関連するアーカイブズ資料のタイトル及び識別子	タイトル	ミラノ県
	識別子	ASMI5844
6.2 関係の記述		統一後公文書
6.3 関係の年月日		1957年～
6.4. 名称の典拠形及び関連する典拠レコードの識別子		ミラノ、ミラノ県(1861年～) MIDB00270
関係2		
6.1 関連するアーカイブズ資料のタイトル及び識別子	タイトル	政府の行為
	識別子	ASMI0100
6.2 関係の記述		統一前公文書
6.3 関係の年月日		1861年～
6.4. 名称の典拠形及び関連する典拠レコードの識別子		ミラノ、政府公文書(1781年～1870年) MIDB000520
関係3		
6.1 関連するアーカイブズ資料のタイトル及び識別子	タイトル	カヴァッツィ・デッラ・ソマリア
	識別子	ASMI4590
6.2 関係の記述		私文書、コレクション
6.3 関係の年月日		1995年～
6.4. 名称の典拠形及び関連する典拠レコードの識別子		カヴァッツィ・デッラ・ソマリア家 (18世紀～) MIDD0000F9 メレリオ家 (14世紀～1847年) MIDD0000FA

イタリア

注記：所蔵機関「国立ミラノ公文書館」の場合

関係1		
6.1 関連するアーカイブズ資料のタイトル及び識別子	タイトル	植民地省官房資料群
	識別子	FR CAOM 171 COL 1 ~ 137
6.2 関係の記述		植民地省官房資料群は、第2植民地帝国期に作成され、国立海外文書館に保存された省の資料群に属している。
6.3 関係の年月日		1887年～1958年
6.4. 名称の典拠形及び関連する典拠レコードの識別子		
関係2		
6.1 関連するアーカイブズ資料のタイトル及び識別子	タイトル	植民地公文書の保管資料
	識別子	FR CAOM DPPC
6.2 関係の記述		植民地公文書の保管資料は、国立海外文書館に保存された省の資料群に属する。
6.3 関係の年月日		1913年～1936年
6.4. 名称の典拠形及び関連する典拠レコードの識別子		
関係3		
6.1 関連するアーカイブズ資料のタイトル及び識別子	タイトル	ブラッザ文書
	識別子	FR CAOM 20 PA 1
6.2 関係の記述		ブラッザ文書は、国立海外文書館に保存された私的アーカイブズ及び職員文書に属する。
6.3 関係の年月日		1889年～1891年
6.4. 名称の典拠形及び関連する典拠レコードの識別子		

フランス：フランス公文書管理局

注記：所蔵機関「国立海外文書館」の場合

6.1 関連するアーカイブズ資料のタイトル及び識別子	タイトル	国立公文書館
	識別子	BR AN, RIO AN
6.2 関係の記述		機関の存続期間を反映している国立公文書館の資料。
6.3 関係の年月日		1838年～2008年
6.4. 名称の典拠形及び関連する典拠レコードの識別子		国立公文書館（ブラジル） BR AN E 1r

び関連する典拠レコードの識別子	
-----------------	--

ブラジル：国立公文書館

注記：所蔵機関「国立公文書館」の場合

## 付録:完全事例

提供事例は、例証的であり規範的ではない。事例は、規則の実行可能な適用又は解釈を明らかにするものである。事例又はそれらがここで示されている形式を指示として受け取ってはならない。本標準の規則は、アーカイブズ所蔵機関の記述へのデータインプットを特定するものであり、規則に従って正しいとされ得るあらゆる実行可能なアプローチが存在する情報のためのアウトプット又は表示フォーマットを特定するものではない。

## 例1 - 記述言語：英語（英国）

<b>5.1 固有性の領域</b>		
<b>5.1.1 識別子</b>		GB0041
<b>5.1.2 名称の典拠形</b>		ハンプシャー公文書・郷土研究館
<b>5.1.3 名称の平行形式</b>		
<b>5.1.4 名称の他の形式</b>		ハンプシャー公文書館
<b>5.1.5 アーカイブズ所蔵機関の種類</b>		地方自治体公文書館
<b>5.2 連絡領域</b>		
<b>5.2.1 所在地及び住所</b>		サセックスストリート ウィンチェスター SO23 8TH イギリス  URL: <a href="http://www.hants.gov.uk/archives">http://www.hants.gov.uk/archives</a>
<b>5.2.2 電話、ファクス、Eメール</b>		電話: 01962 846154 ファクス: 01962 878681 Eメール: <a href="mailto:enquiries.archives@hants.gov.uk">enquiries.archives@hants.gov.uk</a>
<b>5.2.3 連絡窓口</b>		館長：ジャネット・スミス 館長補佐及び管理責任者：ジル・ラシュトン アクセス担当主任：キャロライン・エドワーズ 主任アーキビスト（記録・調査担当）：サラ・ルウィン 主任アーキビスト（情報通信技術・E-サービス担当）：ヘザー・ニーダム アーカイブズ教育官：デビッド・ボンド 連絡先： <a href="http://www.hants.gov.uk/rh/hro/mailto.html">http://www.hants.gov.uk/rh/hro/mailto.html</a>

<b>5.3 記述領域</b>	
<b>5.3.1 アーカイブズ所蔵機関の歴史</b>	<p>ハンプシャー公文書館は1947年にハンプシャー州議会によって設立された。それ以来、不要になったセントトマス教会（1972年から1993年）、ウィンチェスター、サセックスストリートの専用の敷地（1993年以降）などウィンチェスターの数カ所を所在地としてきた。1975年には、特別な協定の下に、市議会が非常勤アーキビスト達に資金を提供し続ける中、ウィンチェスター市公文書館がこの公文書館に編入された。また、2008年には、司教座教会アーカイブズを保護するため、ウィンチェスター司教座聖堂参事会とパートナーシップが築かれた。1976年以来、この公文書館は、ハンプシャー州議会記録のために記録管理業務を行っている。ハンプシャー・アーカイブズ基金は、ハンプシャーのアーカイブズ事業を支援するため1986年に設立された。また、ウェセックス映像・音響アーカイブは1987年に開館し、基金と市議会が共同管理をしている。2008年に、ハンプシャー公文書館は州の郷土研究図書館と合併して、ハンプシャー公文書・郷土研究館となった。</p>
<b>5.3.2 地理的及び文化的背景</b>	<p>ハンプシャーは、イングランド南部の州であり、ドーセット、ウィルトシャー、バークシャー、サリー及びウエストサセックスと州境を接している。サザンプトン州議会は、地方政府法（1888年）の下に設置され、1959年にはハンプシャー州議会に改称された。現在の州は、行政上、以下の11の地域から構成されている：イーストハンプシャー、ハート、ニュー・フォレスト、テスト・バレー、ベージングストーク・ディーン自治区、イーストレイ、フェアハム、ゴスポート、ハヴァント、ラシュムア及びウィンチェスター市である。サザンプトン市とポーツマス市は、ともに、地理上はハンプシャー州内の単一自治体である。歴史的に有名なハンプシャー州の一部であるワイト島は、1888年の法律により独立した行政単位となった。以前ハンプシャーの一部であったボーンマスは、1974年にドーセットへ移譲された。現在、ウィンチェスターを本拠とするハンプシャー州議会と11の郡議会によって、地方自治が行われている。ほかに、ハンプシャー州には256の教区会と町議会がある。</p>
<b>5.3.3 典拠となる指令／資料</b>	<p>ハンプシャー公文書館は、1947年の地方政府法の下に設立された。その後、1962年地方政府（記録）法によって、ハンプシャー州議会は、州の行政記録に加え、地方にとって意義のある記録を入手する権限を与えられた。それは、それらの記録の保護及び一般の研究のための記録の利用を目的とする。加えて、ハンプシャー公文書館の設置により、地方政府が「議会又はその職員が所持・保管している文書に関し、適切な取り扱いをすること」との1972年の地方政府法（第224条）の要件が満たされることになった。</p> <p>大法官は、1958年と1967年の公文書法の条項により、ハンプシャー公文書館を公文書の保管場所として指定した。ハンプシャー公文書館は、1959年の中世文書条例と1963年、1967年の中世文書（修正）条例に従い、中世文書の適切な保管場所として、控訴院記録長官により承認された。ハンプシャー公文書館は、1960年の十分の一税（割り当て文書の写し）条例の下、また1963年の十分の一税（割り当て文書の写し）（修正）条例の修正により、この税に関する文書の適切な保管場所としても控訴院記録長官によって承認されている。英国国教会のウィンチェスター教区は、1978年の教区登録簿記録令に従ってハンプシャー公文書館を教区の文書館として指定した。</p>
<b>5.3.4 管理組織</b>	<p>ハンプシャー公文書館は、ハンプシャー州議会の娯楽・文化歴史遺産部門の一部である。</p>

5.3.5 記録管理及び収集方針		<p>記録管理方針は以下のオンライン上で閲覧できる。  <a href="http://www3.hants.gov.uk/archives/hro-policies/hro-records-management-policy.htm">http://www3.hants.gov.uk/archives/hro-policies/hro-records-management-policy.htm</a>          収集方針は以下のオンライン上で閲覧できる。  <a href="http://www3.hants.gov.uk/archives/hro-policies/hals-collecting-policy.htm">http://www3.hants.gov.uk/archives/hro-policies/hals-collecting-policy.htm</a></p>
5.3.6 建物		<p>ハンプシャー公文書館は、1993年に開館した専用保存施設である。アーカイブズのほか、ウェセックス映像・音響アーカイブとハンプシャー郷土研究図書室がある。</p> <p>この公文書館は、傾斜地であるが水はけのよい土地に建てられている。建物は、半地階、1階、2階、3階で構成され、人目を引く金属ののこぎり屋根で覆われている。なだらかな下り坂になっている北側と東側のほとんどにある堅牢な壁面は、地元のミケルマーシュ産の煉瓦で表面を覆われているが、他の場所、特に、庭に面する閲覧室の壁と事務所や修復部がある最上階には非常に多くのガラスが使われている。屋根は、巨大な窓を光からさえぎるために、東側と西側で大きく張り出しており、5つの破風の傾斜した棟（テラスの方向と東側で傾斜している）には明かり取りがある。</p>
5.3.7 アーカイブズ及びその他の所蔵資料		<p>ハンプシャー公文書館のハンプシャー公文書・郷土研究館は、ハンプシャーとハンプシャーの家族に関連するアーカイブズ及び中南部イングランドに関する映像・音響アーカイブを収集している。</p> <p>ハンプシャー公文書館のコレクションは、美術館・図書館・公文書館協議会によって、ハンプシャーの歴史への知識と理解を深めるための比類なきリソースを提供する国内及び国際的に重要なコレクションとして指定されている。</p> <p>そのアーカイブズ・コレクションは以下の記録から構成されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方政府：16世紀まで遡るハンプシャー四季裁判所の記録、12世紀まで遡るウィンチェスターとアンドーバー、ベージングストーク、ライミントンのような古くからある自治都市に関するアーカイブズ、19世紀、20世紀のより新しい時代の地方政府の記録など。</li> <li>・ 学校、病院、治安判事裁判所のようなその他の公共団体：王立ハンプシャー州立病院（1736年から）と州立精神病院（1852年から）のアーカイブズなど。</li> <li>・ ウィンチェスター教区とその教区にある教会：13世紀まで遡る司教記録（登録簿と宗教裁判所記録）と16世紀まで遡るハンプシャー教区記録の多くの素晴らしいコレクション（洗礼、結婚、埋葬名簿及び救貧法の資料を含む）など。</li> <li>・ その他の教会とプロテスタント教会：重要な初期クエーカー教徒の記録（1655年から）、多くのメソジスト派教会のアーカイブズなど。</li> <li>・ 企業、協会、慈善団体とその他の組織：製紙業者であるラバーストークのポータル氏に関する記録、ハンプシャー友愛会の広範囲に渡るアーカイブズ、12世紀まで遡るセントクロス病院の膨大なアーカイブズなど。</li> </ul>

		<p>• 多くの不動産、一族及び私人：収支簿を含むウィンチェスター司教の広大な所有地の記録、ジェームズ・ハリスの文芸及び政治関係文書（ヘンデルの作品の手稿を含む）、第3代マームズベリ伯爵の政治関係の往復書簡などを含むマームズベリの伯爵であるハリス家の文書、ウィリアム・ウィッカム(1761年～1830年)の政治及び外交文書を含むウィッカム家の文書、フローレンス・ナイチンゲールとの往復書簡を含むボナム・カーター家の文書、初代ノースブルック伯爵の政治関係の往復書簡を含むベアリング家と不動産文書、ボルトン公爵、カーナーボン伯爵、ノーマントン伯爵、ポーツマス伯爵とオースティン・リー、ヴァイルのシュート、ヘリアードのジェルヴォアーズ、シドモントンのキングズミル、シェドフィールドのフィルモアのような貴族階級の一族と不動産文書など。</p> <p>• ウェセックス・フィルム・音響アーカイブに所蔵されている動画と音響のアーカイブには、初期のニュース映画と地元で制作されたフィルム、地元のラジオ録音とオーラルヒストリー・コレクション（地域のリソース）が含まれる。</p>
5.3.8 検索ツール、ガイド及び出版物		<p>ハンプシャーにおけるアーカイブズと地元の歴史に関連する多くの出版物は、ハンプシャー公文書館で入手可能である。ハンプシャー公文書館は、「ハンプシャー文書」と「ハンプシャー記録シリーズ」を発行している。</p>
<b>5.4 アクセス領域</b>		
5.4.1 開館時間		<p>開館時間：月曜から金曜：9時から7時、土曜：9時から4時</p>
5.4.2 アクセス及び利用条件		<p>利用者は、CARN (州のアーカイブズ調査ネットワーク) 利用券が必要。この利用券は、無料で、身分と住所を証明する書類があれば、すぐに発行される。当日限りの利用券も利用できる。来館者は、以下の閲覧室利用ガイドラインに同意する旨の署名をし、入館のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 閲覧室を静かな研究エリアとして利用すること</li> <li>• 常に鉛筆を使用すること</li> <li>• 喫煙及び飲食は禁止</li> <li>• 個人の撮影機器は使用禁止</li> </ul> <p>注意：閲覧室には大きなバッグを持ち込まないこと。</p>
5.4.3 アクセシビリティ		<p><b>案内図</b> 公文書館の場所を示す地図は、以下のオンライン上の案内図を利用のこと。<a href="http://www3.hants.gov.uk/archives/visiting-hals/map-hro.htm">http://www3.hants.gov.uk/archives/visiting-hals/map-hro.htm</a></p> <p><b>道路</b> 南から来る場合はJ11号線、北からはJ9号線をM3で離れ、市の中心へと案内する標識に従うこと。小さな駐車場に加えて、公文書館に行きやすい場所での駐車が必要な人のために2台分の駐車スペースがある。ハンプシャー公文書館の駐車場は全て無料であるが、事前に予約が必要である。(電話：01962 846154)。その他の有料駐車券方式の駐車場が公文書館の近くで利用可能であり、公共の駐車場も道路案内標識で示されている。</p> <p><b>バス</b> パーク・アンド・ライド路線バスがハンプシャー公文書館の丁度反対側に停車する。No. 1, 2, 4,5,6, 7,10,X24/25/26, 68, 86, 95/95A/96/96A, 99/X99のバスは全て公文書館から徒歩で数分のところに停車する。</p>

	<p><b>鉄道</b> 公文書館はウィンチェスター鉄道駅から徒歩数100メートルのところにある。</p> <p><b>アクセス及びアクセシビリティ</b></p> <p><b>駐車場</b> 利用可能な2つの指定された駐車場がステーション・ヒルのそばにある。そこから正面玄関へは、100メートルほどあり、身体に障がいのある来館者は、その代用として、インターコムを使い、建物の裏手にあるより近い方の入り口（職員用）を利用することができる。駐車スペースの予約は、事前に電話（01962 846154）で連絡のこと。</p> <p>ハンプシャー公文書館の建物は、アクセシビリティを可能にする以下の特徴がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正面玄関にある外側のドアの一つがプッシュ・ボタン方式になっている。</li> <li>・ 閲覧室へ通ずるドアは自動ドアである。</li> <li>・ スロープとエレベーターがある。</li> <li>・ 1階に身障者が利用できるトイレ、最上階には男女共用の身障者用トイレが一つある。</li> <li>・ スロープは、5階のバルコニーに出る場合に利用可能である。</li> <li>・ 降下避難用の車いすが利用可能。</li> <li>・ 盲導犬・補助犬の入館歓迎。</li> </ul> <p><b>設備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身障者用トイレ</li> <li>・ 補聴器は受付、閲覧室、映像室にて入手可能</li> <li>・ 携帯補聴器も利用可能</li> <li>・ 閲覧室にはCCTV用の拡大装置</li> <li>・ 閲覧室の拡大鏡</li> <li>・ 自動マイクロフィルム・リーダーが利用可能</li> <li>・ 車いす用の高さの調節ができるテーブル</li> </ul> <p><b>教育サービス</b> ハンプシャー公文書館は、以下のように様々な教育サービスを提供している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オリジナルの文書、写真及びフィルムを使用した体験型ワークショップ</li> <li>・ 歴史と地理について国の教育課程に関連付けた教室で使用するリソース。これには学習パックとビデオが含まれる。</li> <li>・ 公文書館を利用する教師及び教師志望者を支援するため、また、国の教育課程の各主要段階で歴史を教える際に利用可能な文書に関して助言を行うためのアドバイス、研修及び教室でその文書を使用する際の提案。</li> </ul>
--	---

<b>5.5 サービス領域</b>		
<b>5.5.1 研究支援サービス</b>		<p>ハンプシャー公文書館は有料の研究支援サービスを行っている。料金は前払で、1時間に付き25ポンドである。ハンプシャー公文書館のウェブサイトからダウンロード可能な調査申請書を使用し提出した場合に限り、調査について検討が行われる。</p> <p>有料の調査は、申請受付け後一ヶ月以内に完了する。</p>
<b>5.5.2 複製サービス</b>		<p><b>複製サービス</b> 資料複写の申請は、本人が直接するか、または郵送で行うことができる。</p> <p><b>文書</b> ほとんどの文書は複写可能である。損傷する恐れのあるものは複写ができない。これには、分冊の手稿、巻物、大型地図、印章付きの資料、十分の一税の配分書、大型書籍、1900年以前に印刷された書籍が含まれる。これらの場合、デジタル写真サービスが提供される。</p> <p><b>写真</b> オンライン目録で現在閲覧できる写真の高画質複製も購入可能である。</p> <p><b>マイクロフィッシュ</b> ほとんどのハンプシャー教区登録簿のマイクロフィッシュ・コピーが購入できる。</p> <p><b>認証コピー</b> 文書の認証コピー又は写しは提供可能である。</p> <p>以上に関連する複写請求用紙には、複製サービスに対して払うべき料金の詳細が示されている。</p>
<b>5.5.3 公共エリア</b>		<p>ハンプシャー公文書館には以下の設備がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•ロッカーとロック可能な洋服掛けが受付で利用可能であり、受付にはトイレ、身障者用トイレとおむつ交換台もある。</li> <li>• 温かい飲み物を提供する自動販売機と飲料用給水器を備えた休憩室。利用者は、ガーデン・テラスも利用することができる。</li> <li>• アーカイブズの利用方法とハンプシャーの歴史に関するランチタイムの定期講義プログラムがある。</li> </ul>
<b>5.6 管理領域</b>		
<b>5.6.1 記述識別子</b>		Archon コード: GB0041
<b>5.6.2 機関の識別子</b>		国立公文書館: ARCHON 名簿
<b>5.6.3 規則及び／又は慣行</b>		ISDIAH-アーカイブズ所蔵機関の記述に関する国際標準、第1版、国際公文書館会議、2008年
<b>5.6.4 状態</b>		完了
<b>5.6.5 詳細レベル</b>		部分的
<b>5.6.6 作成、改訂、削除の時期</b>		2008-04-18 [ISO 8601]
<b>5.6.7 言語及び文字体系</b>	ISO 639-2	Eng
	ISO 15924	Latn
<b>5.6.8 出典</b>		ハンプシャー公文書館のウェブサイト:

		<a href="http://www3.hants.gov.uk/archives">http://www3.hants.gov.uk/archives</a> , 2008年4月18日にアクセス C.J. キチング著「英国における文書館の建物 1977年-1992年」 (2003年刊)、105-106ページ
5.6.9 記述管理の注記		エイミー・ワーナー（国立公文書館）によって作成された記録
<b>6. アーカイブズ所蔵機関の記述のアーカイブズ資料とその作成者への関連付け</b>		
<b>関係1</b>		
6.1 関連するアーカイブズ資料のタイトル及び識別子	タイトル	ハンプシャー州議会
	識別子	GB 0041 H
6.2 関係の記述		親機関
6.3 関係の年月日		1889年～
6.4 名称の典拠形及び関連する典拠レコードの識別子		ハンプシャー州議会
<b>関係2</b>		
6.1 関連するアーカイブズ資料のタイトル及び識別子	タイトル	ウィンチェスター教区アーカイブズ
	識別子	GB 0041 10M71
6.2 関係の記述		ハンプシャー公文書館は、ウィンチェスター教区のための教区文書館である。
6.3 関係の年月日		1200 年～
6.4 名称の典拠形及び関連する典拠レコードの識別子		ウィンチェスター司教座教会の小修道院 ウィンチェスター修道院（ベネディクション） ウィンチェスター首席司祭と司教座参事会 ウィンチェスター教区 ウィンチェスター教区の母親連合
<b>関係3</b>		
6.1 関連するアーカイブズ資料のタイトル及び識別子	タイトル	ウェセックス・フィルム・音響アーカイブ
	識別子	GB 0041 AV
6.2 関係の記述		ウェセックス・フィルム・音響アーカイブ (WFSA) は、ウィンチェスターのハンプシャー公文書館に本拠を構える専門家のための地域資料保存施設である。WFSAは、1987年にハンプシャー・アーカイブズ基金によって設立され、ハンプシャー州議会が管理している。このアーカイブは、フィルム・アーカイブ・フォーラムの一員であり、映画協議会によって、英国のその種の媒体の保存とパブリック・アクセスのニーズを代表する団体として認められている。
6.3 関係の年月日		19世紀～
6.4 名称の典拠形及び関連する典拠レコードの識別子		

## 例2 - 記述言語：スペイン語（スペイン）

<b>5.1 固有性の領域</b>		
<b>5.1.1 識別子</b>		ES.080193.ACA
<b>5.1.2 名称の典拠形</b>		アラゴン王国文書館
<b>5.1.3 名称の平行形式</b>		Arxiu de la Corona d'Aragó
<b>5.1.4 名称の他の形式</b>		ACA
<b>5.1.5 アーカイブズ所蔵機関の種類</b>		所有：国立公文書館 管理：中央政府 重要サイクル：歴史公文書館 種類：国家一般公文書館
<b>5.2 連絡領域</b>		
<b>5.2.1 所在地及び住所</b>		08018バルセロナ市アルモガベルス通り77番  08002バルセロナ市デルス・コンテス通り2番（Palau del Lloctinent 又はPalacio de los Virreyes）。  ウェブサイト： <a href="http://www.mcu.es/archivos/MC/ACA/index.html">http://www.mcu.es/archivos/MC/ACA/index.html</a>
<b>5.2.2 電話、ファクス、Eメール</b>		電話： (+34) 93 485 42 85 ファクス： (+34) 93 300 12 52 Eメール： <a href="mailto:aca@mcu.es">aca@mcu.es</a>
<b>5.2.3 連絡窓口</b>		<b>役員会</b> カルロス・ロペス・ロドリゲス Eメール： <a href="mailto:aca@mcu.es">aca@mcu.es</a> <b>副役員会</b> アルベルト・トーレス・ペレス Eメール： <a href="mailto:aca@mcu.es">aca@mcu.es</a> <b>レファレンス課</b> ハウメ・リエラ・イ・サンス Eメール： <a href="mailto:aca@mcu.es">aca@mcu.es</a> <b>記述課</b> ベアトリス・カネラス・アノス Eメール： <a href="mailto:aca@mcu.es">aca@mcu.es</a> <b>保存課</b> <b>復元ラボ</b> ルイス・ロドリゲス・オリバレス Eメール： <a href="mailto:aca@mcu.es">aca@mcu.es</a> <b>複写技術係</b> <b>マイクロフィルム閲覧室</b> ホセ・ルイス・カボ・パン Eメール： <a href="mailto:aca@mcu.es">aca@mcu.es</a> <b>参考図書室</b> ギジェルモ・パストル・ヌニェス Eメール： <a href="mailto:aca@mcu.es">aca@mcu.es</a> <b>管理部</b>

		<p>支払会計担当 ホセ・マリア・コリジャス Eメール：<a href="mailto:aca@mcu.es">aca@mcu.es</a></p> <p>アーカイブズ係 Eメール：<a href="mailto:aca@mcu.es">aca@mcu.es</a></p>
<b>5.3 記述領域</b>		
<b>5.3.1 アーカイブズ所蔵機関の歴史</b>		<p>1318年にアラゴン王国のハイメ2世によって創設された。この公文書館は、幾世紀もの間、君主の厳密な所有物である王立文書館と見なされ、1770年までバルセロナの王宮内に設置されていた。そこには王室財産関連の文書と共に、行政府と司法府の文書も保管され、その中には尚書局の一連の記録簿も含まれている。やがて文書館の官職は複雑なものとなった。1346年に、国王は、文書館の初代アーキビストを指名し、1384年にはその職務に関する実際の規定を定めた。主席書記官は、記録簿、裁判所の調書などの定期的な入庫を管理した。その他に、廃止されたテンプル騎士団に関する一部の施設に関する資料、反逆貴族から没収したアーカイブズ、王室が購入した財産のアーカイブズも受け入れた。訴訟を解決するため、17世紀初頭には、Sant Joan de les Abadessesと Santa Maria de l' Estany (diócesis de Vic司教区) の両町の司祭館のアーカイブズの大部分が保管された。</p> <p>啓蒙主義の官吏たちは、バルセロナ王立文書館に注目した。ブルボン王家は、この文書館に新たなフロアを設け(1738年)、また内部規則を定めた(1754年)。これにより、文書館はアラゴン王国文書館を新しい名称とすることになった。19世紀に入ると、アーキビストであるプロスペロ・デ・ボファルルは、この文書館にカタルーニャ地方の古い歴史書が豊富に残されていることを明らかにし、これと同時に所蔵資料を増やそうと試み、歴史アーカイブズのほか、彼が就任期間中に消滅した機関のアーカイブズを受け入れた。彼の後任者たちは、これら2つの活動方針を継承した。ボファルルは、Palau del Lloctinentつまり副王宮殿に所蔵文書を移し、この宮殿は、アルモガベレス通りの建物が開館するまで、アーカイブズを保存する唯一の場所となった。</p>
<b>5.3.2 地理的及び文化的背景</b>		<p>旧アラゴン王国は、バルセロナの伯爵ラモン・ベレンゲー4世の息子アルフォンソ・エル・カストと、アラゴン王ラミロ・エル・モンヘ2世の娘ペトロニラの即位により王国として設立された。アラゴンそしてピレネー山脈の両側に位置するカタルーニャ地方の伯爵領を始まりとして、アラゴン王国は、その全盛期には、アラゴン、カタルーニャ、バレンシア、マジョルカ、ロセジョン、セルダーニャ、シチリア、ナポリスの王領、公国領、伯爵領、公爵領のほか、ギリシャのアテネとネオパトラスの公爵領を含む、地中海全沿岸部に位置する多数の領地をその国土に含めるに至った。</p> <p>アラゴン王国文書館に保管されている所蔵資料は、中世、特に13世紀から16世紀にかけて欧州で知られている全ての国家・地方との間でアラゴン国王が実際に国際的な関係を保っていたことも裏付けている。</p> <p>このように、アラゴン王国文書館は、その建物が所在するスペインの地理・文化的背景(カタルーニャ自治州、アラゴン、バレンシア、バレアレス)と、特に中世の欧州・地中海地域をその背景としている。</p>
<b>5.3.3 典拠となる</b>		アラゴン王国文書館に関して、

指令／資料		<p>－バルセロナ王立文書館の設立を命じる勅令1318。</p> <p>－バルセロナ王立文書館の職務を規定する勅令1384。</p> <p>－アラゴン王国文書館の職員・職務を規定する1738年9月28日の勅令。</p> <p>－アラゴン王国文書館のアーカイブズ、職員及び職務を規定する1754年2月7日の勅令。</p> <p>－アラゴン王国文書館財団を設立する2006年11月8日の勅令1267号。</p> <p>国家アーカイブズに関して、スペインの歴史遺産に関する1985年6月25日の法律16号。</p>
5.3.4 管理組織		<p>役員会 副役員会 レファレンス課 記述課 保存課     復元ラボ 複写技術係     マイクロフィルム・ラボ 参考図書室 管理部 支払会計担当 アーカイブズ係     第1担当：王室尚書局     第2担当：アラゴン諮問会議     第3担当：王立司法院     第4担当：王室財産     第5担当：自治政府     第6担当：教団・騎士団     第7担当：公正証書     第8担当：資産     第9担当：雑文書・コレクション</p>
5.3.5 記録管理と収集方針		<p>歴史文書館としての性格、そして今日では消滅してしまった様々な機関のアーカイブズを収集していることから、アラゴン王国文書館は、文書を定期的に入れているわけではない。その所蔵資料の大部分は、王室記録を別として、19世紀中、また1980年代までに、様々な変動の中で受け入れたものである。</p> <p>現在、文書の受け入れは、事前評価が行われた上での文書の購入又は国による寄贈物、相続物若しくは遺産の受取りに、その方法が変わっている。</p> <p>文書館は、その文書の保管、整理、記述、保存及び普及に関する機能を託されている。</p>
5.3.6 建物		<p>現在、この文書館は、次の2つの建物を拠点としている。</p> <p><b>Palau del lloctinent</b>つまり副王宮殿。1549年から1557年にかけて名工アントニ・カルボネルによって建てられた歴史的な建物であり、バルセロナ歴史・美術建築物目録に国の重要建造物として記載されている。その起源は、1547年にモンサンで皇帝カルロス5世が開催した議会の法令にあり、その法令によってカタルーニャ副王の本拠地としてのマヨール王宮の拡張が決定された。この王宮は、3つの時代、つまり、ローマ時代（紀元1世紀）、初期キリスト教時代（5世紀～6世紀）、そして中世（8世紀～11世紀）が重複して含まれる考古学の「鉱脈」の上に建てられている。この王宮は、大聖堂の後陣と、昔の王宮が建っていた場所である国王広場との間</p>

		<p>に位置し、ティネル・ホールそしてサンタ・アガタ礼拝堂と並んで建てられ、バルセロナのゴシック様式地区の特に重要な作品群のひとつを完成させている。地上5階建ての正形状の建物であり、地下は2階あり、造園された中央中庭を囲む形で構成され、その側面のひとつが、王宮の旧建物と重なっている（「マルチン王の展望台」と呼ばれている塔の部分）。2階と3階は保管所を含み、製本された文書用の書架延長2825 mの書架のほか、様々なフォーマットのファイル用の書架延長2500 mの書架が備えられている。また、閲覧席を10席備えた閲覧室、講義室、講堂及び展示室が用意されている。この建物には、アラゴン王国文書館財団が、その本拠を構えている。</p> <p>-アルモガベルス通りの建物：1994年に落成した新築の建物。2つの主要部分で構成される。そのひとつは3階建てで、一般の受付部分、事務室、閲覧室を含み、その他のサービスも提供している。もうひとつの部分は4階建てで、文書館の文書を監視する12台の防犯カメラが設置されている。この部分は、2842 m<sup>2</sup>の保管所と書架延長8033 mの書架を備え、書架延長5709 mの文書が保管されている。</p>
<p><b>5.3.7 アーカイブズ及びその他の所蔵資料</b></p>		<p>王立文書館（王立尚書院）：1318年にハイメ2世によって設立された。</p> <p>以降1世紀の間、バルセロナ王立文書館が唯一の文書館であった。その後1419年にバレンシア文書館が、そして1462年にアラゴン文書館が設立され、それらの文書館へ相応の文書が送られた。バルセロナ王立文書館は、カタルーニャ、マジョルカ、セルデーニャの一連の記録簿を受入れ続けている。ハイメ2世の時代から、君主たちは、その王家の文書を、行政文書も私文書も全て文書館に保管するように努めた。ペドロ・エル・セレモニオソの時代からは、次第にその私的な性格を失い、国王行政府の文書保管所に変わっていった。現在、1234年～1727年の記録簿6383冊のほか、羊皮と紙の文書数千点が保管されている。-アラゴン最高諮問会議：ハプスブルク王家の行政構造を構成するこの機関は、17世紀に入るまで、その記録簿を様々な地域の王立文書館へ定期的に移送していた。-王立司法院：王立文書館と司法院自身の建物の中で断片的に保管されていた1900年以前の文書を収めている。これらの文書は、1939年から王立文書館へ移されるようになった。カタルーニャ商事裁判所、マンレサ刑事司法院、バルセロナ所有者不明財産代理受託所、そしてカタルーニャ王立司法院の文書を収めている。-王室財産：君主制時代における2人の主な経済分野の役職、つまり監査主任とカタルーニャ総代官の文書を集めている。-カタルーニャ自治政府：Diputació del General de Catalunya（カタルーニャ議会の3つの議員団の常設委員会で、君主領全体を管轄区域としていた）のアーカイブズを収め、また他の文書（サンタ・コロマ伯爵の個人事務所の文書）も保管している。また常設委員会の建物に保管されていたBraç militarのアーカイブズも有している。-教団と騎士団：カタルーニャの在俗司祭と修道司祭の様々な機関の文書を保管している。その大部分は、バルセロナ県及びジロナ県の修道院と男子修道院の文書であり、少数であるがタラゴナ県の文書も含まれている。それらの文書は、19世紀の永代所有財産の解放から発生した規定によって、1940年代まで、文書館に受け入れられた。それらの文書と共に、数カ所の修道院の所蔵資料の一部が受け入れたが、それらは写本研究の実に貴重な資料を含んでいる。-公正証書：複数の公証人区、特にバルセロナ県</p>

		<p>の断片的な文書で構成されている。それらの文書は、様々な経路で文書館へ受け入れられている。その大部分は、1936年～1939年の間にカタルーニャ自治政府のアーカイブズ局から一般保管所に指定されたペドラルベス修道院へ様々な文書保管所から移管された文書で、同修道院から受け入れたものである。それらの文書は、図書文書回復局によって1940年代にアラゴン王国文書館へ移された。公共財産：文書は、カタルーニャ公国の軍・県監督局（1713年～1849年）、県出張所が設立される以前の公共財産県事務所（管理部、会計課、経理課）、そしてバルセロナ県の地方財務局（1881年以降）で作成された文書を集めている。－雑文書・コレクション：公共・民間の様々な機関のほか、個人と一族の文書を取っている。これらの文書は、寄贈、購入、寄託、その他の方法で受け入れられたものである。また、写本、手紙、地図などのコレクションも含まれている。</p> <p><a href="http://www.mcu.es/archivos/MC/ACA/FondosDocumentales/FondosDocumentales.html">http://www.mcu.es/archivos/MC/ACA/FondosDocumentales/FondosDocumentales.html</a>  <a href="http://censoarchivos.mcu.es/CensoGuia/">http://censoarchivos.mcu.es/CensoGuia/</a>  <a href="http://pares.mcu.es/">http://pares.mcu.es/</a></p>
5.3.8 検索ツール、ガイド及び出版物		<p>便覧： アラゴン王国文書館、教育文化スポーツ省、マドリード、1999年。 ヴディナ・マルトレッル・フェデリコ（館長）：アラゴン王国文書館の便覧。マドリード、1986年。 ゴンサレス・ウルテビセ・E。バルセロナのアラゴン王国文書館の歴史・記述便覧、マドリード、1929年。 インターネットでは次のURLを参照。  <a href="http://www.mcu.es/archivos/MC/ACA/FondosDocumentales/FondosDocumentales.html">http://www.mcu.es/archivos/MC/ACA/FondosDocumentales/FondosDocumentales.html</a> <a href="http://censoarchivos.mcu.es/CensoGuia/">http://censoarchivos.mcu.es/CensoGuia/</a>  <a href="http://pares.mcu.es/">http://pares.mcu.es/</a></p>
5.4 アクセス領域		
5.4.1 開館時間		<p>アルモガベルス通り77番。      閲覧室：月曜日～金曜日の9時～18時。      土曜日の9時～14時      7月～9月：月曜日～金曜日の9時～14時。      閉館日：祝祭日、夏時間の時期の土曜日、12月24日～31日。      事務局の営業時間：月曜日～金曜日の9時～14時。</p> <p>Palau del Lloctinentつまり副王宮殿。中庭および展示室の見学：月曜日～日曜日の10時～19時。</p>
5.4.2 アクセス及び利用条件		<p>文書館へは、EU市民であれば有効な身分証明書を、またEU以外の国民の場合はパスポート又はこれと同等の身分証明書を提示すれば、だれでも自由に無料で入館できる（2006年11月8日の勅令1266号）。</p> <p>文書館の文書は、全て自由に閲覧できる。ただし、次の文書を閲覧するには、文書館役員会の明確な許可を必要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－保存状態の悪い、または復元中の文書。</li> <li>－分類・記述の作業中にある文書。</li> <li>－特殊な文書（印、地図、平面図、写本、その他）。</li> <li>－マイクロフィルム又はデジタルコピーで利用可能な原本（PARES）。</li> </ul> <p>利用者は、ボックス、フォルダー、ファイル一式及び特殊な資料を除いて、所蔵資料を最高3点まで同時に申し込んで1点ずつ閲覧し、閲覧が終わった文書を返却するたびに、別の閲覧請求を行うことができる。閲覧室での閲覧は、個人単位で行われる。アーカ</p>

		<p>イブズの1日当たりの申し込み点数は、閲覧サービスの可能性によって限定される例外を除いて、9点とする。9点を超える数の文書を必要とする利用者は、その閲覧が許可された場合に、文書館の側で閲覧の方法・ペースを決めるので、事前に申し込む必要がある。マイクロフィルムでの文書の閲覧又はPARESに収められた文書の閲覧は、専用席で自由に行うことができる。</p>
5.4.3 アクセシビリティ		<p>どちらの建物も、障がい者が利用しやすいように配慮された設備、スロープ、エレベーター、そして障害者用トイレを備えている。また建物近辺では様々な交通機関が利用できる。</p> <p>アルモガベルス通り77番に所在する建物：  RENFE（スペイン国鉄）の近郊列車：Arc de Triomf駅。  都市バス：路線6、10、40、41、および42。  地下鉄：路線1（赤）、マリナ駅。  路面電車：路線T4、マリナ駅。  「Bicing」（貸し自転車）サービス：「メリディアーナ大通り40番」駅。  都市間バス：「バルセロナ北」バス駅。</p> <p>Palau del Lloctinentつまり副王宮殿：  RENFE（スペイン国鉄）の近郊列車：「カタルーニャ広場」駅。  都市バス：17、19、40、45、120。  地下鉄：路線4（黄）、ハウメ1世駅、路線3（緑）、リセウ駅。  「Bicing」（レンタサイクル）サービス：「ラ・カテドラル大通り6番」駅と「ラモン・ベレンゲール・エル・グランピア・ライエタナ」駅。  （バルセロナ市内の交通情報は<a href="http://www.tmb.net">www.tmb.net</a>、又は市情報電話010へ）</p>
5.5 サービス領域		
5.5.1 研究支援サービス		<p>文書館は、アラゴン王国文書館のほか、他の文書館及び文化省に属する施設の文書・図書資料に関して、個々の利用者に合わせた直接的アドバイスなど、文書の検索及び所在の特定に関するアドバイスをを行っている。また、それらの文書に関して、利用者、一般市民、公共・民間機関からの郵便、Eメール及びファクスによる相談も無料で受け付けている。</p> <p>一般市民へのサービスは、カタルーニャ自治州で使用されている2つの公式言語、つまりスペイン語とカタルーニャ語で提供される。さらに、文書館職員は、英語、フランス語及びイタリア語で相談に応じることもできる。</p> <p>参考図書室は、約23000冊の所蔵資料で構成されている。旧アラゴン王国の領土における歴史・アーカイブズを専門分野としている。文書の閲覧は、次の設備を備えた閲覧室で行う。</p> <p>携帯パソコン用の接続ポイントを備えた座席64席。  データベースとPARESの閲覧用パソコンを備えた座席8席。  セルフサービス方式のマイクロフィルム・リーダプリンタを備えたブース5室。  マイクロフィルム・リーダ4台。  2人用同時閲覧ブース3室。  近代的形態のコピーをするためのセルフサービス方式のコピー機を備えたブース1室。</p> <p>文書館は、その2つの施設内に、教育活動用のグループ活動室を備え、Palau del Lloctinentつまり副王宮殿には講堂もある。</p>
5.5.2 複製サービ		<p>文書館は、その所蔵資料をマイクロフィルム又は写真に複写する</p>

ス		<p>サービスを、現行法規の定める限度、料金及び支払方法で提供している。複製サービスは、閲覧室に用意されている用紙を使用して書面で申し込む。郵便又はEメールでも申し込むことができる。複製サービスは、文書の保存状態により不可能な場合がある。一連の文書一式の複写は、書籍・アーカイブズ・図書総局の許可を必要とする。</p> <p>複写した文書を、テレビ映画、商業利用、その他の公共的普及手段で公開するには、文化省との事前合意書への署名が必要になる。公開に係る申込書は、出版物又は普及手段、そして出版社又は責任機関の特徴と、公開を申し込む文書の分類表番号を明示して、アラゴン王国文書館へ提出する。文書館は、文化省の書籍・アーカイブズ・図書総局のもとで処理される最終版を作成するため、適用可能な合意書その他の仕様に応じて草稿を送付する。</p>
5.5.3 公共エリア		<p>アモルガベルス通り77番の建物：この建物には、公衆電話、温かい飲み物の自動販売機、そして飲料水を備えた休憩室が用意されている。閲覧室では、文化省のイントラネット及びインターネットに無料でアクセスできる。</p> <p>Palau del Lloctinentつまり副王宮殿：中央中庭は、開館時間中は開放され、無料で自由に見学できる。また、アーカイブズの様々な展示が催される常設の展示室へ無料で自由に入ることができる。教育活動用の講義室、120人収容の講堂、そして同時通訳システムも用意されている。</p>
<b>5.6 管理領域</b>		
5.6.1 記述識別子		ES/09010889800586e5.xml
5.6.2 機関の識別子		ES.080193.ACA
5.6.3 規則及び／又は慣行		ISDIAH-アーカイブズ所蔵機関の記述に関する国際標準、初版、国際公文書館会議、2008年。 ISO 8601 ISO 690.
5.6.4 状態		完了した記述
5.6.5 詳細レベル		完全な記述
5.6.6 作成、改訂、削除の時期		2008年4月15日
5.6.7 言語及び文字体系	ISO 639-2	カタルーニャ語：cat
	ISO 639-2	スペイン語：spa
	ISO 15924	latn
5.6.8 出典		<p>スペイン文化省のウェブサイト：<a href="http://www.mcu.es">http://www.mcu.es</a>。国立公文書館のウェブサイト：<a href="http://www.mcu.es/archivos/index.html">http://www.mcu.es/archivos/index.html</a>。ACAのウェブサイト：<a href="http://www.mcu.es/archivos/MC/ACA/index.html">http://www.mcu.es/archivos/MC/ACA/index.html</a>。スペイン・アーカイブズ・ポータル：<a href="http://pares.mcu.es">http://pares.mcu.es</a>。スペイン・イベロアメリカ・アーカイブズ便覧リスト：<a href="http://censoarchivos.mcu.es/CensoGuia/">http://censoarchivos.mcu.es/CensoGuia/</a>。内部文書。</p>
5.6.9 記述管理の注記		<p>責任者：カルロス・ロペス・ロドリゲス（アラゴン王国文書館長） ホアキン・ガルシア・ポルカル（アラゴン王国文書館のアーカイブズ係長）</p>
<b>6. アーカイブズ所蔵機関の記述のアーカイブズ資料とその作成者への関連付け</b>		
<b>関係1</b>		
6.1 関連するアーカイブズ資料のタイトル及び識別子	タイトル	王立文書館（王立尚書局）
	識別子	ES.080193.ACA/1.1

6.2 関係の記述		1-王立尚書局
6.3 関係の年月日		1318年～
6.4 名称の典拠形及び関連する典拠レコードの識別子		
<b>関係2</b>		
6.1 関連するアーカイブズ資料のタイトル及び識別子	タイトル	カタルーニャ一般管轄区
	識別子	ES-080193ACA/07-2
6.2 関係の記述		4-王室財産。カタルーニャ王室財産文書館
6.3 関係の年月日		1936年～
6.4 名称の典拠形及び関連する典拠レコードの識別子		カタルーニャ一般管轄区 ES-080193ACA RA 07-2 2
<b>関係3</b>		
6.1 関連するアーカイブズ資料のタイトル及び識別子	タイトル	バルセロナ薬品販売者・菓子販売者協会
	識別子	ES-080193ACA/25
6.2 関係の記述		9-雑文書・コレクション
6.3 関係の年月日		1881年～
6.4 名称の典拠形及び関連する典拠レコードの識別子		バルセロナ薬品販売者・菓子販売者協会 ES-08019ACA RA 25

## 例3 - 記述言語：スペイン語（スペイン）

<b>5.1 固有性の領域</b>		
<b>5.1.1 識別子</b>		ES.41091.AGI
<b>5.1.2 名称の典拠形</b>		インディアス文書館
<b>5.1.3 名称の平行形式</b>		
<b>5.1.4 名称の他の形式</b>		インディアス文書館AGI
<b>5.1.5 アーカイブズ所蔵機関の種類</b>		所有：国立公文書館 管理：中央行政府 重要サイクル：歴史文書館 種類：国家一般文書館
<b>5.2 連絡領域</b>		
<b>5.2.1 所在地及び住所</b>		商品取引所の建物 スペイン 41071セビジャ市 ラ・コンステイトゥシオン大通り3番  穀物倉の建物 スペイン 41071セビジャ市 サント・トマス通り5番  ウェブサイト： <a href="http://www.mcu.es/archivos/MC/AGI/index.html">http://www.mcu.es/archivos/MC/AGI/index.html</a>
<b>5.2.2 電話、ファクス、Eメール</b>		電話： +(34) 954500528 +(34) 954500401 ファクス： +(34) 954219485 Eメール： <a href="mailto:agil@mcu.es">agil@mcu.es</a> <a href="mailto:agi2@mcu.es">agi2@mcu.es</a>
<b>5.2.3 連絡窓口</b>		役員会 M. イサベル・シモ・ロドリゲス Eメール： <a href="mailto:agil@mcu.es">agil@mcu.es</a> 副役員会 M. アントニア・コロマル・アルバハル Eメール： <a href="mailto:agi2@mcu.es">agi2@mcu.es</a> レファレンス課 ピラール・ラサロ・デ・ラ・エスコスラ Eメール： <a href="mailto:agi2@mcu.es">agi2@mcu.es</a> 調整・標準課 イサベル・M. カベジョス・アラゴン Eメール： <a href="mailto:agil@mcu.es">agil@mcu.es</a> 修復課 ファリア・ゴンサレス・ディアス Eメール： <a href="mailto:agil@mcu.es">agil@mcu.es</a> 情報システム係 フェルナンド・ケサダ・セグラ Eメール： <a href="mailto:agi2@mcu.es">agi2@mcu.es</a>

<b>5.3 記述領域</b>	
<b>5.3.1 アーカイブズ所蔵機関の歴史</b>	<p>インディアス文書館は、1785年に国王カルロス3世の希望により、当時、シマンカス、カディス及びセビジャに分散していたインディアス（新大陸）関連の資料を一つの場所に集めることを目的として設立された。その建設プロジェクトの推進者は、インディアス長官ホセ・デ・ガルベスであった。また同プロジェクトの実行者は、アカデミー会員で歴史家のファン・パウティスタ・ムニョスであり、彼はインディアスで一番の宇宙学者でもあった。この素晴らしい建物はセビジャの旧商品取引所であり、フェリペ2世の時代にファン・エレラ的设计に基づいて建設され、今日まで文書館の拠点として利用されている。</p> <p>1785年以降、様々な発送品に関して、主なインディアス機関、つまり、インディアス諮問会議、商品取引所、領事館、国務局・船積局の文書が次第に蓄積され、こうしてこの文書館は、新大陸におけるスペイン行政府の調査用資料の主要な保管所となるに至った。言い換えると、「アメリカ研究のメッカ」となるに至ったのであった。</p> <p>現在、インディアス文書館は、直線で長さ9 kmの書架に配架された4万3千点以上の文書を保管し、約8千万ページにのぼる文書原本のおかげで、ティエラ・デル・フェゴから米国南部までの大陸全土及び極東のスペイン、つまりフィリピンの300年以上にわたる歴史に関して深く掘り下げた研究を、政治史、社会史、経済史、メンタリティの歴史、教会史、美術史などの分野で行うことができる。この文書館を訪れる多数の研究者たちの関心は、新大陸の発見、探検、征服から独立まで、新大陸の政治制度から先コロンブス期の民族の歴史まで、貿易から海上交通の問題まで、布教の拡大から宗教裁判まで、非常に多様なテーマに及んでいる。これら多くのテーマに関して、インディアス文書館は、新大陸におけるスペインによる統治の完全な、そして資料で裏付けされた歴史的展望の把握に時代を超えて貢献してきた。</p>
<b>5.3.2 地理的及び文化的背景</b>	<p>インディアス文書館が位置するセビジャ市は、同市が新大陸発見から18世紀まで、唯一の港としてアメリカとの貿易・航海において、またインディアス商品取引所の基地として、際立った役割を果たしたことが考慮されて、同文書館の所在地に選ばれた。</p> <p>所蔵資料が物語る地理的範囲は非常に広く、イベロアメリカ地域における現在の全ての国及びフィリピンが含まれる。また、米国、ブラジルなど、それらの国々と国境を成す他国に関する文書も豊富に収めている。</p> <p>年代の範囲に関しては、新大陸が発見された1492年から、その国々が独立する19世紀初期まで、4世紀以上にわたる時代が文書の舞台となっている。また、1898年までスペインの県であったキューバ島及びフィリピン諸島に関する19世紀中期までの文書も保管されている。</p>
<b>5.3.3 典拠となる指令／資料</b>	<p>－国王カルロス4世が発したインディアス文書館に関する勅令。マドリード、1790年1月10日。</p> <p>－スペインの歴史遺産に関する1985年6月25日の法律16号。</p> <p>－インディアス文書館財団を設立した2005年6月24日の勅令760号。</p>
<b>5.3.4 管理組織</b>	<p>役員会 副役員会 レファレンス課 調整・標準課 修復課 参考図書室</p>

		<p>管理部 アーカイブズ係</p> <p>第I担当：王立財団 第II担当：会計 第III担当：商品取引所 第IV担当：司法 第V担当：総督府 第VI担当：議会公証役場 第VII担当：入港裁判所 第VIII担当：郵便総局 第IX担当：国家 第X担当：海外 第XI担当：キューバの役割 第XII担当：領事館 第XIII担当：カステイジャの称号 第XIV担当：会計検査院 第XV担当：その他 第XVI担当：地図及び平面図</p>
5.3.5 記録管理と 収集方針		<p>消滅した機関の歴史的アーカイブズの性格ゆえに、インドias文書館が受け入れる文書は、寄託、使用貸借契約による寄託、寄贈、又は国による購入など、例外的な方法で行われている。 この文書館は、同館に保管されている文書の整理、記述、保存及び普及に関する機能を託されている。</p>
5.3.6 建物		<p>インドias文書館は、現在、「商品取引所」及び「穀物倉」の2つを拠点としている。 商品取引所は、セビジャのインドias荷積人領事館が中に入る建物として16世紀の終わり頃に建設された。建設は1582年に承認され、ファン・デ・エレラが建物の設計を担当した。工事は1646年まで続いた。 海外貿易の拠点は、1717年にセビジャからカディスへ移され、セビジャには貿易委員会のみが残されたため、のちにインドias文書館となる大啓蒙プロジェクトの拠点として商品取引所が1781年に選ばれるまで、この建物の利用度は大きく低下することになった。 正方形のフロアが、その一辺の長さを56 mとし、鎖付きの円柱で囲まれたホールの上に2段の高さを有しているこの文書館の建物は、基本的には、中央中庭を取り囲む四角形状の2つの棟で構成され、それらの棟のひとつは内側、もうひとつは外側に位置している。建物は全体が石でできており、歴史に残る素晴らしい階段を通じて連絡する2つのドーム状のフロアを有している。 UNESCOは、1987年に「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づいて商品取引所の建物を世界遺産リストに加える宣言を行った。このカテゴリーは2005年に承認された。 2001年から2005年にかけて、文化省は、この建物の設備の近代化、文書保存の改善、そして上部階の外部陳列室を展示会設営に適したものにすることを目的として、建物内部の改造工事を実施し、これによって建物全体を見学して回るコースが出来上がった。  現在、インドias文書館の研究・管理用のスペースは、この立地から除外されているが、建物の真横に位置している。穀物倉の名称で知られるこの建物については、商品取引所における管理・研究機能を見学・展示会の拡大と両立させるため、改造工事が実施された。この建物は王城から黄金の塔へ向かう城の壁面に支えられている。長方形のフロアは、1階が支柱の上に、また2階が円柱の上に位置し、</p>

	<p>トランケイテッド・ドームを備えている。この建物の構造は、後で追加された2つの階も有し、そのひとつは屋根裏であり、もう一つは地下室である。これら2つの建物は地下トンネルでつながっており、そこを通過して資料を運ぶことができるようになっている。</p>
<p><b>5.3.7 アーカイブズ及びその他の所蔵資料</b></p>	<p>インディアス諮問会議：インディアス文書館で最も重要な所蔵資料は、インディアス諮問会議の文書である。長年にわたる文書の受入れ・取扱過程を経て、現在、その構成は、比較的複雑なものになっており、インディアス諮問会議法務室の文書は、第IV担当「法務」及び第VI担当「議会公証役場」で保管されている（第IV担当の文書は1785年に、また第VI担当の文書は1790年に同文書館へ受け入れられた）。インディアス文書館は、会計監査室を通じて上級会計検査院としても機能している。この機能から発生する文書は、主に第II担当「会計」で保管されている。それらの文書は、1786年に同文書館へ受け入れた。1760年以降の文書の一部は、19世紀セビジャへ持ち込まれ、第V担当「総督府」に収められている。総督府室の文書は、第V担当「総督府」、第I担当「財団」、および第X担当「海外」に収められている。国務局・船積局：総督府の職務の大部分は、18世紀に国務局・船積局が引き継いだ。それらの文書は第V担当「総督府」及び第X担当「海外」に収められている。しかし海外の事柄を担当する第1国務局（18～19世紀）のアメリカに関する文書は、第IX担当「国家」で保管されている。商品取引所：商品取引所に関する文書は、その量・重要性において第2位の位置にある。この機関は、1503年にセビジャで設立され、1717年から1790年に消滅するまでカディスに所在し、スペインとアメリカ間における貿易・商品発送の管理、船団・航海の編成・管理及び「インディアスへの渡航者」の管理をその業務としていた。貿易会社、船団、故人の遺産、契約等々の事柄に関する民事管轄機関の文書は、第III担当「契約」を構成している。カディス入港裁判所事務局及びカディス国有財産監査事務所：これらの機関は商品取引所の消滅後、同取引所の機能の一部を引き継ぎ、その文書は第VII担当「入港裁判所」を構成している。郵便総局：海外省から発せられた文書は、第VIII担当「郵便」を構成している。19世紀末、海外県が終焉する時期に、キューバ総督領に関するアーカイブズがセビジャへ届いた（第IX担当「キューバ文書」）。この担当は、総督に関する文書を収集しているが、独立時以降に総督が重要な役割を担ったこと、そしてルイジアナ、フロリダなどの新大陸に関する他のアーカイブズの書類が収められていることで、大きな関心を集めている。第XII担当「領事館」では、海外輸送に関わる商人たちをまとめた組合型の連合組織である旧インディアス運送業大学に関する文書が収集されている。またセビジャ新領事館の文書も収められている。19世紀後半の王国会計検査院の設立以降、キューバ及びプエルトリコの会計に関して同検査院から出される文書の一部は、第XIV担当「会計検査院」の所蔵資料を構成している。現在、このアーカイブズは、さらに3つの「人為的」なセクション、つまり、他の文書から編成されたコレクションも有している。第XIII担当「カスティージャの称号」には、様々な爵位に関する文書が収められている。第XVI担当「地図および平面図」には、その物的特徴ゆえに特別な方法での保管を必要とする地図、平面図、布地、図面、勅書などが保管されている。第XV担当「雑文書」では、寄贈、購入により受け入れられた文書のほか、様々な私文書も閲覧できる。2006年には、使用貸借保管室に、セビジャ王立タバコ工場に関するアーカイブズが受け入れられた。</p> <p><a href="http://pares.mcu.es/">http://pares.mcu.es/</a>  <a href="http://www.mcu.es/archivos/docs/MC/AGI Cuadro Fondos.pdf">http://www.mcu.es/archivos/docs/MC/AGI Cuadro Fondos.pdf</a></p>

<p><b>5.3.8 検索ツール、ガイド及び出版物</b></p>		<p><a href="http://censoarchivos.mcu.es/CensoGuia/">http://censoarchivos.mcu.es/CensoGuia/</a></p> <p>便覧：  Revello José塔：セビジャ・インディアス文書館。・・・によるその所蔵資料の歴史と分類－ブエノスアイレス：Tall. ハコボ・ベンセル、1929年。  ホセ・マリア・デ・ラ・ペニャ・イ・カマラ：セビジャ・インディアス文書館・見学者ガイドブック／ホセ・マリア・デ・ラ・ペニャ・イ・カマラ。－バレンシア：1958年。  インディアス文書館〔便覧〕。－〔マドリード〕：国家アーカイブズ副総局、D.L.、2000年。  インディアス文書館〔便覧〕。－〔マドリード〕：国家アーカイブズ副総局、D.L.、1996年。  インディアス文書館／著者ペドロ・ゴンサレス・ガルシア...〔その他〕。－マドリード：書籍・アーカイブズ・図書総局、Lunwerg社、D.L. 1995年。328ページ。  その他の文書：  <a href="http://www.mcu.es/archivos/MC/AGI/FondosDocumentales/Instrumentos.html">http://www.mcu.es/archivos/MC/AGI/FondosDocumentales/Instrumentos.html</a>  <a href="http://pares.mcu.es/">http://pares.mcu.es/</a>  <a href="http://censoarchivos.mcu.es/CensoGuia/">http://censoarchivos.mcu.es/CensoGuia/</a></p>
<p><b>5.4 アクセス領域</b></p>		
<p><b>5.4.1 開館時間</b></p>		<p>穀物倉の建物  閲覧室：  －9月16日～6月15日：月曜日～金曜日の8時～15時。  －6月16日～9月15日：月曜日～金曜日の8時～14時30分。  商品取引所の建物  展示室  －月曜日～土曜日の10時～16時。  －日曜日・祝祭日：10時～14時。</p>
<p><b>5.4.2 アクセス及び利用条件</b></p>		<p>閲覧室  この文書館は、利用者に自由に開放されており、身分証明書又はパスポートの提示のみが必要である（2006年11月8日の勅令1266号）。しかし、資料・文献を直接閲覧する場合は、スペインの文書遺産の適切な保存を監視する現行法規によって規制されている（1985年6月25日の法律16号）。</p>
<p><b>5.4.3 アクセシビリティ</b></p>		<p>2つの建物はスロープ及びエレベーターを備えているので、利用者は、あまり身体を動かさずに閲覧室及び展示室へ行くことができる。トイレは、適切な機能調整がなされている。  文書館は、徒歩で行ける区域に所在し、近くには路面電車の「インディアス文書館」停留所がある。</p>

<b>5.5 サービス領域</b>		
<b>5.5.1 研究支援サービス</b>		<p>インディアス文書館では、テキストデータベース及び同文書館の文書画像にアクセスするための装置を備え、また文化省のスペイン・アーカイブズポータル (PARES) の文書情報<a href="http://pares.mcu.es">http://pares.mcu.es</a>にもアクセスできる閲覧席を68席備えた閲覧室を利用することができる。各席には、携帯パソコンで作業するためのコンセントが備えられている。</p> <p>穀物倉の閲覧室には、参考図書室とマイクロフィルム・リーダ3台が設置されている。</p> <p>この文書館は、現行法規により制限が設定されている貸出サービスを利用者に提供する補助図書室も用意している。</p> <p>この文書館は、文書の検索・所在特定に関するアドバイスをし、所蔵する資料・文献に関して利用者に対し、個人の要望に合わせた迅速な指導を行っている。</p> <p>この文書館は、所蔵資料の内容に関する情報の間接的なアドバイスも行っている。ただし、その情報の所在を特定するのに必要なデータを当事者が (郵便、ファクス、Eメールで) 提供する場合に限られる。</p> <p>文書館職員は、スペイン語のほか、英語、フランス語及びドイツ語でも対応している。</p>
<b>5.5.2 複製サービス</b>		<p>インディアス文書館は、次の複製サービスを提供している。A4コピー、A4及びA3サイズのマイクロフィルムからの出力物、35 mm白黒マイクロフィルムのオリジナルとデュープ、35 mmカラーライドのデュープ、6 x 7 cmのカラーライド及びデジタル画像。</p> <p>複製サービスは、全て閲覧室に用意されている専用紙をレファレンス課へ提出することで申し込む。郵便、ファクス又はEメールで申し込むこともできる。</p> <p>一連の文書一式を複写するには、書籍・アーカイブズ・図書総局の許可を得る必要がある。</p> <p>アーカイブズの利用者が、研究・普及・展示、その他の文化的活動のために、テレビ映画、商業利用、その他の公共普及手段で、文書を一般に公開して使用することを希望する場合は、文化省との合意書に署名しなければならない。</p> <p><a href="http://www.mcu.es/archivos/MC/AGI/Servicios/Convenios.html">http://www.mcu.es/archivos/MC/AGI/Servicios/Convenios.html</a></p>
<b>5.5.3 公共エリア</b>		<p>インディアス文書館は、商品取引所の建物にある展示室で文書の原本又は複製物の展示会を開く。その見学は無料である。</p> <p>ガイド付きの見学：12時間</p> <p>Eメール、ファクス、電話等で事前に申し込めば、指定の日付・時間でグループ見学を予約することもできる。</p> <p>2000年から、特別な合意書を事前に署名することで、文書館のスペースを文化的活動に利用できるサービスも加わった (2000年1月18日の大統領府指令)。</p>
<b>5.6 管理領域</b>		
<b>5.6.1 記述識別子</b>		ES/090108898001e947.xml
<b>5.6.2 機関の識別子</b>		ES.041091.AGI
<b>5.6.3 規則及び／又は慣行</b>		ISDIAH – アーカイブズ所蔵機関の記述に関する国際標準、初版、国際公文書館会議。 ISO 8601 ISO 690
<b>5.6.4 状態</b>		完了した記述
<b>5.6.5 詳細レベル</b>		完全な記述

5.6.6 作成、改訂、削除の時期		2008/04/21
5.6.7 言語及び文字体系	ISO 639-2	スペイン語 : spa
	ISO 15924	表記 : latn
5.6.8 出典		スペイン文化省のウェブサイト: <a href="http://www.mcu.es">http://www.mcu.es</a> . 国立公文書館のウェブサイト: <a href="http://www.mcu.es/archivos/index.html">http://www.mcu.es/archivos/index.html</a> . AGIのウェブサイト: <a href="http://www.mcu.es/archivos/MC/AGI/index.html">http://www.mcu.es/archivos/MC/AGI/index.html</a> スペイン・アーカイブズ・ポータル: <a href="http://pares.mcu.es">http://pares.mcu.es</a> . スペイン・イベロアメリカアーカイブズ便覧リスト: <a href="http://censoarchivos.mcu.es/CensoGuia/">http://censoarchivos.mcu.es/CensoGuia/</a> .
5.6.9 記述管理の注記		記述作成者: イサベル・セバジヨス・アラゴン、ピラル・ラサロ・デ・ラ・エスコスラ
6. アーカイブズ所蔵機関の記述のアーカイブズ資料とその作成者への関連付け		
関係1		
6.1 関連するアーカイブズ資料のタイトル及び識別子	タイトル	商品取引所
	識別子	ES.41091.AGI/1.13
6.2 関係の記述		2-商品取引所
6.3 関係の年月日		1786年～
6.4 名称の典拠形及び関連する典拠レコードの識別子		商品取引所 ES28079MCU1077
関係2		
6.1 関連するアーカイブズ資料のタイトル及び識別子	タイトル	地図、平面図、図面、版画及び特殊資料
	識別子	ES.41091.AGI/1.14
6.2 関係の記述		13-地図及び平面図
6.3 関係の年月日		1897年～
6.4 名称の典拠形及び関連する典拠レコードの識別子		
関係3		
6.1 関連するアーカイブズ資料のタイトル及び識別子	タイトル	セビジャ新領事館
	識別子	ES.41091.AGI/1.4
6.2 関係の記述		4-領事館
6.3 関係の年月日		1958年～
6.4 名称の典拠形及び関連する典拠レコードの識別子		セビジャ新領事館 ES28079MCU277

## 例4 - 記述言語：イタリア語（イタリア）

<b>5.1 固有性の領域</b>		
<b>5.1.1 識別子</b>		IT-BO0304
<b>5.1.2 名称の典拠形</b>		アルキジナジオ市立図書館－ボローニャ（イタリア図書館資料規則） ボローニャ市。アルキジナジオ図書館（SIUSA（アーカイブズ保護機関のための統一情報処理システム）規則）
<b>5.1.3 名称の平行形式</b>		
<b>5.1.4 名称の他の形式</b>		（レノ県の）県図書館（1801年4月30日）  （1802年12月30日から）市立図書館 地域図書館とも呼ぶ。  （1817年8月30日から）市立マニャーニ図書館。 マニャーニ市立図書館、マニャーニ市図書館とも呼ぶ（このような名称の形は、1860年代まで、市立図書館／地域図書館と共存する）  アルキジナジオ市立図書館（1907年からの公式名称）  アルキジナジオ図書館  BCABo（引用時に使用される頭文字）
<b>5.1.5 アーカイブズ所蔵機関の種類</b>		種類：歴史・文書保管の市立公共図書館  所属機関：ボローニャ市  管理レベル：文化部門の中間機関及びボローニャ大学との関係
<b>5.2 連絡領域</b>		
<b>5.2.1 所在地及び住所</b>		イタリア、40124ボローニャ市ガルヴァーニ広場1番 <a href="http://www.archiginnasio.it">http://www.archiginnasio.it</a>
<b>5.2.2 電話、ファクス、Eメール</b>		電話： +39 051 276811 ファクス： +39 051 261160 Eメール： <a href="mailto:archiginnasio@comune.bologna.it">archiginnasio@comune.bologna.it</a>
<b>5.2.4 連絡窓口</b>		館長：ピエランジェロ・ベッレッティ ニ <a href="mailto:pbellett@comune.bologna.it">pbellett@comune.bologna.it</a> 写本・稀少文書係長：アンナ・マンフロン <a href="mailto:Anna.Manfron@comune.bologna.it">Anna.Manfron@comune.bologna.it</a>
<b>5.3 記述領域</b>		
<b>5.3.1 アーカイブズ所蔵機関の歴史</b>		レノ県によって1801年4月30日に設立されたアルキジナジオ図書館は、ナポレオン時代（1797年～1798年）の措置によって解散した修道会の書籍遺産の一部を収集した。その一方で、この膨大な遺産の他の一部は、学術研究所（現在の大学図書館）のコレクションに加えられた。 この図書館は、その初期において旧サン・ドメニコ修道院を拠点とし、1814年以降は、学術研究所の元司書で収集家のアントニオ・マニャーニ神父から（1811年に）ボローニャ市へ引き継がれた大量の書籍コレクションも、図書館に隣接する場所に収容した。1817年8月30日に、市立図書館とマニャーニ図書館は、単一の公共機関にまとめられ、市立マニャーニ図書館となり、各々が

	<p>異なるコレクションを管理する2人の責任者の手に委ねられた。書籍遺産は、1838年にアルキジンナジオ館（ボローニャ大学の旧校舎で、1563年から1803年まで同大学の拠点として利用された）へ移され、その後1866年7月7日の副王令3036号に従って廃止された宗教団体が所有していた多量の書籍資料も、これに加えられた。これらの書籍コレクションは、1858年から1902年まで司書・図書館長を務めたルイジ・フラティによって、題材ごとに整理され、大学の古い教室で保管された。</p> <p>時代と共に、この図書館は、ルイジ・フラティが館長を務めた時代においても、また特にアルバノ・ソルベッリが館長を務め、写本コレクションを再整理し、協力者たちと共に多数の目録の編集を行った時代（1904年～1943年）においても、購入のほか、非常に多数の寄贈のおかげで、その書籍・アーカイブズ遺産を増やした。しかし、アルキジンナジオ図書館の初期における全般的な文書収集・整理の活動は、長くは続かず、しだいに人文科学の分野への方向付けがなされ、特にボローニャ市とその領域内の市民生活、政治、文化関連の内容に特に注意が向けられるようになった。第二次世界大戦では、1944年の爆撃が、アルキジンナジオ図書館の建物及びそのコレクションに甚大な被害をもたらした。そのために、大戦終了後の長期にわたり、図書館の活動において、建物の広大な部分の再建が足かせとなった。1980年代以降、図書館は、ボローニャの図書館システムにおけるその役割が再定義されたことに伴い、以前の活動が復活した。</p> <p>最近入手された文書資料の中では、私立図書館から提供されることが多い個人アーカイブズを特に挙げるができる。それらのアーカイブズには、リッカルド・バッケッリ、ルチャーノ・アンチェスキ、アントニオ・バルダッチ、フランチェスコ・アルカンジェリの文書が含まれる。</p> <p>過去数十年の間に、専門のアーキビストに学術的目録の作成を委ねることで、特別なアーカイブズの新たな評価活動が開始され、既存の所蔵資料及び新規に入手した所蔵資料に関して、その活動が展開されている。</p>
<p><b>5.3.2 地理的及び文化的背景</b></p>	<p>アルキジンナジオ市立図書館は、文献目録及び資料において、また、保管されている歴史的コレクションの豊富さにおいて、イタリアの市立図書館の中でも特に重要な図書館に分類される。同図書館は、特にボローニャ市とその領域に関する歴史、文化及び芸術を知る上で、非常に重要な財産を形成している。</p> <p>ボローニャは、地理的にイタリアの中央部に位置している（エミリア街道に沿い、レノとサヴェナの間位置するアペニン山脈の支脈の裾野に位置し、ポー平野に面している）ため、昔から交易上の要所であった。現在（2007年8月時点）372,752人の人口を有し、エミリア・ロマーニャ州の州都、またボローニャ県の県都として機能している。1960年代～70年代にかけて、ボローニャ市の人口は、20世紀初頭の数十年に比較して3倍となり（1973年に史上最高の49333人）、またボローニャ市の周辺地域は、面積そして人口の両方において同市を上回る発展を見せている。</p> <p>ボローニャは、エトルリア人のフェルシナ、同じくローマ人のポノニア（紀元前189年に設立）にその起源を持つ。ボローニャは、世界最古の大学（1088年）の拠点である。1116年にエンリコ8世から与えられた特権は、ボローニャ市の誕生を正式に示す出来事でもあった。14世紀に、ボローニャ市は、領主の管理下に置かれ（最初はペポリ家による支配）、その後、教皇代理人の支配下に入った。15世紀にはベンティヴオーリオ家に統治されたが、16世</p>

	<p>紀初頭にその支配は崩壊した。1513年以降、ボローニャは教皇領の一部となるが、昔からの独自の司法府は維持された。16世紀には、カール5世の戴冠（1530年）、トレント公会議（1547年）の複数回にわたる開催など、歴史上重要な出来事が起きた。ボローニャ大学が統一拠点とした旧校舎の建設は、トレント公会議後の時代までさかのぼる。教皇代理使節と市民会議が協力して統治した、いわゆる「混合政治」の時代は、ほぼ3世紀にわたって中断されることなく継続されたが、1796年6月にフランス革命軍の到来によって終焉を迎えた。ボローニャは、チスパダーナ共和国の首都となり（1797年1月）、その後チザルピーナ共和国のレノ県の県都となった（1797年7月）。ナポレオン時代にボローニャ大学の拠点は、アルキジナジオ館から、当時すでに学術研究所の拠点であったポッジ館へ移された。教皇庁の復古（1815年）後、ボローニャ市は、リソルジメントの戦いに積極的に参加した。1859年6月12日に、ボローニャにおけるカトリック教会の一時的な支配は終わり、同市は、1860年3月11日～12日の国民投票によって、サヴォイア王国に併合され、新しいイタリア国の一部を構成するに至った。</p> <p>ボローニャの経済的な重要性は、同市が大学の存在だけでなく、繊維産業の発展もあってヨーロッパで特に重要な経済の中心のひとつに変わった11世紀末に確立された。効率的な水力利用システムを備えたボローニャは、15世紀以降、絹生産の専門技術を有し、ボローニャ式絹引き水車は、18世紀までヨーロッパにおける科学技術の最先端をゆくものであった。19世紀末から20世紀初頭にかけて、中世に造られた都市設備は、新しい都市道路網と新しいインフラを実現するための非常に重要な改修工事が行われたが、その最初の実例が鉄道駅であった（現在もボローニャは、イタリアにおける鉄道の主要な拠点である）。現在のボローニャ市は、見本市地区、大会議館などの収容能力の高い施設を備え、また機械産業及び農業・食品加工業において特に重要な企業が数多く見られる。</p> <p>ボローニャには多数の文化機関・団体が存在し、特に、大学図書館、国立絵画館、国立公文書館、市立歴史文書館、サラ・ボルサ図書館と地区図書館ネットワーク、市立フィルム・ライブラリー、ボローニャ近代美術館、モランディ博物館、市立古代美術博物館、国際音楽博物館、リソルジメント図書館・博物館、カルドウッチの家の図書館・博物館などが挙げられる。文化施設の一覧表一式は次のURLで入手できる。</p> <p><a href="http://www.comune.bologna.it/servizi/artecultura/artecultura.php">http://www.comune.bologna.it/servizi/artecultura/artecultura.php</a></p>
5.3.3 典拠となる指令／資料	<p>アルキジナジオ図書館は文化部門の中間機関であり、またボローニャ市立大学との関係から、基準となる一般規定は、地方自治の組織に関するものである（地方公共団体の組織に関する法規集、2000年9月28日の政府官報227号の通常付録162号で公示された2000年8月18日の立法府法令267号）。</p> <p>－ボローニャ市規約（議題／都市基本計画：26、PG：36651/91、会議の日付：1991年6月17日、施行日：1991年12月16日及びその後の修正）</p> <p>－アルキジナジオ図書館規則（議題941、基本計画：8155/85、会議の日付：1985年3月6日、施行日：1985年3月6日）</p> <p>－自治体組織法の決定に関する方針のボローニャ市図書館組織に対する適用（都市基本計画：131、基本計画：82020/2004、会議の日付：2004年4月26日、施行日：2004年5月10日）</p>
5.3.4 管理組織	館長：ピエランジェロ・ベッレッティニーニ

	<p>運営・業務全般：責任者レンツァ・ザナッキーニ  提供・貸出：責任者ジャコモ・ネロッジ  調査・レファレンス：責任者マリレナ・ブスカリーニ  写本・稀少文書：責任者アンナ・マンフロニ  設計・印刷室：責任者クリスティーナ・ベルサーニ  保存・修復：責任者サヴェイロ・フェラーリ  受入れ・目録作成：責任者ジュゼッピーナ・スッチ  文化活動推進：責任者ヴァレリア・ロンクッジ  情報処理プロジェクト：責任者ルッジエーロ・ルッジエーリ</p>
<p><b>5.3.5 記録管理及び収集方針</b></p>	<p>アルキジナジオ図書館は、ボローニャの文化的産物と歴史的記憶が堆積する一種の「図書館・公文書館」と見なされる。一族、個人、機関の産物である写本及びアーカイブズのコレクションは、地方文化遺産として特別な価値を有している。書籍コレクションは、主に、歴史、哲学、政治、文学、美術、伝記及び書誌学を中心とした文化全般に関するものである。アルキジナジオ図書館は、個人又は団体から寄贈も受けて、コレクションとして資料を入手している。寄贈物は、その文書が図書館の性格・目的と合致すること、又は既存のコレクションを豊かなものにする、又は補完すること、又はコレクションの空白部を埋めるのに役立つことが評価された上で受け入れられる。古書・書籍市場で入手した資料も含めて、全ての入手物は、アルキジナジオ図書館の使命達成を確実なものにする上で役立つものでなければならない。</p>

<p><b>5.3.6 建物</b></p>	<p>アルキジナジオ館は、教皇代理使節の枢機卿カルロ・ボロメオそして副特使のピエール・ドナート・チェジの意志により、通称テッリビリアで知られるボローニャの建築家アントニオ・モランディの設計に基づいて、1562年から1563年にかけて建設された。トレント公会議の文化的風潮の中で練り上げられたこの計画の目的は、当時まで複数の拠点に分散していた大学教育の統一拠点を設けることであった。</p> <p>アルキジナジオ館は、30の拱門でできた長いポルティコを外部に有し、二重開廊式の中央中庭を取り囲む2つのフロアで構成されている。2本の幅広い大階段を登れば上部フロアへ至り、そこには、教室が10室（図書館の主要な所蔵資料を収容するため、現在は見学不可）、そして建物の端部に配置された講堂が2室用意されている。講堂のうち、ひとつは芸術家用であり（現在は図書館の閲覧室）、もうひとつは法律学者用の部屋である（やがてスタバート・マーテルの部屋とも呼ばれるようになる）。それらの部屋の壁、大階段と開廊のアーチ形天井は、ボローニャ大学のマエストロが作成した著名な碑文やモニュメント、また多数の紋章そして学生の名前で埋め尽くされている。</p> <p>この建物は、1803年にボローニャ大学がポッジ館へ移転したことで、大学としての機能を停止した。その後しばらく小学校として利用されたのち、1838年にアルキジナジオ図書館の拠点となった。1階部分の旧教室は、外科医療協会及び国立農業アカデミーが利用している。</p> <p>第二次世界大戦中の1944年1月29日、アルキジナジオ館は空爆により甚大な被害を受けた（特に解剖教室とブルガリ礼拝堂が破壊された）。大戦直後から、建物の破壊された部分が、がれきから回収した材料を利用して、できる限り忠実に復元された。</p> <p>1990年～2000年には書籍保管室が、いくつかの屋根裏部屋を備え付けることで、改造・拡張された。また、部屋に空調設備を備えるなど、建物の大規模な改修工事が行われた。</p>
<p><b>5.3.7 アーカイブズ及びその他の所蔵資料</b></p>	<p>10世紀から現在までに（特に16世紀～19世紀）収集されたアルキジナジオ図書館のアーカイブズ資料と写本コレクションは、この図書館の特別ライブラリの重要な部分を構成し、写本・稀少文書係で管理されている。</p> <p>現在、写本資料は次の3つのセクションに分けられている。</p> <p>特別ライブラリ：約200点のアーカイブズ、書簡集、特殊なコレクションで構成され、その大部分が、ボローニャの一族、個人及び話題に関するもの。</p> <p>写本A：あらゆる時代、言語及び話題を扱った約3000点の写本であり、その内容はボローニャとは直接関係がない。</p> <p>写本B：約5000点の写本であり、ボローニャの歴史、文化及び生活に関するものを扱っている。</p> <p>アーカイブズ資料及び写本コレクションに関する情報は、アルキジナジオ図書館のウェブサイトでも公開しており、次のページを参照すればよい。<a href="http://www.archiginnasio.it/html/2raccolte.htm">http://www.archiginnasio.it/html/2raccolte.htm</a></p> <p>アルキジナジオ図書館は、印刷図書・パンフレット約80万点、15世紀の出版物2500点、16世紀の出版物約15000点、定期刊行物7500点（そのうち750点が現在出版されているもの）を保管している。さらに何千点もの図面、印刷物及び写真で構成されるコレクションも収められ、それらは、ボローニャの図像研究及び美</p>

		<p>術・歴史の研究にとって非常に重要なものである。これらのコレクションは、主に文献、歴史、原典的な関心が高いものであるが、非常に珍しい文献や美術・古書としての価値が高い作品も含まれている。</p> <p>アルキジナジオ図書館のコレクションに関する全般的な情報は、次のURLを参照する。  <a href="http://www.archiginnasio.it/html/1raccolte.htm">http://www.archiginnasio.it/html/1raccolte.htm</a></p> <p>アルキジナジオ図書館の中核となる独特のコレクションは、ナポレオンの時代に消滅した宗教団体の図書館から出されたものであり、博識な収集家、政治家、市民生活の中でもひととき目立つ個人ら（マニャーニ、ヴェントゥローリ、ムニョス、パラジ、エルコラーニ、ミンゲッティ、パッロッティ、ゴツァディーニ、ルスコーニ、マルヴェッジ・デ・メディチなど）からのアーカイブズ資料の購入・寄贈によって次第に増えていった。</p> <p>第二次世界大戦時の1944年1月29日にアルキジナジオ館を襲った空爆によって、書籍コレクション、所蔵資料及び写本コレクションの一部が甚大な被害を受けた（その中にはマルヴェッジのコレクションも含まれていたが、運良くがれきの中から回収され、後年に再編成された）。また、ボローニャの丘、カザグリアの町に位置する保管所に移された貴重な本・遺品も、1944年10月11日の爆撃の被害を受けた。</p> <p>図書館丸ごと及び私文書の意義深い寄贈・購入は今日まで続き、過去数十年の間に受け入れられた所蔵資料の中では、特に重要な資料として、リカルド・バッケッリとルチャーノ・アンチェスキに関するもの、また最近では、アントニオ・バルダッチ、マリオ・カリ、そしてアルカンジェリ家に関するものが挙げられる。</p>
<b>5.3.8 検索ツール、ガイド及び出版物</b>		<p>写本A及びB並びにゴツァディーニとマルヴェッジの特別ライブラリに含まれる写本は、「イタリア図書館の写本目録」（Olschki社）に、その記述が記載されている。マリオ・ファンティは、雑誌「L'Archiginnasio」の中で、179点の特別文書の一覧表（「アルキジナジオ館」内のアルキジナジオ市立図書館の写本コレクションの内容と現状、LXXIV、1979年、7～38ページ）を作成した。この一覧表は、各々の目録の説明も記している。</p> <p>単一のアルファベット順で著者、主題及び科目別に分けたカードを使用したカタログ辞書が（写本室に）保管されているが、それらは、ゴツァディーニの特別文書、自筆コレクション及びその他様々な特別文書で構成される写本Bに関するものである。</p> <p>最近再編成され目録に記載された所蔵資料に関する多数の目録が、会報「L'Archiginnasio」、そして同図書館の刊行物「L'Archiginnasio」で発表された。これらの所蔵資料の一部及び個々の作成者に関する情報は、アルキジナジオ図書館のウェブサイトのパージ「コレクションー特別文書」で得ることができる。  <a href="http://www.archiginnasio.it/html/fondi_speciali.htm">http://www.archiginnasio.it/html/fondi_speciali.htm</a></p>
<b>5.4 アクセス領域</b>		
<b>5.4.1 開館時間</b>		<p>写本・稀少文書係  月曜日～金曜日：9時～18時45分。土曜日：9時～13時45分。図書館のその他のサービスの提供時間に関しては、次のURLを参照。  <a href="http://www.archiginnasio.it/html/informazioni.htm-orari">http://www.archiginnasio.it/html/informazioni.htm-orari</a></p>
<b>5.4.2 アクセス及び利用条件</b>		<p>アルキジナジオ図書館の写本・稀少文書係で管理されているアーカイブズ資料の閲覧は、写本・稀少文書室で行う（12席）。複製本又は原本の写本、特別文書及び稀少印刷図書（整理番号16と10）の研究を行う図書館利用者であれば誰でも写本・稀少文書室へ入ることができる。</p>

	<p>利用者は、住所も記載された有効期間内の写真付き身分証明書（行政機関からEU市民に発行されたもの、EU以外の市民についてはパスポート）を携帯しなければならない。</p> <p>利用者の個人情報の取扱は、個人情報保護法に従って、統計とサービスのみを目的として行われる。</p> <p>また、利用者は、消すことができる鉛筆、メモ用紙（絶対に不可欠）と場合によっては巻き尺、白の木綿製の手袋（彩色された写本、写真、その他の特別な資料を閲覧する場合）保管ケースなしの携帯パソコンも携帯しなければならない。</p> <p>利用者は、自分の本・資料又は図書館の他のセクションの本・文書を写本・稀少文書室へ持ち込むことはできない。ただし、書面での請求により許可が与えられ、かつ適切な理由がある場合は、この限りではない。</p> <p>はさみ、小刀、ナイフの刃、かみそり、粘着紙や粘着テープ、糊、瓶に入ったインク、修正液、その他図書館の文書を傷めるような物品・物質を持ち込むことはできない。</p> <p>写本は、図書館の部屋に置いてある専用の用紙を用いて、また印刷資料は、カード箱に用意されている通常の請求用紙に書き込んで請求する。写本の受け渡しは、開館時間に合わせて9時30分から13時30分まで行われる（土曜日は、最終受け渡しが12時30分に行われる）。月曜日から金曜日までは、18時45分まで、午前中に請求した、また場合によっては別にとっておいて写本の閲覧を続けることができる。</p> <p>利用者は、通常、特別文書を2ファイル以下、又は書籍（又は雑誌、又は記録簿）5冊、又は書籍（又は雑誌、又は記録簿）3冊と2ファイルを原本で毎日閲覧することができる。この数を上回る資料を必要とする研究の場合は、その理由を記載した書面で請求することで、許可を得ることができる。</p> <p>退室する前に、資料を職員に返却する。また、スタンプが押された入室証明書の返却を受ける（書籍・写本を借りない場合でも同様）。</p> <p>2008年1月2日から有効な「写本・稀少文書室の活動方法」の全文は、次のURLで参照する。<a href="http://www.archiginnasio.it/html/consultazione_di_manoscritti_e_rari.htm">http://www.archiginnasio.it/html/consultazione_di_manoscritti_e_rari.htm</a>.</p> <p>アルキジナジオ図書館及び様々なサービスの利用方法に関して、さらに詳細な情報を得るには、次のURLを参照する。<a href="http://www.archiginnasio.it/html/informazioni.htm#modalita">http://www.archiginnasio.it/html/informazioni.htm#modalita</a></p>
5.4.3 アクセシビリティ	<p>移動する上で困難のある人は、次の曜日・経路で入館できる。</p> <p>一月曜日から土曜日まで、市立考古学博物館から（アルキジナジオ通り2番）。</p> <p>一月曜日は、フォスケラーリ通り2番から（ベルを鳴らし、返事を待つ）。</p> <p>問い合わせは051 276811まで。</p>
5.5 サービス領域	
5.5.1 研究支援サービス	<p>写本・稀少文書室の職員は、このセクションに保管されている図書・文書資料に関する情報を利用者いつでも提供する。情報は、図書館で直接又は通信手段（Eメール、郵便）を利用して提供される。</p> <p>利用可能なサービスに関する情報全般については、図書館のウェブサイト<a href="http://www.archiginnasio.it">http://www.archiginnasio.it</a>の「サービス」のページを参照する。</p>
5.5.2 複製サービ	<p>写本、稀少文書及び価値の高い資料は貸出の対象から除外され、</p>

ス		<p>またコピーすることもできない。</p> <p>他の種類の複写物（スライド、写真、マイクロフィルム、ファイルからの印刷物）であれば請求することができる。</p> <p>このサービスは有料であり、図書館内部で活動する民間会社が請け負っている。</p> <p>作品の複製サービスは、研究目的で個人的に使用する場合のみ、著作権と複写権を遵守することを前提として認められる。</p> <p>受付時間：月曜日～金曜日：9時30分～13時30分と14時30分～18時30分。土曜日：9時30分～13時30分。</p> <p>一般的な情報に関しては、アルキジナジオ図書館の次のウェブサイト参照する。</p> <p><a href="http://www.archiginnasio.it/html/fotoriproduzioni.htm">http://www.archiginnasio.it/html/fotoriproduzioni.htm</a></p>
5.5.3 公共エリア		<p>アルキジナジオ図書館は、連続講演会、書籍の紹介、会議、展覧会など、数多くの文化イベントを開催している。また出版活動も活発であり、具体的には、雑誌「L'Archiginnasio」、図書館主催の展覧会のカタログ及び刊行物「Biblioteca de L'Archiginnasio」を出版している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－展覧会用のスペース</li> <li>－飲物の自動販売機が設置された休憩室</li> <li>－バッグその他の物品の保管所</li> <li>－無料のインターネットナビゲーション</li> <li>－Eメールによる印刷物・写本の予約</li> </ul>
<b>5.6 管理領域</b>		
5.6.1 記述識別子		IT-BO0304-1
5.6.2 機関の識別子		IT-BO0304
5.6.3 規則及び／又は慣行		<ul style="list-style-type: none"> <li>－ISDIAH標準（アーカイブズ所蔵機関の記述に関する国際標準）に準じた記述。</li> <li>－識別子要素及び名称の典拠形（名称の許可された最初の形）に関するイタリア図書記録。</li> <li>－SIUSA－名称の典拠形要素（名称の許可された2番目の形）に関するアーカイブズ保存機関のための統一情報処理システム。</li> </ul>
5.6.4 状態		初版
5.6.5 詳細レベル		完全な記述
5.6.6 作成、改訂又は削除の時期	ISO 8601	2008/04/17
5.6.7 言語及び文字体系		イタリア語： ita
5.6.8 出典		<ul style="list-style-type: none"> <li>－「アルキジナジオ館、大学、宮殿、図書館」、ボローニャ、Credito Romagnolo社、1987年</li> <li>－「アルキジナジオ市立図書館、ボローニャ」、ピエランジェロ・ベッレッティニ著、フィエゾレ市、Nardini社</li> <li>－サヴェリオ・フェラーリ、「アルキジナジオ市立図書館の文書保管室」、アルキジナジオ館、LXXVII（1983年）、237～266ページ。</li> <li>－アルキジナジオ図書館のウェブサイト(<a href="http://www.archiginnasio.it">www.archiginnasio.it</a>)</li> </ul>
5.6.9 記述管理の注記		カードは、マリア・グラツィア・ボッリーニ及びアンナ・マンフロン（アルキジナジオ市立図書館）によって作成され、その後見直しがなされている。
<b>6. アーカイブズ所蔵機関の記述のアーカイブズ資料とその作成者への関係付け</b>		
<b>関係1</b>		
6.1 関連するアー	タイトル	アントニオ・バルダッチ

カイズ資料のタイトル及び識別子	識別子	IT BO0304 FA1
6.2 関係の記述		個人アーカイブ
6.3 関係の年月日		2000年～
6.4 名称の典拠形及び関連する典拠レコードの識別子		バルダッチ、アントニオ、 1867年～1950年
<b>関係2</b>		
6.1 関連するアーカイブ資料のタイトル及び識別子	タイトル	アントニオ・ガンドルフィ
	識別子	IT BO0304 FA3
6.2 関係の記述		個人アーカイブ
6.3 関係の年月日		1955年～
6.4 名称の典拠形及び関連する典拠レコードの識別子		ガンドルフィ、アントニオ、 1835年～1902年

## 例5 - 記述言語：フランス語（フランス）

<b>5.1 固有性の領域</b>		
<b>5.1.1 識別子</b>		FR/AD971
<b>5.1.2 名称の典拠形</b>		グアドループ県文書館
<b>5.1.3 名称の平行形式</b>		
<b>5.1.4 名称の他の形式</b>		
<b>5.1.5 アーカイブズ所蔵機関の種類</b>		グアドループ県会に付属した県文書館局
<b>5.2 連絡領域</b>		
<b>5.2.1 所在地及び住所</b>		郵便上の住所： BP 74 97 102 Basse-Terre cedex Guadeloupe 地図上の住所： Bisdary 97113 Gourbeyre Guadeloupe ウェブサイト： <a href="http://www.cg971.fr">http://www.cg971.fr</a>
<b>5.2.2 電話、ファクス、Eメール</b>		Tel: +33 (0)5 90 81 13 02 Fax: +33 (0)5 90 81 97 15 Email : <a href="mailto:archives@cg971.fr">archives@cg971.fr</a>
<b>5.2.3 連絡窓口</b>		
<b>5.3 記述領域</b>		
<b>5.3.1 アーカイブズ所蔵機関の歴史</b>		<p>グアドループ県文書館は、4つの「旧」植民地（グアドループ、マルティニク、ギアナ、レユニオン）を海外県とする1946年3月19日付法律に従って、1951年に公式に創設された。文書館は県庁事務総局に付属するものとされた。</p> <p>1955年に、火災により所蔵資料及び収集資料の一部が焼けたが、幸いなことに主に公的刊行物の重複物であった。</p> <p>1976年に、スープリエール火山の活動が活発化したため、緊急に収集資料をグランド・テールやマルティニクに移動した。このため、普段よく整理していなかった資料や束がごちゃまぜになるという困った結果が生じた。</p> <p>バス・テールの出口、グールベイエに県会によって建てられた新しい建物の中に1986年に居を定めるまで、場所がないという理由で長い間、所蔵資料を増やすことがなかった。</p> <p>2006年以降、業務はコンピュータ化され（コンピュータによる管理・検索ツールの作成）、2007年には、検索ツールの電子作成アプリケーションが、将来のインターネット・オンライン化に向けて稼動した。</p> <p>現在の建物の増築も2008年～2009年に計画されている。</p> <p>1982年～1983年の地方分権法に規定されている、県への国家権能の委譲に伴い、館は1986年に事実上県会の付属となった。しかしながら、館長は、国家公務員で、資産の保護者であり、県の意向に従う。館長は、県により実施される文化的政策に協力し、館の管理を滞りなく行いつつ、国のために固有の任務（県内の古文書の科学的、技術的管理）を負う。</p> <p>最後に、1993年の政令により、また県とフランス国立図書館との間でまとめられた協約により、館は、国立図書館に代わり、県全</p>

		体の出版社及び印刷業者からの法定納本を請け負う。
<b>5.3.2 地理的及び文化的背景</b>		もともと県庁の「オルレアン兵舎」と呼ばれる分館内にあった文書館は、1986年にグールベイユのコミューンにある新しい建物に移転した。
<b>5.3.3 典拠となる指令／資料</b>		
<b>5.3.4 管理組織</b>		館長は館長補に補佐される。館長補は、県のために行うあらゆる任務で館長の代理をし、その一方で、国家のために行う任務、領土の共同体の監督訪問、廃棄証の交付などは単独で遂行する。
<b>5.3.5 記録管理及び収集方針</b>		館は、地方、県、地方間、県間に分散化された県及び地理的執務管轄にある国の公共施設で作成された文書及び県の共同体の文書を収集する任務を負う。 館は、その一方で、県のコミューンの文書を納本として受け入れる。 館はまた、個人、家族又は企業のアーカイブズを、寄附、納本又は遺贈の形で受け取ることができる。 館は、通常の方法（支払いによる）で受け入れた古い文書がほとんど欠けているのを補うため、個別に存在していた資料の受入れによる所蔵資料の強化を可能にする集中的購入方針を実行に移している。
<b>5.3.6 建物</b>		現在の建物は、グールベイユのコミューンのビスダリと言われる場所のイエズス会の古い住居跡に、建築家パンクラサンにより建設され、1986年に開館した。 書架延長にして6kmにもなる資料を収蔵可能な6つの書庫がある。資料はほとんど飽和状態なので、建築家マーク・ジャレとエミール・ロンネイに依頼して増築を計画中である。建設は2008年～2009年の2期で実現されるはずだ。完成すると、書架延長にして12kmにもなる資料を保管する能力を持つことになる。
<b>5.3.7 アーカイブズ及びその他の所蔵資料</b>		その歴史のせいで、館はごくわずかな古い所蔵資料しか所蔵していない。その歴史の初めの何年かは、館は、基本的に、県庁の事務室に保管してあった、旧グアドループ県で生じた文書を受け入れた。県庁は、そもそも長い間、文書の主な供給者である。 つまり、所蔵資料は専ら近代（20世紀）の公的資料である。自然災害（火事、台風、地震等）は回復不可能な欠落（特に司法の所蔵資料）を生じ、ごく大量の文書の損失を招いた。 しかし、古い製糖業者（ボポール、コンテ・ド・ロエア）や不動産・改修業者（SODEG）、さらに金融資本家（グアドループ銀行）からのスケールの大きい幾つかの私文書もみられる。 特記：購入によっても、(定期的) 法定納本という間接的な方法によっても補われた由緒ある古代及び現代の所蔵資料の豊かな図書館 所蔵されている最も古いオリジナル資料は、1661年の羊皮紙にかかれた文書である。本来グアドループの一部と言われているバス・テール島とマリー・ガランの総督にボワスレを任命したルイ14世の開封特許状である。
<b>5.3.8 検索ツール、ガイド及び出版物</b>		所蔵資料の記述情報及び検索ツールの作成は進行中である。これは間もなく、オンラインでも館内でも利用可能となる（2007年10月）。それから、県会のウェブサイトでも利用可能となる（2008年～2009年）。
<b>5.4 アクセス領域</b>		
<b>5.4.1 開館時間</b>		月曜～金曜：8時～17時開館（水曜は8時～12時半） 年次休館日はない。

		祭日：法定祭日に加え、毎月曜、マルディグラ（謝肉祭の最終日）、灰の水曜日、聖金曜日、5月27日、聖霊降臨の大祝日後の月曜、11月2日は休館。
5.4.2 アクセス及び利用条件		県文書館は、写真付きの有効な公的身分証明書を携帯する全てのフランス人の閲覧者及び外国人の閲覧者に開放されている。受付で登録が必要である。登録は無料で、暦年の期間内で有効となる。年の初めに更新が必要である。
5.4.3 アクセシビリティ		ポアンテュ・ア・ピートルから県文書館に来るには、 ・国道1号をバス・テール方面に行く ・グールブーブルで降りて「ブランシェ、サン・シャルル」方面に向かい、矢印に従う。 閲覧室は1階にある。車椅子の方も利用可。 建物の増築の際には、閲覧室は2階に移転されるが、身体の不自由な方はエレベーターが利用可能。
5.5 サービス領域		
5.5.1 研究支援サービス		閲覧室は閲覧席が12席ある。5つのマイクロフィルム・リーダプリンタがある（要予約）。
5.5.2 複製サービス		コピーは、現行の規則に従い、必要に応じて、資料の状態に応じて、許可される。コピーは、その場で職員により現行の料金で行われる。 デジタルカメラの使用は、受付の職員に申し込んだ後許可される（フラッシュ使用は不可）。 複製の使用は、どのような形にしる、個人的利用以外の場合は総局に対して申し込む必要がある。
5.5.3 公共エリア		清涼飲料水（有料）の販売機が、受付ホールで利用できる。 文書館や教育局により開催される展示会への入場は、通常の開館時間に行われ、無料である。 館の刊行物（目録、教育用資料）は事務局で販売している。
5.6 管理領域		
5.6.1 記述識別子		FR/DAF/00000000060
5.6.2 機関の識別子		FR/DAF
5.6.3 規則及び／又は慣行		ISDIAH-アーカイブズ所蔵機関の記述に関する国際標準、初版、国際公文書館会議、2008年
5.6.4 状態		確定記述
5.6.5 詳細レベル		完全版
5.6.6 作成、改訂、削除の時期		2007-07-17 [ISO 8601]初稿 2008-04-11 [ISO 8601]最新版
5.6.7 言語及び文字体系		フランス語
	ISO 639-2	fre
	ISO 15924	latn
5.6.8 出典		
5.6.9 記述管理の注記		エレーヌ・セルパン（元県文書館長）により作成された注記
6. アーカイブズ所蔵機関の記述のアーカイブズ資料とその作成者への関連付け		
関係1		
6.1 関連するアーカイブズ資料のタイトル及び識別子	タイトル	グアドループ県最高会議登録簿
	識別子	FRAD971/1 B
6.2 関係の記述		グアドループ県文書館が保存する組織シリーズ

6.3 関係の年月日		
6.4 名称の典拠形及び関連する典拠レコードの識別子		グアドループ県最高会議
<b>関係2</b>		
6.1 関連するアーカイブズ資料のタイトル及び識別子	タイトル	ジュール・バレ資料
	識別子	FRAD971/2J
6.2 関係の記述		購入（1929年）によりグアドループ県文書館に収められた所蔵資料
6.3 関係の年月日		
6.4 名称の典拠形及び関連する典拠レコードの識別子		バレ、ジュール

## 例6 - 記述言語：ドイツ語（ドイツ）

<b>5.1 固有性の領域</b>		
<b>5.1.1 識別子</b>		0310011
<b>5.1.2 名称の典拠形</b>		ザクセン州立公文書館 - ドレスデン中央州立公文書館
<b>5.1.3 名称の平行形式</b>		-
<b>5.1.4 名称のその他の形</b>		ザクセン中央州立公文書館・ドレスデン、ドレスデン州立公文書館、ドレスデン州立中央公文書館
<b>5.1.5 アーカイブズ所蔵機関の種類</b>		州立公文書館
<b>5.2 連絡領域</b>		
<b>5.2.1 所在地及び住所</b>		アルヒーフシュトラッセ 14, 01069 ドレスデン、ドイツ、暫定的所在地: マリーエンアレー 12, 01099 ドレスデン、ドイツ ウェブサイト: <a href="http://www.sachsen.de/archiv">www.sachsen.de/archiv</a>
<b>5.2.2 電話、ファクス、Eメール</b>		電話: +49-(0)351-8006-0 ファクス: +49-(0)351-8021274 Eメール: <a href="mailto:poststelled@sta.smi.sachsen.de">poststelled@sta.smi.sachsen.de</a>
<b>5.2.3 連絡窓口</b>		グントウラム・マーティン博士 (館長) +49-(0)351-8006-0 <a href="mailto:poststelled@sta.smi.sachsen.de">poststelled@sta.smi.sachsen.de</a>
<b>5.3 記述領域</b>		
<b>5.3.1 アーカイブズ所蔵機関の歴史</b>		ドレスデン中央州立公文書館は、1831年の国家改革により解体された官庁の古い文書を收容するため1834年に創設された。公文書館専用として1912年から1915年にかけて建てられた建物に入っている。1933年まで中央州立公文書館はザクセンで唯一の州立公文書館であった。1949年から52年までは「ドレスデン州立中央公文書館」として、1965年以降は「ドレスデン州立公文書館」として、旧東ドイツの国家公文書館管理機関の管下にあった。1993年に「ザクセン中央州立公文書館」の名称に戻った。2005年1月1日に中央州立公文書館は、ケムニッツ、フライベルク、ライプツィヒの州立公文書館及び州公文書課と共に「ザクセン州立公文書館」に統合された。2004年12月13日の組織令が2007年に改正された結果、中央州立公文書館はザクセン州立公文書館の第2局となった。
<b>5.3.2 地理的及び文化的背景</b>		ドレスデン中央州立公文書館は、ザクセン自由州の省及びドレスデン県の裁判所・官庁・公的機関の伝統の継承に責任がある。
<b>5.3.3 典拠となる指令／資料</b>		1993年5月17日のザクセン自由州公文書法、ザクセン法律・法令官報の449頁
<b>5.3.4 管理組織</b>		第21局: 中央業務 第22局: 新旧の公文書資料 MO-Sachsen 第23局: 最新の公文書資料 MO-Sachsen
<b>5.3.5 記録管理及び収集方針</b>		ドレスデン中央州立公文書館は、ドレスデン県内にあるザクセン自由州の裁判所・官庁・公共施設とその旧機関の文書の把握、選択、評価及び受入れを担当している。現在、提出義務のある218の機関を受け持っている。

5.3.6 建物		ドレスデン中央州立公文書館は、ドレスデンの官庁街の端にあり、公文書館専用として1912年から1915年にかけて建てられた建物に入っている。この建物は、2008年から2010年末まで改修・増築が行われる。この間、中央州立公文書館は暫定的な所在地として、ドレスデンのアルベルトシュタットの端、マリーエンアレー12の旧兵舎を使用している。
5.3.7 アーカイブズ及びその他の所蔵資料		中央州立公文書館は次の時期の公文書を保管している： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1485年までのヴェッティン家の宮内・中央行政</li> <li>・ 1485年から1831年までのアルブレヒト公国とザクセン公国・王国</li> <li>・ 1831年から1945年までのザクセン王国とザクセン自由州</li> <li>・ ザクセン軍当局とザクセン軍</li> <li>・ ザクセン州 1945年～1952年</li> <li>・ ドレスデン県 1952年～1990年</li> <li>・ ザクセン自由州 1990年～</li> <li>・ 旧東独の国有経済下の企業と公的施設の所蔵資料</li> <li>・ かつての荘園制の遺品や文書といった官庁と関係のない文書資料</li> <li>・ 収集資料</li> </ul>
5.3.8 検索ツール、ガイド及び出版物		ベルベル・フェルスター/ライナー・グロース/ミヒャエル・メルヘル（編纂者） ザクセン中央州立公文書館とその出先機関であるバウツェン、ケムニッツ、フライベルクの所蔵資料 1/1と1/2巻：ザクセン中央州立公文書館の所蔵資料、ライプツィヒ大学出版部 1994年 ISBN 3-929031-56-6 オンライン所蔵資料一覧とオンライン書籍検索は <a href="http://www.archiv.sachsen.de/archive/dresden/1104.htm">www.archiv.sachsen.de/archive/dresden/1104.htm</a>
5.4 アクセス領域		
5.4.1 開館時間		開館時間： 月、木、金 8:30～16:00 火、水 8:30～18:00
5.4.2 アクセス及び利用条件		中央州立公文書館は、信ずるに足る当然の利益があれば誰でも利用することができる（ザクセン公文書館法第9条）。利用に関する詳細は2003年2月24日のザクセン公文書館利用規則、ザクセン法律・法令官報79頁を参照のこと。
5.4.3 アクセシビリティ		中央州立公文書館は、市電7か8でシュタオフエンベルクアレーの電停、又は91番のバスでマリーエンアレーのバス停が最寄り。マリーエンアレーには十分な駐車スペースがある。
5.5 サービス領域		
5.5.1 研究支援サービス		閲覧室は全50席にコンピュータ設備有、マイクロフィルム・リーダーを備えた作業台12席、参考書コーナー 言語：ドイツ語、英語、フランス語
5.5.2 複製サービス		館内に複写用の作業スペースがある。サービス内容と料金については2006年5月23日のザクセン公文書館料金規則、ザクセン法律・法令官報163頁を参照のこと。
5.5.3 公共エリア		利用者用休憩室（15席） 飲み物の自動販売機
5.6 管理領域		

5.6.1 機関記述識別子		DE-SN-StA-D 1
5.6.2 機関の識別子		0310011
5.6.3 規則及び／又は慣行		アーカイブズ所蔵機関の記述に関する国際標準 (ISDIAH)、第1版、国際公文書館会議 (ICA) 2008年
5.6.4 状態		草案、訂正版
5.6.5 詳細レベル		完全
5.6.6 作成、改訂、削除の時期		2008年3月12日
5.6.7 言語及び文字体系		
	ISO 639-2	de
	ISO 15924	latn
5.6.8 出典		<a href="http://www.sachsen.de/archiv">www.sachsen.de/archiv</a>
5.6.9 記述管理の注記		ニルス・ブリューバッハ博士がデータを作成
<b>6. アーカイブズ所蔵機関の記述のアーカイブズ資料とその作成者への関連付け</b>		
<b>関係1</b>		
6.1 関連するアーカイブズ資料のタイトル及び識別子	タイトル	宮内・中央行政 (ヴィッテンベルク公文書館)
	識別子	10005
6.2 関係の記述		所蔵公文書： ヴェッティン家領内における行政は13世紀に始まり、特に14世紀より強化された。ヴェッティン家の領邦君主制の確立がその理由である。地域レベルで役所ができる一方、宮廷顧問官会議と官房が中央の重要機関へと発展した。この行政機能は1423年に選帝侯になって一段と強化された。しかし、ヴェッティン家の領地全体に対する統一的な中央行政は、ヴェッティン家の領地が家系別に分割所有されていなかった一時期にしか存続せず、その最後が1482年から1485年まで行われた全領土に対するエルンスト選帝侯とアルブレヒト公爵の共同統治であった。この統治と同じく長期的解決策ではないと考えられていた1485年のライプツィヒ分割が、結局は最終的な決定となった。このライプツィヒ分割が、アルブレヒト系とエルンスト系のザクセンに分かれて公文書が継承される始まりである。
6.3 関係の年月日		1314年～1486年
6.4 名称の典拠形及び関連する典拠レコードの識別子		-
<b>関係2</b>		
6.1 関連するアーカイブズ資料のタイトル及び識別子	タイトル	フォン・ビューナウ伯爵・男爵家の遺品
	識別子	12579
6.2 関係の記述		寄託物、家内文書 フォン・ビューナウ家はフォークトランツの古貴族である。先祖伝来の家はビューナを名乗っていた。わかっている限りで最も古い先祖はナウムブルク司教区の司教の下で下級貴族として仕えていた。文書上では1166年3月10日に、最初のビューナウ家の者として、シェンブルク城の城主であるルドルフス・デ・ブノヴェの名が挙げられている。これ以降数十年間、フォン・ビューナウはフォークトランツの城伯・城代として登場している。やがて中世中期以降になると貴族の家系は次々と枝分かれし、地理的に拡大する。数々の農園・領地を取得する中で、フォン・ビュー

		ーナウ家は数百年の間に15の直系と28の傍系に分かれる。15世紀から19世紀の間、フォン・ビューナウ家一族は主にヴェッセンシュタイン城、ネートニッツ領、ペーメンに住んでいた。
<b>6.3 関係の年月日</b>		17世紀～20世紀
<b>6.4 名称の典拠形及び関連する典拠レコードの識別子</b>		フォン・ビューナウ伯爵・男爵

## 例7 - 記述言語：ポルトガル語（ブラジル）

<b>5.1 固有性の領域</b>	
<b>5.1.1 識別子</b>	BR/ABL
<b>5.1.2 名称の典拠形</b>	ブラジル文学アカデミー。ムシオ・レアン文書館
<b>5.1.4 名称の他の形式</b>	ブラジル文学アカデミー ABL
<b>5.1.5 アーカイブズ所蔵機関の種類</b>	文化的目的を有する民間機関
<b>5.2 連絡領域</b>	
<b>5.2.1 所在地及び住所</b>	ブラジル 20030-021リオデジャネイロ州リオデジャネイロ市 プレシデンテ・ウィルソン大通り203番ーカステロ <a href="http://www.academia.org.br">www.academia.org.br</a>
<b>5.2.2 電話、ファクス、Eメール</b>	電話： XX (55) (21) 3974-2547; 3974-2564 ファクス： XX (55) (21) 2533-2460 <a href="mailto:arquivo@academia.org.br">arquivo@academia.org.br</a>
<b>5.2.3 連絡窓口</b>	長： パウリノ・レメス・デ・ソウザ・カルドソ Eメール： <a href="mailto:paulino@academia.org.br">paulino@academia.org.br</a>
<b>5.3 記述領域</b>	
<b>5.3.1 アーカイブズ所蔵機関の歴史</b>	<p>ブラジル文学アカデミーは1897年7月20日に設立され、マシヤド・デ・アッシスが初代会長に就任した。設立初期において、このアカデミーは自身の拠点を構えておらず、その会員たちは、旧連邦首都の様々な建物やホールを集会場所としていた。その後ブラジル独立100年祭の機会にフランス政府から同国の展示パビリオンであるプチ・トリアノンの寄贈を受け、ようやく定位置を確保したのであった。この建物は、30階建てのアウストレジェシロ・デ・アサイデの建物が建設され、アカデミーの本部がそのビルに移り、経済的に独立するまで、アカデミーの拠点として利用された。</p> <p>ブラジル文学アカデミー（ABL）文書館の設立・形成の歴史は、初期の会議、いわゆる準備集会において、同アカデミーの議事録に記されているように会員の話題に上ったのが始まりである。しかしながら、ABLにおける文書館の組織化に関する最初の言及は、1926年12月9日の議事録の中で、会員コンスタンシオ・アルヴェスが、ライブラリアンの職務から独立したアーキビストの職務を設ける提案をする場面に見られる。</p> <p>その後、1943年12月16日の会議において、その議事、つまりABLの「内部体制改革プロジェクトに関する議論」に関して、ムシオ・レアン氏は、アカデミーのアーカイブズを最終的に整理する必要性に触れながら、文書館の館長の選出とその権限に関する規則等を草案に追加する修正案を提出した。</p> <p>内部体制改革に関する草案は、1943年12月23日の会議において全会一致で承認された。さらに数年後の1948年12月23日の会議では、会員ムシオ・レアン氏が文書館長に再選され、彼が死去する1969年8月12日まで、つまり26年間連続でその職務に就いた。偉大な会員である彼の死から4ヶ月後の1969年12月30日に、1970年の役員が就任するための一般公開会議が行われた。その日、会長アウストレジェシロ・デ・アサイデ氏は、役員会報告書及び1970年度計画を読み上げる際に、ムシオ・レアン氏の名前を「ブラジル文学アカデミーの非常に重要な部署に与える」ことを明らかにした。</p> <p>アカデミーの議事録を調べると、文書館がプチ・トリアノンの一部を構成する部屋のひとつ、つまりメディロス・アルブケルケ大広間で活動していたことが確認できる。ABL文書館の再活性化と再整理のプロジェクトは、1997年2月から実行され、発見された資料の最初の調査が開始された。この時から文書館は、適切で近代的な設備を取り入れ、新たな実情に見合っ</p>

	<p>た機器を購入した。こうして、文書保存衛生管理グループが設けられ、同グループは、古文書学に関する上級レベルの教育を受けた専門家のみによって運営されることになった。閲覧用の所蔵資料の受け取り、取り扱い、利用に関する日常業務及び規則が定められ、所蔵資料の重要性と手入れに関する情報プログラムが作成され、ABLの他の職員の間でも普及が進められている。また、職員・研修生がリサイクル・改善プログラムに参加する機会が設けられた。</p>
<b>5.3.2 地理的及び文化的背景</b>	<p>ABL文書館は、その専門性ゆえに、文化・知識の涸れることのない源であり、国内・国際の傑作文学の手稿が、3～4世代の文人の書簡集と肩を並べるように、同じ場所に置かれている。</p> <p>この文書館は、ブラジルのリオデジャネイロ州、リオデジャネイロ市に位置している。</p>
<b>5.3.3 典拠となる指令／資料</b>	<p>ブラジル文学アカデミー。定款。リオデジャネイロ、1897年1月28日。</p> <p>ブラジル文学アカデミー。内部規定。リオデジャネイロ、2004年。</p>
<b>5.3.4 管理機関</b>	<p>ABL文書館の運営機関は、同アカデミーの内部規定で定められている。アカデミー会員の館長が置かれ、必ず正規会員の中から選出されている。文書館は、古文書学に関する上級レベルの教育を受けた1名のアーキビストによって管理され、また機関アーカイブズ及び会員アーカイブズに関する業務を担当するため、このアーキビストの指揮下に、同じく古文書学の上級教育講座を受けた2名のアーキビストが配置されている。文書保存グループに関しても同様であり、同グループは1名の修復アーキビストが調整役を務めている。その他の職員として、修復アーキビストが1名、アーキビスト補佐が1名置かれている。文書館で展開される仕事全体を補佐するため、10名の研修員が雇用されているが、その全員が古文書学の学生である。</p>
<b>5.3.5 記録管理及び収集方針</b>	<p>機関アーカイブズは、ブラジル文学アカデミーの支援活動及び目標活動において発生し、受取り、蓄積した全ての文書の資料管理を実施することが義務づけられている。また、会員アーカイブズは、アカデミー会員、高位守護者のほか、協力者の生活及び作品に関する文書を最終的に保護することが義務づけられている。それらの資料は、一般的に、アカデミーの会員又はその家族から寄贈によりアカデミーに受け入れられたものである。なおABLは、購入をしていない。</p> <p>文書館に入る全ての文書は、先に文書保存グループに渡される。同グループは、文書台紙を安定させ、衛生的な状態に保つ。</p>
<b>5.3.6 建物</b>	<p>ブラジル文学アカデミーのある建物は、近代的インテリジェント・ビルで、リオデジャネイロ市の中心に位置している。この建物は、30階建てであり、11台の一般用エレベーターと1台の業務用エレベーター、ガレージ、庭園、最新機器を備えた280の座席を有する劇場、会議室、情報処理機器が全体的に備えられた図書館、カフェ、書店、そして画廊が用意されている。建物は、大企業ENGEPRD社により管理され、消防隊も設けている。</p>

5.3.7 アーカイブズ及びその他の所蔵資料	ブラジル文学アカデミーは、同アカデミーのほか、アカデミー会員個人が作成し、受取り、蓄積した文書にアクセスするための設備の保存、整理、創設を目的としている。そのうち、個人のアーカイブズは生前又は死後に家族及び／又は相続人から寄贈されたものと理解される。アカデミー文書館に保管されている文書を取り扱うため、2つの大きな管理基準グループに所蔵資料を分ける整理方法が選択された。そのグループのひとつは、会員アーカイブズであり、各アカデミー会員及び／又は協力者の私有・個人文書で構成される。もうひとつは、機関アーカイブズで、ブラジル文学アカデミーの運営・機能に関する文書で構成されている。ブラジル文学アカデミーは、アーカイブズのほか、カンディド・ポルティナーリ、H. ベルナデッリ、その他多数の国内・海外で有名な芸術家の美術作品、絵画及び胸像のコレクションを豊富に揃えている。また、会員のメダル、ネックレス、勲章の貴重なコレクションも保管している。画像研究及び視聴覚の分野では、ロケテ・ピントが作成した映画作品、一連の「アカデミー会員の証言」、およびリオデジャネイロで活動している著名な写真家が撮った写真のほか、銀板写真や写真が生まれた初期の他の方法による作品が際立っている。
5.3.8 検索ツール、ガイド及び出版物	ブラジル文学アカデミー文書館は、目録、索引、便覧などの調査ツールを作成している。文書館は、最近、「アカデミー会員アーカイブズの総合便覧」及び会員に関する初めての目録「会員マシャド・デ・アシス・アーカイブズ目録」を作成した。この目録は、すでに今後発行が予定されている他の一連の目録のモデルとなるものである。
5.4 アクセス領域	
5.4.1 開館時間	月曜日～金曜日の10時～17時。最終入館時間：16時。文書の最終申込時間：16時45分。 全国及び地域の祝祭日は休館。
5.4.2 アクセス及び利用条件	身分証明書（IDカード及びパスポート）を提示すれば、ブラジル国民及び外国人は、無料で自由に入館できる。 利用者は、ABL文書館の利用者台帳カードの記入、電話又はEメールによる閲覧予約が義務づけられている。 <a href="mailto:arquivo@academia.org.br">arquivo@academia.org.br</a> 秘密文書、部外秘文書及び機密文書の閲覧は、アカデミー会員アーカイブズの場合は本人又は家族の許可、機関アーカイブズの場合はABLの役員会の許可を得た上で、現行法規に従って定められた期間を守ることによってのみ認められる。
5.4.3 アクセシビリティ	文書館は、特別な必要がある人のために用意された設備、つまり、スロープ、専用トイレ、専用駐車スペース（駐車スペースの予約は、閲覧の予約時に行わねばならない）を有する建物の中に位置している。 バス：カステロ行き、シネランディア行き、リオ・ブランコ大通り行きの全ての路線。 地下鉄：シネランディア駅。 電車：シネランディア駅。 駐車場：シネランディア駐車場及びサンタ・ルジア駐車場。
5.5 サービス領域	
5.5.1 研究支援サービス	閲覧室では、利用者はテキスト文書および画像資料を請求し、閲覧する。ブースでは、利用者は、デジタル・フォーマット及びマイクロフィルムの視聴覚資料を閲覧する。 文書館職員は、利用可能な所蔵資料に関して指導を行い、調査用ツール（紙及び電子媒体の目録、索引、カタログ）の取り扱い及び資料の請求方法について、手助けを行う。 また、複写の請求を管轄機関へ回し、利用者が直接利用できない所蔵資料の保管、取り扱い、保存の各分野との間で必要な全ての連絡の仲介役を果

	<p>たす。</p> <p>遠方利用者への対応：利用者は、Eメールを通じて調査を行うこともできる。</p>
<b>5.5.2 複製サービス</b>	<p>文書は、媒体変換（写真撮影、マイクロフィルム化、デジタル化など）されたあと、各々の技術のマスターからのみ複製される。</p> <p>マイクロフィルム化、写真撮影、デジタル化されていない資料原本は、その原本の保存状態が良好であり、複製に利用される方法が原本に損傷を与えないのであれば、どのような媒体による複製も認められる。第三者のためのアカデミー会員アーカイブズの複製は、文書の寄贈条件及び現行関連法を遵守しながら、ABLによって行われる。</p> <p>複製サービスは、請求者の費用負担により、ABLが行う。</p> <p>文書館は、文書の複製請求を受けてから、開館日数で10日以内に請求に応える。</p> <p>ABLに収められている文書の複製は、いずれの場合においても、ABLの館長又は目録センターの主任の書面での許可を必要とする。</p>
<b>5.5.3 公共エリア</b>	<p>ブラジル文学アカデミーは、その会員の生活・作品のほか、ブラジルの言語、文学及び文化を扱ったテーマに関する様々なイベントを含む文化的プログラムを用意している。それらのプログラムには、連続講演会、円卓会議、展示会、コンサート、リサイタル、本の刊行、劇の上演、ドラマティック・リーディングなどが含まれる。さらに、展示室、上映室、参考資料・情報室で構成された「マシャド・デ・アシスの部屋」を用意し、マシャドの世界に関する調査・普及に努めている。</p> <p>書店とカフェも設置されている。</p>
<b>5.6 管理領域</b>	
<b>5.6.1 記述識別子</b>	BR/ABL
<b>5.6.2 機関の識別子</b>	ブラジル文学アカデミー文書館
<b>5.6.3 規則及び／又は慣行</b>	国際公文書館会議。ISDIAH：アーカイブズ所蔵機関の記述に関する国際標準。パリ：国際公文書館会議、2008年。
<b>5.6.4 状態</b>	準備版
<b>5.6.5 詳細レベル</b>	完全な記述
<b>5.6.6 作成、改訂、削除の時期</b>	作成日：2008年5月9日 2008/05/09 (ISO 8601)
<b>5.6.7 言語及び文字体系</b>	ポルトガル語 – Port
<b>5.6.8 出典</b>	サイト： <a href="http://www.academia.org.br">www.academia.org.br</a> e <a href="http://www.machadodeassis.org.br">www.machadodeassis.org.br</a>
<b>5.6.9 記述管理の注記</b>	記述作成者：パウリノ・カルドソ（文書館長）；シンティア・メンデス（機関アーカイブズの責任者）及びマリア・オリヴェイラ（アカデミー会員アーカイブズの責任者）。

## 例8 - 記述言語：ポルトガル語（ブラジル）

<b>5.1 固有性の領域</b>	
<b>5.1.1 識別子</b>	BR.Fiocruz-COC
<b>5.1.2 名称の典拠形</b>	オズワルド・クルズ財団。オズワルド・クルズの家。
<b>5.1.4 名称の他の形式</b>	COC
<b>5.1.5 アーカイブズ所蔵機関の種類</b>	公共財団
<b>5.2 連絡領域</b>	
<b>5.2.1 所在地及び住所</b>	<p>オズワルド・クルズの家－住所 ブラジル、21040-360リオデジャネイロ州リオデジャネイロ市 マンガニョス地区ブラジル大通り4365番</p> <p>アーカイブ・ドキュメント課 ブラジル、21040-361リオデジャネイロ州リオデジャネイロ市 マンガニョス地区ブラジル大通り4036番4階 <a href="http://www.coc.fiocruz.br">http://www.coc.fiocruz.br</a></p>
<b>5.2.2 電話、ファクス、Eメール</b>	<p>ファクス：XX(55) (21) 2590-3690 電話：XX(55) (21) 3882-9124 Eメール：<a href="mailto:consulta@coc.fiocruz.br">consulta@coc.fiocruz.br</a></p>
<b>5.2.3 連絡窓口</b>	<p>ナラ・アゼヴェドーオズワルド・クルズ家の館長 Eメール：<a href="mailto:nazevedo@coc.fiocruz.br">nazevedo@coc.fiocruz.br</a></p> <p>ラウリンダ・ロザ・マシエル－アーカイブ・ドキュメント課の課長 Eメール：<a href="mailto:laurinda@coc.fiocruz.br">laurinda@coc.fiocruz.br</a></p> <p>ペドロ・パウロ・ソアレス－生活博物館課の課長 Eメール：<a href="mailto:pedros@coc.fiocruz.br">pedros@coc.fiocruz.br</a></p> <p>マルシア・L. M. フランケイラー－歴史遺産課の課長 Eメール：<a href="mailto:mmf@coc.fiocruz.br">mmf@coc.fiocruz.br</a></p> <p>ロバート・ウェーゲナー－調査課の課長 Eメール：<a href="mailto:robert@coc.fiocruz.br">robert@coc.fiocruz.br</a></p>
<b>5.3 記述領域</b>	
<b>5.3.1 アーカイブズ所蔵機関の歴史</b>	<p>オズワルド・クルズ財団の歴史は、腺ペストに対する血清とワクチンの製造を目的とした連邦血清治療研究所が設立された1900年5月25日にさかのぼる。拠点となる建物を建設するために選ばれた場所は、リオデジャネイロ市の北部に位置する旧マンガニョス農場であり、その建物は、その後、モウリスコ病棟と呼ばれることになる。オズワルド・クルズは、1902年に、この研究所全体の指揮を引き受け、基礎応用研究と人材育成を含めるなど、研究所の活動を拡大させ、また抗ペスト血清の製造制限を停止させた。1904年には、モウリスコ病棟つまりマンガニョス城、馬小屋、キニーネ剤施設、時計病棟つまりペスト病棟、エヴァンドロ・シヤガス病院、鳩小屋つまり実験動物施設、アーサー・ネイヴァ病棟、および中央レストランを含めた歴史的建築施設の建設が開始された。オズワルド・クルズの家は、研究・資料作成・情報提供施設として1985年に設立された。この施設は、歴史、社会学及び科学・公衆衛生哲学における研究、資料作成保管、建築遺産の保存、教育、文化奨励、科学の教育・普及などの活動を展開している。</p>
<b>5.3.2 地理的及び文化的背景</b>	<p>連邦血清治療研究所及びオズワルド・クルズの家は、国内、特に連邦首都であるリオデジャネイロにおける保健状態の改善活動を背景として設</p>

	立された。
<b>5.3.3 典拠となる指令／資料</b>	オズワルド・クルズ財団。1985年11月19日に施行された大統領令No. 221/1985-PR。 オズワルド・クルズ財団。2007年7月5日の総会で承認された内部規定。
<b>5.3.4 管理組織</b>	オズワルド・クルズの家を構成する基本運営構造：役員会と統計資料課、管理課、調査課とアーカイブ・ドキュメント課、歴史遺産課と生活博物館課、教育調整課、出版部及び情報処理部。
<b>5.3.5 記録管理及び収集方針</b>	ドキュメント・アーカイブ管理システム (SIGDA) は、COC (オズワルド・クルズの家) のアーカイブ・ドキュメント課の調整のもとで展開されているプロジェクトであり、オズワルド・クルズ財団で作成された文書の管理、メンテナンス及び利用を効率的な方法で保証することを目的としている。これらの活動に基づいて、アーカイブズ管理の方針及び方法の確立を目指している。1995年から展開されているこのプロジェクトの実践活動には、主に、アーカイブズの状態及び情報管理方法の診断、蓄積された多量の文書の調査・分析、現存するアーカイブズの整理、中間文書保管の単位構造化、技術ツールの作成を伴う文書管理の規則・手順の確立が含まれる。
<b>5.3.6 建物</b>	建築・歴史的な施設は、1981年に国家歴史芸術遺産局（現在のIPHAN：ブラジル歴史文化遺産協会）から、また1998年には州文化財院 (INEPAC) から文化財の指定を受けた。 1904年から1905年にかけて建設されたペスト病棟つまり時計病棟は、この建築施設で最も古い建物であり、ルイズ・モラエズ・ジュニアにより設計された。小さな塔に位置する4面の時計を備え、現在、オズワルド・クルズの家がその拠点を構えているこの建物は、マルセイユから輸入された煉瓦で造られ、ドイツ窓を備えており、エリザベス女王時代の典型的なイギリス建築の手法を取り入れている。
<b>5.3.7 アーカイブズ及びその他の所蔵資料</b>	オズワルド・クルズ財団は、20世紀初頭からブラジルにおける生物医学及び公衆衛生に関する研究と密接に関わっており、衛生関連の研究、教育及び実践に関する学校が生まれ、またブラジル国内における保健活動の方向性及び科学・技術の発展に影響を及ぼす政策が形成される舞台であった。財団が有するこの歴史は、財団の大規模な所蔵資料、その建物、図書館、Manguinhos社の存続期間中に蓄積され、現在はオズワルド・クルズを管理下にある科学関連コレクション及び文書一式に刻み込まれている。
<b>5.3.8 検索ツール、ガイド及び出版物</b>	アーカイブ・ドキュメント課の閲覧室では、研究者は、所蔵資料専門取扱部門で作成された全ての調査ツール（目録、カタログ、索引、その他）のほか、データベースの一部、オズワルド・クルズを管理下にある科学関連コレクション及び文書一式に刻み込まれている。オズワルド・クルズの家は、調査ツールのほか、Manguinhos社の歴史、科学、保健関連の雑誌の出版を担当する出版部も設けている。
<b>5.4 アクセス領域</b>	
<b>5.4.1 開館時間</b>	開館時間：月曜日～金曜日の8時～17時。ただし国・地方の祝祭日を除く。 閲覧：月曜日～金曜日の9時～16時30分。
<b>5.4.2 アクセス及び利用条件</b>	大部分の文書は、無条件、または調査の対象・目的の評価後に許可が出されることで、自由に閲覧できる。どちらのケースにおいても、情報使用の条件を定め、責任の所在を決定する文書である誓約書に署名する必要がある。アーカイブズ資料の貸出はしていない。文献資料の貸出は、官吏、奨学生、研修生及び学生に対して認められているほか、図書館間貸出を通じて他の機関に対しても行われている。
<b>5.4.3 アクセシビリティ</b>	オズワルド・クルズ財団までは、ブラジル大通りを経由する市内バス及び都市間バスが利用できる。 財団の建物は、障害者用のスロープ、エレベーター及びトイレが設置さ

	れている。	
<b>5.5 サービス領域</b>		
<b>5.5.1 研究支援サービス</b>	アーカイブ・ドキュメント課は、郵便、電話、ファクス又はEメールでも利用者に対応している。 インターネットで文献・アーカイブズの所蔵資料に関する調査を申し込む場合、他の情報提供サービスを利用する場合は、「生物医科学及び保健の歴史における情報提供グループ」の登録簿に登録しなければならない。- <a href="http://www.coc.fiocruz.br/nucleo/">http://www.coc.fiocruz.br/nucleo/</a>	
<b>5.5.2 複製サービス</b>	一般的に、閲覧者が「使用権譲渡書」に署名することで、テキスト・画像・AV・音声の各資料を複写することが許可される。サービス料を支払うことで、電子コピー、マイクロフィルムからの紙へのコピー、デジタルコピー、写真コピー、AVテープの複製を入手することができる。稀少な文書・本の電子コピーは、原本の保存に何ら問題を発生させない場合にのみ許可される。	
<b>5.5.3 公共エリア</b>		
<b>5.6 管理領域</b>		
<b>5.6.1 記述識別子</b>	BR.Fiocruz-COC	
<b>5.6.2 機関の識別子</b>	オズワルド・クルズ財団。オズワルド・クルズの家。アーカイブ・ドキュメント課。	
<b>5.6.3 規則及び／又は慣行</b>	国際公文書館会議。ISDIAH：アーカイブズ所蔵機関の記述に関する国際標準。パリ：国際公文書館会議、2008年。 ブラジル技術規格協会。NBR 6023：情報、ドキュメント、レファレンス、作成。リオデジャネイロ、2000年。22ページ。	
<b>5.6.4 状態</b>	準備版	
<b>5.6.5 詳細レベル</b>	完全な記述	
<b>5.6.6 作成、訂正、削除の時期</b>	作成：2008年5月9日 2008-05-09 (ISO 8601)	
<b>5.6.7 言語及び文字体系</b>	ポルトガル語	
<b>5.6.8 出典</b>	オズワルド・クルズの家。アーカイブ・ドキュメント課。オズワルド・クルズの家所蔵資料便覧。リオデジャネイロ、オズワルド・クルズの家／オズワルド・クルズ財団、1995年。	
<b>5.6.9 記述管理の注記</b>	著者：マリア・ダ・コンセイサウン・カストロとフランシスコ・ドス・サントス・ロウレンソ。	
<b>6 アーカイブズ所蔵機関の記述のアーカイブズ資料とその作成者への関連付け</b>		
<b>6.1 関連するアーカイブズ資料のタイトル及び識別子</b>	タイトル 識別子	オズワルド・クルズ研究所資料 BR.Fiocruz-COC.IOC
<b>6.2 関係の記述</b>	オズワルド・クルズ研究所資料は、オズワルド・クルズの家資料の一部を構成する。すでに収集されている一部は、1907年～1989年の期間を含む。	

6.3 関係の年月日	1985年～
6.4 名称の典拠形及び関連する典拠レコードの識別子	オズワルド・クルズ研究所 (ブラジル)